

決算審査特別委員会記録

令和３年　第３回議会（ 定例会 ・臨時会）　　　（開会中・ 休会中 ・閉会中）			
会議日時	令和　３年　９月　９日　午前　９時３０分開会 令和　３年　９月１３日　午前１０時０７分閉会		
場　　所	各種委員会室		
出席者数	委員定数９名中 ９日　９名・１０日９名・１３日９名　出席		
出席人員	熊木　恵子	本間　秀正	内田　恵子
	西股　裕司	志賀浦　学	石川　康弘
	加藤　真悟	川幡　宗宏	細川美喜男
上記以外の出席者	側瀬　敏彦		
欠席人員	０名		
説明のため 出席した者	各課長以下		
付議事件	・ 令和２年度各会計決算認定について ・ 令和２年度南幌町病院事業会計決算認定について		
傍聴者	９日０名・　１０日０名・　１３日０名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和　　年　　月　　日

決算審査特別委員長_____

決算審査特別委員会会議録

(1 日 目 R3. 9. 8 9:30~14:42)

議会事務局長 おはようございます。それでは令和2年度分会計に係る決算審査特別委員会のほうを開催してまいりたいと思います。開会にあたりまして熊木委員長より御挨拶をお願いいたします。

熊木委員長 皆さんおはようございます。本日から3日間の日程で決算審査特別委員会を開催します。私は何分にも初めての委員長でございます。不慣れですがスムーズに進行できるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

第3回定例会において本決算審査特別委員会が設置され、認定第1号 令和2年度各会計決算認定について。認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定についての2本が審議付託されています。決算審査特別委員会の日程は、先ほども申しましたが、本日9月9日、10日、13日の3日間の日程で別紙審査順序のとおり順次、審査を行っていきます。コロナ禍であることから、説明員は各課主幹以上の職員に出席いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。各委員、説明員に申し上げます。委員が質問を行う場合には挙手をして委員長の許可を受け、議席番号、氏名を告げてから発言してください。また、質問事項については、決算書などのページを示し、要点を簡潔明瞭に発言してください。説明員が答弁する場合には、委員長の許可を受け、職名を告げてから簡潔明瞭に答弁するようお願いいたします。私語は慎むようお願いいたします。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力よろしくお願いいたします。傍聴者はいませんので、そこは割愛します。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を開会します。

審査順序の1番目、第1款議会費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

議会事務局長 それでは決算書の30ページをお開きください。決算書資料では2ページの上段をごらんいただきたいと思います。議会だよりの発行概要について掲載しておりますのでお目通しをお願いいたします。それでは決算書に戻ります。1款議会費1項1目議会費、支出済額4,646万7,549円です。右の備考欄をごらんいただきたいと思います。事業名 議会運営経費では、議員報酬、手当、旅費、政務活動交付金など、議会運営にかかる経費と議会だよりの発行にかかる経費などをあわせ4,600万5,305円を執行いたしました。4節共済費の不用額につきましては、当初議員共済会負担金を11名分で計上しておりましたが、基準日である4月1日現在での現職議員数が10名となったことによる執行残の85万円です。次に、8節旅費の不用額につきましては、コロナ禍により道内政務調査をはじめ道外視察研修等についてもいずれも未実施だったことによる執行残97万1,000円になります。次に下段、18節負担金補助及び交付金の不用額につきましては、政務活動費交付金の不用額100万9,000円がその主な内容になります。執行率は4%になっております。なお執行額4万6,610円につきましては、コロナ禍により活動が大きく

制限されたことから、貸出し用の書籍 19 冊を共同購入したものになります。以上の不用額を除き、ほぼ予算どおりの執行となっています。

次に、下段、事業名、事務局経費では、事務局運営にかかる経費として 46 万 2,164 円。ほぼ予算どおりの執行となっております。

以上で、1 款議会費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。ありませんか。(なしの声)
ないようですので質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

次に、審査順序の 2 番目、第 2 款総務費について審査を行います。同時審査として環境衛生費、じん芥処理費、し尿処理費、ふれあい館管理費の説明についてもあわせてお願いします。

総務課長 それでは、総務費に係る主要施策につきましては、成果説明書の 2 ページから 5 ページにかけて記載していますので、あわせてごらん願います。

決算書 31 ページ上段、2 款 1 項 1 目一般管理費、支出済額 1 億 4,212 万 8,132 円。ここでは、一般管理経費として、委員報酬、旅費、町長交際費、消耗品費、通信運搬費。次ページ、職員健康診断料、電話交換・庁舎日直業務、顧問弁護士、総合健康診査、財務書類作成、空知町村会負担金、姉妹町多良木町への災害義援金などの経費 2,204 万 5,230 円を執行しています。

次に、33 ページ、電算機器管理運営経費として、消耗品費、通信運搬費、情報系及び基幹系システム保守、町例規類集データベース年間更新、社会保障・税番号制度システム整備の委託。次ページ、電算機器の借上、電算機器管理用備品購入などの経費 6,943 万 5,444 円を執行しています。

次に、34 ページ中段、職員研修事業として、職員特別旅費、北海道への職員 1 名派遣に伴う駐車場借上料など、職員研修の経費として 30 万 430 円を執行しています。

次に、次ページにかけまして、ふるさと応援寄附事業として、謝礼品、事務手数料、寄附業務委託料など 5,034 万 7,028 円を執行しています。報償費からの予算流用については、寄附額の増加に伴い、役務費及び委託料へ流用を行ったものであります。なお、令和 2 年度の寄附実績につきましては 8,776 件、1 億 1,519 万 2,484 円となっています。以上です。

まちづくり課長 次に、35 ページ中段になります。2 目文書広報費、支出済額 1,475 万 114 円。あわせて成果説明書 2 ページ中段をごらんください。広報広聴活動事業では、毎月発行する広報なんぼろの発行経費として 232 万 6,450 円。新たに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、令和 3 年度から更新した町ホームページのリニューアル制作業務委託料として 1,056 万円、リニューアル前の町ホームページ運用に係るシステム借上料及びページの一部改修などの管理経費として 156 万 6,664 円。他に、UHB の地デジ広報サービスによる情報発信の経費として 29 万 7,000 円を執行しています。以上です。

総務課長 次に、下段、3目財産管理費になります。支出済額10億2,831万6,140円。ここでは庁舎等管理経費として、36ページにかけまして役場庁舎の管理に係る経費1,731万687円を執行しています。

次に、36ページ下段から次ページにかけて、公用車管理経費として、公用車並びに町有バス等の運行管理に係る経費1,139万7,572円を執行しています。

次に、37ページ中段から次ページにかけまして、財産管理経費として、町有財産に係る修繕、火災保険などの管理費用、各種基金の積立金など3億802万2,011円を執行しています。

次に、38ページ下段、指定管理者制度推進事業として、全48施設の指定管理について学識経験者を含めた選定委員会の開催経費として9,380円を執行しています。

次に、39ページ、役場庁舎改修事業として、役場庁舎改修に係る工事監理費、改修工事費、備品購入費として6億9,157万6,490円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 次に、39ページ中段になります。4目企画振興費、支出済額1億3,368万2,187円。不用額557万1,813円。不用額は、新型コロナウイルスの感染状況により、7節報償費で、エリアマネジメント推進事業において予定しておりました地域づくりセミナーが実施できなかったこと。8節旅費で、道外の集客型移住イベントが中止になったこと、空知地方総合開発期成会の国への要望活動が書面要望になったこと。12節委託料で、みどり野団地等販売管理事業の北海道住宅供給公社管理用地草刈業務において宅地販売増による実施面積の減、誘客交流拠点施設整備事業の基本設計業務の確定によるもの。18節負担金補助及び交付金で、新型コロナウイルスの感染状況により、移住促進事業の移住イベント、学生地域定着支援推進事業、姉妹町交流事業の研修補助金並びに児童交流事業等において事業の中止によるもの。みどり野団地等販売管理事業のきた住まいるヴィレッジの住宅内覧会の確定によるものが主な要因です。また、繰越明許費の14節工事請負費の2億7,390万円、18節負担金補助及び交付金の4,290万円、合計で3億1,680万円は、令和3年度に繰り越して実施する高度無線環境整備推進事業の事業費になります。

あわせて成果説明書2ページ中段をごらんください。移住促進事業では、本町への移住促進とみどり野団地の販売促進を図るため、移住体験事業及びさっぽろ連携中枢都市圏事業である「さっぽろ圏移住フェア」のオンラインイベントの出展、ファイナンスプランナーとタイアップした「なんぼろマイホームセミナー」の開催など82万9,458円を執行しています。なお、移住体験事業については8組16名の受入れ実績となっています。

決算書の次ページにかけて、みどり野団地等販売管理事業では、みどり野団地の広告宣伝活動、きた住まいるヴィレッジ事業の住宅内覧会及びイベントに伴う経費、公社管理用地草刈業務の委託料として1,760万3,312円を執行しています。また、みどり野団地の分譲については24区画、うち、きた住まいるヴィレッジが隣地購入を含めて7区画の実績となっています。

次に、決算書40ページ上段、成果説明書3ページ上段になります。生活路線等交通対策事業では、新たに令和3年10月に本格運行しますオンデマンド交通「あいるーと」の車両2台の購入費、車両に搭載するキャッシュレス決済及び配車システムの導入費、車庫の設置費など、初期導入にかかる事業費として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し1,360万2,640円。町内巡回バスの運行経費として223万4,596円を執行しています。

次に、決算書は41ページ上段になります。地域新エネルギー推進事業では、南幌温泉ペレットボイラーの保守点検や修繕のほか、研究開発への支援として29万3,000円を執行しています。

次に、姉妹町交流事業では、新型コロナウイルスの感染状況から、当初予定していた姉妹町多良木町との児童交流及び表敬訪問が中止となりまして、多良木町物産展をビューローにおいて10月10日と2月5日、6日の2回開催し、開催経費にかかる交付金を推進委員会に11万9,795円を執行しています。なお、10月10日の売上金を令和2年7月豪雨によって被害を受けた多良木町に寄付を行っております。

次に、企画振興経費では、南空知ふるさと市町村圏組合負担金及び空知地域創生協議会負担金など62万7,762円を執行しています。

決算書、次ページにかけて、協働まちづくり推進事業では、まちづくり活動支援事業補助金120万6,192円を執行しており、交付は農猿とAUSグループの2団体となっています。

次に、知名度向上対策事業では、南幌町の知名度を向上させるための委託経費として718万3,041円を執行しています。なんぼろ知名度向上業務と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、ウィズコロナの中での観光シティプロモーション活動業務をあわせて、ラジオ番組PRとして、FM北海道の物産展告知とWEB広告プレゼントキャンペーンCM、大山 慎介氏がパーソナリティーをつとめるHBCラジオ「みんなの北海道」、コミュニティFM「20局連動番組」、関西圏放送のFMCOOLOの番組提供、TV番組PRとして、UHB「めざましテレビ」の番組提供などを行い、知名度の促進を図っています。

次に、成果説明書4ページもあわせてごらんください。学生地域定着支援推進事業では、江別市・南空知の8つの自治体と江別市内の4大学などで構成する学生地域定着推進広域連携協議会の負担金として18万9,000円を執行しています。なお、新型コロナウイルスの感染状況から江別市内の大学生を受け入れる事業が中止となっております。

次に、子育て世代住宅建築費助成事業は、子育て世代の移住定住を図るため、住宅を新築される子育て世代の方に最大200万円を助成する経費として4,450万円を執行しています。なお、実績としては助成金の申請となる認定は23件、建築後の交付決定は前年度認定した繰越し分もあわせて35件となっています。

決算書、次ページにかけて、誘客交流拠点施設整備事業は、誘客交流拠点施設整備に向けた基本設計委託業務費として1,485万円を執行しています。

次に、エリアマネジメント推進事業は、誘客交流拠点施設を中心としたまちづくりに向けた、シンポジウム、オープンハウス、オープン座談会、子どもワークショップ

の開催経費として342万8,161円を執行しています。

次に、高度無線環境整備推進事業は、町内全域に光ファイバーを敷設する整備事業の実施設計費として2,701万8,200円を執行しています。

次に、決算書43ページ中段になります。5目企業誘致推進費、支出済額659万3,841円。不用額109万9,159円。不用額は、8節旅費で、新型コロナウイルスの感染状況から道外への企業訪問が実施できなかったこと。12節委託料で、南幌工業団地の用地分筆に伴う分譲が1件に留まったことによります。

あわせて、成果説明書4ページ中段をごらんください。企業誘致推進事業では、企業の新たな投資の意向調査として、サテライトオフィスについての調査にかかる経費、南幌工業団地分譲にかかる用地分筆の確定測量業務費、及び誘致企業である株式会社トクヤマへの企業立地等奨励金の交付などを執行しています。なお、南幌工業団地の分譲実績は、新規企業2社へ69,530.57平方メートルの分譲となっています。以上です。

総務課長 次に、44ページ中段になります。6目公平委員会費、支出済額2万600円。ここでは、公平委員3名分の報酬を執行しています。以上です。

住民課長 44ページ下段から次ページにかけてごらんください。7目交通安全対策費、支出済額273万7,030円。交通安全対策推進事業では、交通安全指導員設置に係る経費、高齢者運転免許証自主返納支援事業委託料、交通安全運動推進協議会への補助金などを執行しています。以上です。

総務課長 次に、45ページ中段になります。8目防災諸費、支出済額1億7,962万7,146円。防災対策事業として、食料品・寝袋・段ボールベッドなど12品目の備蓄用消耗品、及びポータブル発電機、大型ストーブ等の11品目の備蓄用備品の購入。次ページ、北海道総合行政情報ネットワーク更新整備負担金などの経費993万5,680円を執行しています。

防災設備等整備事業では、保健福祉総合センターあいくるの非常用発電機設置に係る工事監理費・設置工事費、役場庁舎防災倉庫設置工事費など1億5,047万4,898円を執行しています。

避難所衛生環境確保事業では、避難所における新型コロナウイルス感染症対策用資材として消毒液、マスク、段ボールベッドなどの消耗品、及び間仕切りテント、非接触型温度計、アクリルパーテーションなどの備品の購入経費1,921万6,568円を執行しています。

次に、下段、9目職員給与費、支出済額8億2,782万793円。次ページにかけまして、職員給与費として特別職及び一般職あわせて103名分の給料、各種職員手当、共済費を執行しています。

次に、47ページ下段、10目諸費、支出済額830万5,824円。防犯対策推進事業として、行政区等における街路灯などの設置、維持・管理に係る経費、生活安全推進協議会への補助など529万5,970円を執行しています。

次ページ、行政区長活動経費として、全19名の行政区長・町内会長への報酬及び費用弁償181万2,146円を執行しています。

次に、総合賠償補償経費として、全国町村会総合賠償補償保険料50万6,806

円を執行しています。

次に、諸経費として、各種団体等への負担金・補助金として69万902円を執行しています。以上です。

まちづくり課長 次に、49ページ上段になります。11目総合計画費、支出額はありせん。行政評価システム事業で、行政評価委員会の開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況により、会議を書面協議としたため、執行額はありせん。以上です。

総務課長 次に、49ページ中段から次ページにかけてです。12目特別定額給付金給付事業費、支出済額7億5,393万497円。ここでは、国における新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、給付対象者1人につき10万円を給付する特別定額給付金7億4,560万円を執行しています。以上です。

課税G主幹 50ページ上段になります。2項1目税務総務費、支出済額はございません。不用額2万3,000円。税務総務経費として、固定資産評価審査委員会の開催に伴う委員の報酬及び費用弁償を計上していましたが、審査等による委員会を開催する案件がなかったことから不用額となっております。

次に、2目賦課徴収費、支出済額733万5,459円。町税等収納対策本部設置事業として、町税の徴収、収納管理業務全般に要する経費として1万5,763円を執行しています。

次に、租税教育事業として、小学校5年生を対象とした標語コンクールの記念品として1万6,926円を執行しています。

次に、賦課徴収経費として、51ページにかけて、町税の賦課徴収業務に要する経費として730万2,770円を執行しています。22節償還金利子及び割引料では、過年度還付金及び加算金として、個人及び法人の申告による還付金が発生した場合に対応するためのものですが、不用額が57万6,910円となっております。以上です。

住民課長 決算書51ページ下段から53ページにかけてごらんください。3項1目戸籍住民基本台帳費、支出済額2,000万7,930円。戸籍住民経費では、戸籍及び住民基本台帳事務、パスポート交付事務、個人番号カード関連事務に係る経費を執行しています。なお、52ページ上段、12節委託料では、中段、住民基本台帳ネットワークシステム改修及び戸籍総合システム改修の委託料が、下段、18節負担金補助及び交付金では、個人番号カード交付実績の増加により、次ページ、個人番号カード関連事務交付金が、それぞれ前年度と比較して増加しています。個人番号カードの交付実績は令和2年度894枚、総交付枚数2,101枚、交付率28.2%となっております。以上です。

総務課長 続きまして53ページ中段。4項1目選挙管理委員会費、支出済額9万3,628円。ここでは、委員4名分の報酬及び費用弁償などを執行しています。

次に、2目町長・町議会議員補欠選挙費、支出済額532万4,358円。54ページにかけて、昨年10月4日に執行された町長選挙及び町議会議員補欠選挙に係る経費を執行しています。以上です。

議会事務局長 54ページ下段の5項統計調査費につきましては、産業振興課で後ほど説明をさせていただきます。次のページになります。

6項1目監査委員費、支出済額120万3,849円です。事業名 監査委員運営経費では監査委員2名分の報酬、旅費及びその業務にかかる経費を支出しており、ほぼ予算どおりの執行となっております。以上です。

住民課長 続きまして、同時審査科目を説明いたします。決算書71ページ中段をごらんください。4款1項3目環境衛生費、支出済額1,437万1,687円。環境衛生経費では、墓地管理、生活環境の保全対策に係る経費18万7,687円を執行しています。

次に、南空知葬斎組合負担金では、組合への負担金1,418万4,000円を執行しています。なお、伏古斎苑改修事業として火葬炉3炉の改修工事に伴い、前年度と比較して増加しています。

続きまして、決算書の73ページ下段から次ページにかけてごらんください。あわせて成果説明書の12ページ下段をごらんください。2項1目じん芥処理費、支出済額1億7,005万3,375円。ごみ処理対策事業では、不法投棄された処理困難物の処理等に係る経費のほか、南空知公衆衛生組合及び道央廃棄物処理組合への負担金を執行しています。なお、南空知公衆衛生組合負担金は、破碎処理施設改修工事に伴い、前年度と比較して増加しています。

決算書74ページ中段、2目し尿処理費、支出済額1,159万9,553円。し尿等処理委託事業では、北広島市へのし尿処理事務委託にかかる経費を執行しています。以上です。

総務課長 続きまして、決算書の85ページをごらんください。成果説明書は15ページになります。決算書85ページ中段、5款農林水産業費1項6目ふれあい館管理費、支出済額994万3,083円。ふれあい館管理経費として、管理清掃業務に係る2名分の業務委託のほか、新型コロナウイルス対策にかかるトイレ衛生設備改修工事経費を執行しています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

川幡委員 子育て世代住宅建築費助成事業の今後の継続予定について質問いたします。年を追うごとに若い子育て世代が家を建てて移住してくる割合が増えてくる状況で、高齢化率が著しく上がると思われる本町においては、年齢のバランスが少しでも良くなる必要があると考えます。今後も事業を継続して人口減少の抑制とバランスの取れた人口構成が保てることを期待しています。事業の継続の考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

マイナンバーカードの交付の必要性について。国ではデジタル庁という省庁を設立して、AIを活用した事業を展開しようと考えていると思います。マイナンバーカードもこの部分では必要になってくると思います。マイナンバーカードの国民総番号制については賛否両論もありますが、考え方によっては非常に便利で必要な事業ではないかと考えます。交付の必要性についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

地域振興G主幹 御質問のありました子育て世代住宅建築費助成の質問でございます。今後の継続ということでございますけれども、この子育て住宅建築費助成事業に

については、子育て世代の移住者を増やすということで平成28年度から令和2年度の5年間で一旦事業を区切りとして、成果としましてはこの5年間で認定件数が84件、転入者が173人ということで、認定の助成金の金額も1億1,075万円という成果が出ました。令和3年度も引き続きこの成果をもとに継続をさせていただき、なおかつ、この5年間では美園4丁目だけを助成金の額の対象を大きくしましたけども、本年度継続をさせていただきました令和3年からの3年間は美園地区に対象エリアを拡大した中で継続させていただきました。今後の事業の実施ですけれども、この後3年間の成果をまた見ながら、そして事業内容の精査もしながら考えていきたいと思えます。我々担当としましては、この成果を考えますと継続したいと考えていますが、財政の観点、また移住の実施状況、実績を加味しながら、また見直しをしていく考えです。

戸籍年金G主幹 マイナンバーカードの交付の必要性ということですが、現在本町の交付率は36.6%。全国で36%。北海道は32.4%となっています。国では、令和4年度中にほとんどの住民の方がマイナンバーカードを保有するということを想定しており、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定の推進と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行っております。マイナンバーカードの普及を強力に支援しております。現在マイナンバーカードは、顔写真付きの身分証明書、確定申告の手続などにおいて利用できますが、今後はさらに健康保険証としての利用など、さまざまな分野で利便性の向上、オンライン手続の推進が図られる予定となっており、国民がマイナンバー制度のメリットをより実感できるデジタル社会を目指しています。マイナンバーカードの普及促進には利便性や安全性を周知することが重要であり、引き続き町広報誌やホームページなどで広報活動を行い、交付率の増に努めてまいりたいと思えます。先ほど申し上げました交付率につきましては、直近8月1日現在となっています。以上です。

川幡委員 マイナンバーカードのことについての考え方はわかりました。

子育て世代建築費助成事業ですけれども、今まだ宅地が500戸以上残っている現状の中では、この火を消さないでやっぱり若い子育て世代の移住を誘致することが南幌にとっては非常に大事なことだと思います。平成5年から10年の間に非常に人口が倍増したということで、もう10年も経てば高齢化率が40%を超えるように考えられますので、やっぱり人口のバランスを考えると若い世代が南幌に来ていただいた中で活気のあるまちづくりが必要だと思いますので、ぜひ継続していただきたいと考えています。

熊木委員長 答弁求めますか。ないですか。ほかに質問は。

石川委員 成果説明書の3ページの知名度向上対策についてお伺いいたします。結構FMやラジオ、あとテレビなどCMでも、また何ですか番組提供というふうな形で出されているんですけれども、実際こういうCMというのはどれぐらいの費用がかかっているのですか。1回に付きどれぐらいとか、ある程度1クールや1か月などそういう単位もあるんでしょうけれども、その費用をちょっとお伺いしたいと思えます。あわせて、それによってどういうふうな形での効果、反響があったのか。その番組によってもターゲットは違っていると思うんですけれども、その辺りについて具体的に

お伺いしたいと思います。

企画情報G主幹 知名度向上事業のそれぞれの媒体に対する金額の内訳ということですが、基本的にはそれぞれ令和2年度については一括した事業として知名度向上事業シティプロモーション事業ということで発注をしています。その中で内訳につきましては事業者のほうから伺っていますので、その内容について御説明をさせていただきます。成果説明書に載っている順番にお話をさせていただきます。まず、FM北海道の物産告知につきましては1回で5万円かかっています。その次がFM北海道のプレゼントキャンペーンがCMを50本打ちまして16万5,000円、金額は税込みになります。1回あたり約3,300円となっています。その次はHBCラジオ「みんなの北海道」の番組提供ということで、こちらは知名度向上、シティプロモーションそれぞれでやっておりまして、あわせまして48回、番組のほうでPRをしていただいております。1回あたりに直しますと税込で5万5,000円程度となっています。総額では25万8,000円となっています。続きまして、コミュニティFMの「20局連動番組」番組提供は22回実施しまして、26万4,000円、1回あたり1万2,000円となっています。その次は、FMCOCOLO、関西圏の放送番組提供につきましては、13回PRをしていただきまして税込みで132万円、1回あたり約10万1,000円となっています。最後はUHBテレビの「めざましテレビ」番組提供は13回放送していただきまして23万5,400円、1回あたり18万1,000円、こちらにつきましては映像の制作費も含まれた金額となっています。最後にバナー広告ということで北海道田舎活性化協議会のホームページのほうに掲載ということで6万500円となっています。金額の内訳につきましては以上となります。それで番組を実施した後の反響等ということですが、なかなか直接我々のほうに届くものはあまりないですが、その番組の会社等からいろいろお話を伺いますと、メールなどいろいろな反響がありますということで、特に内容もそうですが住宅助成、あと南幌町が札幌市から結構近いんですねといったような意見が多く寄せられているということで伺っています。それと効果という部分では直接の因果関係という部分では何とも言えないですが、それらのPRしたことによって移住される方が増えているといったことは、これらのPRの効果が出ているのではないかというふうに考えています。以上です。

石川委員 詳しく教えていただきましてありがとうございました。やはりテレビのほうが高いのかなという感じはいたしましたけれども。確かに私も結構日中ラジオを聞くほうが多いですけども、道内でもいろんな自治体がキャッチフレーズや何か、オリジナルの曲などを作って放送されていますよね。早いうちでは今金町、最近はそのあと遠軽町が「縁がある町、遠軽町」というような形で、結構番組提供ではないですけどずっと出していたりして、それによるとやはり町のイメージが変わってきているというふうなことをパーソナリティーの方も言いますし、ほかの方でもそういうふうな形で聞きます。うちの町もこういう番組にスポットに入れるというのもいいことではあるけれども、大いにやっぱりイメージを上げるうえ、新たなCMとして何か考えているのか、その辺りをお伺いしたいなと思います。

企画情報G主幹 これまでのPR活動に加えて新たな方策ということですが、

も、令和3年度におきまして実施する予定であるのは、今のところは知名度向上としてはラジオを予定しています。

それと別に、本年度の広報広聴活動費になりますが、スマートフォンのLINEアカウントを取得しまして、そちらでのPRというものを今進めています。こちらにつきましては、町外向けと町内向けの2本立てでアカウントを2つつくりまして、それに登録していただいた方に直接いろいろな情報を提供できるという利点があります。町外向けにつきましては、先日ポールスターのほうで物産のイベントをした時に登録を呼びかけています。まだ始まったばかりでなかなか登録数はさほどないですけれども、こちらもそれぞれのイベント等で周知しまして登録を増やしていければと。こちらにつきましては、直接登録した方にピンポイントで情報を送れるということで、かなり有力なのかなと思っています。それと町内向けのLINEアカウントにつきましては、皆さんもワクチン接種でスマホの登録をされた方がいると思うんですけれども、それに登録していただいた方をそのまま10月以降に動かそうと思っているんですけれども、直接その登録者をPR対象として引き継ぐと。今のところ1,200名程度の町民の方がいらっしゃるということですので、ちょっと知名度向上とは外れますけれども、その方々に町内の有用な情報をピンポイントで送れればと思っています。そちらの運用にも力を入れていきたいと思っています。ちなみにLINEにつきましては1月あたり1つのアカウントで年間約6万円かかっています。以上です。

熊木委員長 ほかにございませんか。

西股議員 成果説明書の2ページ、広報広聴活動の関係ですが、ホームページを昨年リニューアルしたということですが、私、個人的に見ていくと、ちょっと見づらいのかなという感じありますが、この関係について町の人というか、町民のほうからどういような反響があるのかということについてちょっとお尋ねしたいなと思います。

それと同じく2ページの中で、職員研修の関係だったんですが、コロナ禍で多くの研修が中止になってきたのかなというふうに思っています。この対応というものはどのように行っていたのかということをお聞かせ願いたいなと思います。

それと成果説明書の4ページ、企業誘致推進の関係だったんですが、今回道外イベント等へ参加できなかったということでアンケートを実施しているということですが、これの集計の結果などそういうのが出ているのであれば教えていただきたいなというふうに思います。

それと同じく4ページの、防災対策の関係だったんですが、今回いろんな備品を購入しているというふうには決算書に出ているわけですが、コロナ禍における密にならない避難所の運営について、町の中でどのように協議をしているのかという点についてもお知らせ願いたいと思います。以上です。

企画情報G主幹 1点目のホームページの関連について回答させていただきます。ホームページにつきましては、改修してからは町民の方からというのは、主に南幌マガジンといいまして移住の情報で移住してきた方の情報など、その辺の内容については面白いねというふうなお話は伺っています。若干扱いづらいという意見もごく少数ですけれども伺っています。それにつきましては、ホームページのリニューアルの際

にプロポーザルを行いまして、仕様書の作成の時点でもそうですけれど、いろいろな事業者からお話を伺っています。その中で自治体のホームページの今の利用がどういうふうにされているかという部分ですけれども、目的があってホームページを見られる方というのは、検索をする時点で、例えば「南幌町 バス時刻表」というのを検索をして、直接そのページに飛んでしまうという方がほとんどということでも伺っています。ほかにどういう方が利用されているかといいますと、移住や観光の情報を探しに来る方、あとまた南幌町ということで南幌町のホームページのトップページから入ってくるんですけれども、その時に傾向としては、トップページに情報がたくさんあると、その時点で探すのが面倒になって出て行ってしまうという方が多いという調査結果が出ているそうです。ですので、トップページについてはシンプルに、今の本町のホームページのように移住の情報、観光の情報ということでつくっています。それでその結果、ハウスメーカーの方等からは移住等の情報については大変探しやすいということで好評をいただいております。ただ、議員おっしゃるように、目的のページを探しにくい部分は確かにあるかと思いますので、今後そういったお話が出てくれば、それにあわせて改修等につきましても検討していきたいと考えています。以上です。

総務G主幹 職員研修の関係でございますけれども、委員おっしゃるとおり、研修がコロナ禍におきまして、対人と申しますかそういったところには多少支障が出ているのは事実です。道外研修や道内研修などは確かなに行えない現状です。それと道庁の隣にあります市町村職員研修センター、こちらは管理能力や指導能力、また各種研修事業へ毎年職員を送り込んでいますけれども、昨年から本年にかけましてはオンラインで研修しているところです。そこは若手問わず、職員の協力も得ましてスムーズに進んでいるところでございます。また、職場研修でもできるものにつきましては、法令研修や、主幹職以下で回数を分けまして密にならないように行っているところでございます。

また、こういった現状が続くものですから、ただ研修ができないということばかりは言っておられませんので、決算ではないですけれども、令和3年度に若手職員30名ぐらいですけれども8班に分けてまして政策育成立案研修と申しまして、本町の次代を担う職員が将来のためにまちづくりの施策を各班で揉みまして理事者に提言する、発表するまでの一通りの研修を3か月ぐらいかけて行っているところです。それにはそういったものを研修している主幹、主査職が各班に担当について一緒になって考えていくという新しい取組も行っております。コロナ禍ですけれども一通りできることを行っている現状です。以上です。

地域振興G主幹 企業誘致活動のアンケートについてお答えしたいと思います。これまでの企業誘致のアンケートにつきましては、南幌工業団地の分譲用地がまだありましたのでその販売PRを兼ねてアンケートを実施してきたわけです。令和2年度のアンケートの内容につきましては、この時点では南幌工業団地の分譲のめどがほぼついてきた状態のような状況でしたので、あわせてコロナの状況がありまして、国のほうもテレワークを推進するというような動きもありました。この状況の中でアンケートをするにあたっては、サテライトオフィスの動向を把握しようという考えで、このサテライトオフィスを把握する考えにあたっては、市街地にあります公社未造成地の

部分、もしくは宅地の販売につながればということも一つ狙いも兼ねまして、また次年度更新を検討している移住体験住宅の整備のほうにもつなげればという考えでアンケート調査を実施しました。アンケートを送付した会社につきましては1, 044社に送っています。こちらの内訳につきましては情報処理企業が92社、製造業者が952社、計1, 044件へアンケートを依頼しまして、回答がちょっと残念ながら84件ということで、回答率8%という形になりました。テレワークの部分での調査でございました。令和2年度の時にはコロナ禍の部分でテレワークは推進をしていくというような国の動きもあった中で、企業もどう考えているかということだったので、まだ各企業様もテレワークをやっていくかどうかを考える時期だったというのもあったのかもしれませんが、そういうことがあって回答のほうもちょっと少なかったのかなという考えです。その84件の回答の中ですけれども、テレワークを実施していますか、どのような形態を望みますかというような質問をしています。まずテレワークを実施していますというのが57%ほど、回答の企業の中では半数が実施しています。どのような形で実施していますかというような形になりますと、社員さんの自宅が77.5%と多いという状況になっています。そのような状況の質問でもう一つ、テレワークを実施するとした場合どのような条件を希望しますかという部分の設問の中には、やはり安価な施設料金が23%。主要の駅に近い、地理的条件のことを示していますけれども15%、そしてオフィスの個室が多くある施設というような部分で13%。上位3件がその内容ですけれども、そういう回答もいただいております。項目的にはサテライトオフィスの意向を考えての調査でしたので、最終的には、南幌町の地理的条件もPRしながら、千歳空港に近い、札幌に近いというようなPRも兼ねてということで、今後のテレワークの整備に向けて考えがありますか、もしくは興味がありますかというような質問をしています。その中では、やはりサテライトオフィスの検討はしていくという部分はありますが、それを実際にすぐに進めるかというのはまた別な話であって、一応考えはあるというのは皆さん思っているというような結果が出ています。それとあわせて、町にもそういう施設がございますというPRもあわせてしています。あわせてこの部分で記述の答えもありまして、やっぱり実際居住に近いサテライトオフィスがいい、あと札幌在住の方にとっては利便性の高い立地がいいというお答えも来ています。実際サテライトオフィス、テレワークの環境についてはこれからも進んでいく形で国でも押していますので、令和3年度におきましてもあわせて継続して実施していこうというふうに考えています。あわせて、町のPR、そして今度はふるさと納税の計画がありますかとあわせてた中で質問をしていますので、その点についての内容でございます。一応実施内容ということなので、以上となります。

総務G主幹 防災対策の関係ですけれども、各計画、マニュアルがございますけれども、それに加えて、昨年の7月に避難所運営マニュアルの基になったものに対して、感染症対応版というものを昨年の7月に町で作成しております。コロナ禍における避難所等の対策につきましては、そのマニュアルをもとに行うこととなりますけれども、ただ、令和2年度にコロナ禍によりまして予定しておりました防災対策本部設置運営訓練、また町民に参加をお願いする学習会等の開催はできなかった経緯

があります。訓練につきましては、できましては、まだ検討段階でございますけれども本年の10月末ぐらいに関係機関の指導を得ながら防災対策本部設置運営訓練、またそれに伴いまして避難所の運営、テントなどを2メートル間隔で敷き詰めながら、そういったところまではコロナ禍の状況を見ながら行いたいなということを内部で検討しているところです。また、委員おっしゃるとおり、昨年度備品、間仕切りテントでございますけれども、2メートル間隔で設置した場合、改善センター、スポーツセンター、スポーツセンターのサブアリーナ、ぼろろの体育館、小中学校の体育館に設置できる、あわせまして段ボールベッドの設置分は購入しているところです。以上です。

西股議員 まずホームページの関係ですが、あまりそういう声が聞こえないということですが、実際に自分たちが何か目的を持って探そうとしたときは、前のほうがちょっと探しやすかったのかなというような気はします。これ我々がやり方が悪いのかどうかかわからないですが、対外的に南幌の移住などそういうものを見たいという人にとってはやりやすいかもしれないけれども、違う一方ではやはり操作がしづらいと。今まで2つくらいのクリックですと画面が開いたものが、なかなかそこにたどり着けないというのがありますので、その辺もちょっと見ていただきたいなと。いろんな意見を聞いていただきたいなというふうに思います。それに対する回答は取りあえずいただきたいと。それと職員研修につきましてはわかりましたので理解いたしました。

それと、企業誘致の関係ですが、今回はサテライトの関係でやられましたが、今後この企業誘致推進という部分についてはどのようにやっていくのかと。このアンケート調査を中心にまだ進めていくのか、掘り下げながらやるのかどうかということについて回答を願いたいと思います。防災対策についてはわかりました。よろしく願いたいと思います。

企画情報G主幹 ホームページにつきましては、本年リニューアルしたばかりということもありますので、今後いろいろな場で皆さんの意見を聞きながら使いやすいものに改めていければと考えています。以上です。

地域振興G主幹 アンケートにつきましては、今後も継続して、町のPRもしながら進めてまいりたいと思います。あとテレワークの部分はこれも引き続きやっていきます。今後の企業誘致につきましては今後の動向を見ながら、そして今、未造成地の検討の部分を進めていますので、これと連動するような部分にまたアンケートにつながる場という考えで今後も引き続き検討して続けてまいりたいと考えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。

それでは10時45分まで休憩をとりたいと思います。

(午前10時32分)

(午前10時45分)

熊木委員長 それでは会議を再開します。

ほかに質問ある方いらっしゃいますか。

加藤委員 知名度向上対策の点で伺いたかったところ、石川委員の質問の中で結構答えを伺ってしまったんですけれども。広告媒体として、ほぼラジオがメインかなと

いう印象ですけれども、LINEアカウントでの広告以外、知名度向上という以外で違う媒体での考えというものが、もしあれば伺いたいと思います。

また、防災対策の点で、ホームページで調べたところ、平成29年にセブンイレブンと協定を結んだのが最後なのかなと見たんですけれども、追加で協定を結んでいるところがあれば教えていただきたいのと、ほかに協定を追加する考えというものがあれば伺いたいと思います。

熊木委員長 2点ですね。お願いします。

企画情報G主幹 まず1点目の知名度向上の今後の媒体ということですが、先ほど申し上げましたようなLINEアカウントを使った広告、それと現在やっています「みんなの北海道」、こちらはラジオですけれども関西圏に強く発信できるということもありまして、先ほども反響等でいろいろな意見というのもお話しさせていただいたんですけれども、関西圏からの意見が結構多くて、また本町の地方創生のアドバイザーをしていただいている大山さんの番組ですけれども、メールマガジンとも連動していきまして、いろんな情報発信ができるということもあるものですから、こちらについては継続してやれたらなというふうに考えております。それと新たなという部分ですけれども、具体的に今のところないですけれども、これからフェイスブックや今もやっているインスタグラムなどといったデジタルの部分で直接、登録した方等に発信できるもの、こういったものに力を入れていければというふうに考えています。あわせてラジオのほうにつきましても財源等の問題もありますけれども、継続してやっていくことが周知につながるのかなと思いますので、なるべく地道に続けていければというふうに考えています。以上です。

総務G主幹 災害協定の関係ですけれども、まずホームページの関係ですがちょっと資料が古いものかと思いますので早急に更新させていただきます。申し訳ありませんでした。その協定の内容ですけれども、まず北海道が各社と災害協定を締結しているものが十数個、15個ぐらいございまして、その中に南幌町も入れさせていただいているということです。あと、南幌町が個別に各社と、各団体様と災害協定を締結させていただいているところは今20団体あります。その中には、平成20年度に南幌町農協、南幌町商工会、また南幌町建設業協会とも平成20年の7月に締結させていただいておりまして、この中では平成30年度の胆振東部地震、その前の台風のときにも、例えば建設業協会さんでしたら倒木の処理や輸送関係など、いろいろ御協力いただいている経緯がございます。また近年におきましては、ヤマト運輸さんといったところは物資の緊急救援輸送等に関する協定を締結させていただいています。また、南幌町の社会福祉協議会とは、南幌町災害ボランティアセンターの設置運営に関する協定を令和2年11月に締結させていただいていまして、また、近年の特徴としましては、南幌町に進出していただいた企業、令和3年3月には日立建機様、令和3年5月には、土地は購入してございますが進出予定でございますアサヒプリテック株式会社様。こちらは災害時における機器の調達、発電機やスーパーハウスなど、そういったものを貸していただくなど輸送に関する締結を結ばせていただいている状況です。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

志賀浦委員 成果説明書の5ページの戸籍等窓口事務等ということで。マイナンバーカードの実績は、先ほど川幡委員からあって36.7%の数字がわかったんですけど、マイナンバーカードに対する考え方がいろいろあるのは承知しています。これは今年も国がかなり進めてきていたけれど、自治体に対する国からのアンケートというものがあるのかないのか、あと自治体側から国に意見を申す場所というのはあるのかどうか、その辺を1点伺いたいのと、もう1点、役場職員のパーセンテージがもしわかれば教えていただきたいのと。36.6%とかなり上がったように見えてなかなか浸透していないということがあるのでその辺がわかったら教えていただきたい。

あともう1点。50ページ、賦課徴収費の中で、コンビニ収納事務手数料と出ていますけども、今回いろんな資料をいっぱいいただきまして、かなり力を入れているのかなというふうに考えてはいるんですけど、今後これをクレジット決済に移行する考えはないのかどうか。またそれに対する経費がどのぐらいかかるのか。コンビニ収納も結構かかっているけれど、その経費はどのぐらいになっていて移行していないのか。逆にクレジット決済にいく将来はあるのかどうか。その辺の考え方があったら教えてください。

熊木委員長 2点。マイナンバーカードのこととクレジット決済のことをお願いします。

戸籍年金G主幹 1点目のマイナンバーカードに対する国に対しての自治体、南幌町としてのアンケート等ですけども、特にアンケートというよりは、交付円滑化計画というものを設定しなさいということで、それに基づいて毎月何件の申請があって何件交付したか。また、どういう広報活動をしているかなど、そういうことを報告しております。その策定については、また延長になりまして、マイナポイントと同時に令和3年の12月まで延長して報告することとなっております。

2点目の職員の取得状況についてですけども、こちらにつきましては6月1日現在の情報ですけども、申請率、交付率が55.2%となっています。以上です。

収納対策G主幹 まず1点目のクレジット決済の関係の質問ですけども、実は本年4月から、当町では、これまでコンビニ収納を平成26年から実施しておりますけども、新たな収納対策としましてスマホ決済、スマートフォンによるアプリをダウンロードして電子決済を行うという手法を4月から取り入れて実施をしているところです。こちらのほうはまだ実績は4月からなのでそれほどありませんけれども、まずこちらのほうは、昨年からコロナということで、住民の方は外出を控えるというそのような状況の中、家でも支払うことが可能ということで、外出を控えられている方にも簡単に決済していただけるということで、スマホ決済を導入しているところです。そのようなことで、コンビニ収納そしてスマートフォン決済ということで始めています。クレジット決済につきましては、まだ町民の方からの強い要望はこちらのほうにまだ届いておりません。ただこれからのスマート決済も始めてその実績も見ながら、今後クレジット決済のほうについても検討を、どのような形で実施できるのかも含めて、費用の件ももちろんございますので、その辺を考慮しながら進めてまいりたいというふうには思っています。

それともう1点、コンビニ収納の経費のことですけども、収納に係る事務手数料

につきましては、決算書の50ページの備考欄の下段に62万1,102円ということになっています。こちらの内訳ですが1件58円、かける消費税ということで、約63円ほどかかります。それに基本料金としまして月額1万円という費用がかかっています。あと電話の回線使用料ということで5万3,347円という費用がかかっているところですよ。以上です。

志賀浦委員 マイナンバーカードの件につきましてはだいたいわかりました。また聞きたいことを聞いてもきつともって個人的な意見が入るのでなかなか聞けないと思うんですけども。ただ実績として、これだけマイナポイントを付けていて国が推している、実際行政マンが55%くらいということはやっぱり低いのではないかと。これは弊害があるのかなと私は思うんですよ、そのシステムに。中身のことについては今回言わないですけど、できるだけそういうものを国に申せる体制があるのであれば、申しながら推進していけばもっと登録する人が増えてくるのではないかなと考えています。私も実際カードは持っていませんけれども、なかなか持つ勇気が持てないというのが庶民の実情だと思うんですよ。その辺をもし発信していける場所があったら、ぜひ発信していただきたいなと思います。何かあれば教えてください。

あと、コンビニ収納に関しては、スマホ決済、本当に知らなかったのでびっくりしましたけれども本年の4月からという話ですけど。コンビニ決済も結果的にはクレジット決済と一緒にすよね。チャージして入れるわけではなくて、取りあえず決済してそれを後で払い込むという感覚で、その辺のシステムがちょっとわからないですけども、例えば徴収するのにすごい時間とお金をかけていた実際から見ると手数料はそんなに大きな負担ではないかなと思うので、ぜひこのスマホ決済とあわせてクレジット決済も進めていっていただきたいなと。手持ちの現金がなくて払えないという若い世代がいっぱいいます。ただ1か月単位、2か月単位でクレジット決済をすると滞納率がぐっと減るなと私は思っているんで、ぜひこの機会に導入するふうに検討していただきたいなと思います。意見があったら伺います。

熊木委員長 再度お願いします。

総務G主幹 マイナンバーカードの件です。先ほど55.2%、職員と申し上げましたけれども、これは我々職員の数でして、それにまつわる扶養者といいますか家族も含めたら関係者はもう少し上がるのかなと考えています。それと数年前ですけども、総務省のほうから職員にも普及しなさいという通達が来ていましたけれども、たしか府県のほうで、職員のほうから強制的にはどうなのかという意見がありまして、ちょっと新聞にも出た経緯があります。そういったこともありましたのでなかなかということでしたけれども、ただ委員おっしゃるとおりデジタル庁の関係もありますし、そういった面で国民に幅広くデジタルの関係を普及しなさいと、令和8年度までですけどもそういった面から各関係で来ていますので、できる範囲で職員のほうにも取得していただくように、できる範囲で対応していただきたいと考えています。以上です。

収納対策G主幹 先ほどスマホ決済の件で一つ言い忘れたことがありますので付け加えさせていただきます。スマートフォン決済で決済できるのはPayPayとLINEアプリ、この2つのアプリをダウンロードしていただいて決済できるということで、現在コンビニ収納等の事務の委託を行っています地銀ネットワークがこちらの

2社をコンビニ収納と同様に契約されているということで、それを本町が導入するにあたっての費用は、先ほど整備について費用はかからないということです。そういった点からもこの2社を使えるように契約させていただいたところです。あと現在、道内におけるコンビニ、スマートフォン決済等を実施している自治体の状況ですけれども、コンビニ収納につきましては、昨年7月1日現在の状況ですけれども道内71団体ということで、空知管内でいいますと本町を含めた南空知のみ、由仁町、長沼町、栗山町、月形町のみとなっている状況です。またスマートフォン決済については29団体ということで、この時点では長沼町が昨年の4月から、本町よりも1年早く取り組んでいます。そのあと本年2月から栗山町も始められて、本町は4月からということで実施をしているところです。あと先ほど委員からも出ましたクレジット決済を実施している団体については、道内ではまだ16団体という状況です。委員言われるように、今後も町民の方が収納をしやすい対策を進めて検討していければというふうに考えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質問ございませんか。

内田委員 成果説明書5ページの、防犯対策推進の中のLEDについてですけれども、これは全て行政区対応ということになっているのでしょうか。この5灯という場所を教えていただきたいし、農家の方ですけど暗いと訴える方がいらして、そういう方は行政区対応ということかをお聞きします。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

環境交通G主幹 防犯灯の関係ですが、防犯灯のLED新規設置につきましては、まず行政区に設置の負担をしていただきますが、町の補助として2分の1の助成ということで、こちらは設置後に申請手続きをしていただきまして、町のほうから負担するということです。各行政区等には今後行われる10月の行政区長会議等で説明をさせていただきます。その辺設置に関わる補助ということを説明していくこととなっています。また、それにかかわる保守管理と電気料の補助ということも2分の1ということで実施しています。農家地区や市街地にかかわらず新たに付ける場合は補助の助成があるということです。以上です。

内田委員 行政区対応ということでわかりましたけれども、逆に言えば役場に相談をして、役場から行政区のほうに働きかけていただけるということは可能でしょうか。なかなか今一人暮らしなどでコミュニケーションも取りづらく、役場の何々課に行って相談してみたらということをお話しますが、そういったことはどうでしょうか。

環境交通G主幹 役場のほうにも相談などに来られる方がいます。この辺が暗いなどという話もありますが、あくまでも相談は受けますが、最終的な判断は行政区で、行政区で費用のほうを負担するものですからそちらの判断が必要となります。仲介的な相談は受けますが、結果につきましては行政区の判断ということになります。以上です。

熊木委員長 ほかに質問ありませんか。

本間委員 成果説明書2ページのふるさと応援寄附金ですけれども、一昨年からみると相当上がっていて、内容については1回議会のほうでも見せてもらったりしているんですけども。職員として検討しながらいろいろやっていると思うんですけども、

昨年場合はこれだけ伸びたのは何が良くて、これからもその良かったことを継続で続けていきたいというものもたぶんあると思うんですけども、また今年度は今の段階でどのぐらいなのか、ちょっとわかればその辺も含めて。何が伸びていて、何があるというものも、その辺もわかれば教えていただきたいです。

財務G主幹 ふるさと応援寄附金の関係です。令和2年度は1億円を超える寄附をいただいたところですが、要因としましては、令和2年度に特別栽培米の定期便を謝礼品として追加したこと。また「ピュアホワイト」、「あまいんです」の先行受付品目の拡大をしたことにより、これらの謝礼品が増えたというような状況です。今年度につきましては、今のところ昨年度と同じような形で、金額的にも状況的にも同じような形で進んできているところです。以上です。

本間委員 新しくカニなど、いろいろとやっていると思うんですけども、いろいろな方法を使って、やっぱりふるさと応援寄附金は本当にありがたい寄附なので、ぜひ伸ばしていただきたいと思うので頑張ってもらいたいと思います。答えは要りません。

熊木委員長 ほかに質問はありませんか。

川幡委員 協働まちづくり推進事業で、成果説明書の3ページです。まちづくり活動支援補助金のことですけれども、交付が2団体ということでコロナ感染の影響もあると思うんですけども、このことについては、当初600万円、2%で始まった事業だと思うんですけども、なかなか伸びてこない現状の中で、今後この活動を活用することによって町と住民とのコミュニケーションが取れるなどメリットがたくさんあると思うんですけども、どういう方向で今後考えていくのか、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

企画情報G主幹 まちづくり活動支援事業につきましては、今年度に要綱を変更しまして、町内会等でも扱いやすくということ。それと3年以降の計画後にも続けて使えるようにということで要綱の改正を行っています。推進方法ということで、今年度は地域担当職員を通じて、行政区のほうにこういう事業があるけれども何かないかということで働きかけをしていただきました。その中で1か所、防災訓練や日赤とタックを組んで日赤奉仕団員の募集等も一緒にできたらというような事業を予定したところではありましたが、結局こちらでもコロナでできなかったという経過があります。今後におきましても、地域担当職員を通じて地域で使っていただけるような内容の周知、あとアイデアもお互いに出し合いながら進めていければと思っています。以上です。

川幡委員 今後の考え方についてはわかりました。ぜひそれを進めていただきたいと思っています。以上です。

熊木委員長 答弁はいいですね。ほかに質問ありますか。(なしの声)

それでは、午前中の審査が終わりました。午後1時まで休憩といたします。

(午後11時13分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の3番目、第3款民生費について審査を行います。それでは説明をお願いします。

保健福祉課長 決算書の55ページ中段をごらんください。3款1項1目社会福祉総務費、支出済額7,794万2,700円。社会福祉協議会運営補助事業では、事務局職員2名分の人件費の一部補助並びに町から業務委託を行っている福祉サービス事業に係る経費369万円を執行しています。

高齢者事業団運営補助事業では、事務局職員の人件費に対する一部補助172万1,000円を執行しています。

次の、民生委員児童委員活動経費では、協議会に対する活動支援補助金など178万5,000円を執行しています。

国民健康保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金6,940万6,000円を執行しています。詳細は国保特別会計決算の中で説明します。56ページにまいります。

社会福祉総務経費では、戦没者追悼式の開催経費、各福祉関係団体への負担金として31万5,500円を執行しています。

次の、避難行動要支援者避難支援事業では、災害時の避難に支援が必要な方の台帳地図システムの導入経費として102万5,200円を執行しています。実績につきましては、決算書資料の5ページ下段から記載のとおりです。

続きまして、2目障がい者福祉費、支出済額3億2,416万3,123円。地域生活支援事業では、障がいのある方への日中一時支援や日常生活用具の給付、訪問入浴サービスなどに係る経費として564万7,607円を執行しています。次ページ中段にまいります。

福祉ハイヤー利用料金助成事業では、障がいのある方が利用するハイヤーの初乗り運賃に対する助成金64万9,845円を執行しています。

次の、人工透析患者等通院交通費助成事業では、人工透析治療のために公共交通機関等で通院されている方への交通費一部助成金27万9,400円を執行しています。

次の、精神保健福祉事業では、自殺予防対策事業に係る経費44万9,995円を執行しています。58ページにまいります。

障がい者自立促進交通費助成事業では、就労継続支援事業所などへ公共交通機関を利用している場合の交通費一部助成金25万2,035円を執行しています。

次の、障がい者福祉経費では、障がいのある方の自立支援に係る医療や給付事業の経費として3億1,688万4,241円を執行しています。障がい者福祉費の実績については、決算書資料の6ページから7ページに記載しています。増額の主な理由は、6ページ下段の障がい者自立支援給付の訓練等給付の利用者の増加によるものです。

決算書に戻り、59ページにまいります。3目老人福祉費、支出済額1億1,827万6,672円。高齢者在宅支援事業では、緊急通報装置設置及び除雪サービスなどに係る経費として416万1,788円を執行しています。

老人クラブ助成事業では、町内の単位老人クラブ17団体の補助金として67万3,700円を執行しています。

60ページにまいります。次の、介護保険特別会計繰出金では、一般会計からの繰出金1億1,079万8,252円を執行しています。詳細については介護保険特別

会計決算で説明します。

次の、老人福祉経費では、自宅で養護することが困難な高齢者の老人福祉施設入所措置費などの経費 264 万 2,932 円を執行しています。なお、各事業については決算書資料の 7 ページに記載のとおりです。以上です。

住民課長 決算書 60 ページ下段になります。あわせて成果説明書の 7 ページ中段をごらんください。4 目重度心身障がい者福祉費、支出済額 1,907 万 4,133 円。重度心身障がい者医療費助成経費では、重度心身障がい者の医療扶助に係る経費を執行しています。

次ページ、5 目ひとり親家庭等福祉費、支出済額 303 万 4,185 円。ひとり親家庭等医療費助成経費では、ひとり親家庭等の医療扶助に係る経費を執行しています。以上です。

保健福祉課長 続きまして、決算書 61 ページ中段をごらんください。6 目地域包括支援センター事業費、支出済額 256 万 6,620 円。地域包括支援センター事業では、高齢者の介護予防サービス計画の作成や日常生活全般に係る総合相談窓口の運営経費を執行しています。なお、実績につきましては決算書資料 7 ページ下段に記載のとおりです。以上です。

住民課長 続きまして、下段から次ページにかけてごらんください。7 目後期高齢者医療費、支出済額 1 億 4,310 万 9,195 円。後期高齢者医療事業では、特定健診に係る経費、広域連合への療養給付費負担金、保険料軽減措置に係る公費負担分と広域連合への事務費負担金の特別会計繰出金を執行しています。詳細につきましては、後期高齢者医療特別会計決算で説明いたします。なお、新規事業として高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業に係る看護師、管理栄養士の人件費、消耗品費の経費を執行しています。以上です。

保健福祉課長 決算書の 62 ページ中段をごらんください。2 項 1 目児童福祉総務費 支出済額 7,382 万 9,011 円。学童保育事業では、小学校内で実施しているなんぼろ児童会の運営に係る経費 934 万 5,839 円を執行しています。

63 ページ中段をごらんください。早期療育事業では、発達に心配のある乳幼児などの個別訓練や発達相談などに係る経費 18 万 7,775 円を執行しています。

次の、児童生徒等医療費助成事業では、本町独自の子育て支援施策として、高校生までの医療費の一部助成 986 万 4,768 円を執行しています。

64 ページにまいります。児童福祉総務経費では、乳幼児等医療費助成事業、養育医療費給付事業や障がい児支援給付事業として障がいのある 18 歳未満の児童生徒が利用する放課後等デイサービスなどに係る経費 5,443 万 629 円を執行しています。また、実績については決算書資料の 8 ページをごらんください。下段の障がい児支援給付につきましては、前年比、約 400 万円の増加となっています。理由としては、各サービスの利用者及び利用回数の増加によるものです。決算書の 64 ページ下段をごらんください。

2 目児童措置費、支出済額 7,829 万 9,500 円。児童手当支給経費では、中学校修了までの児童生徒を対象に支給する児童手当を執行しています。なお、実績については決算書資料の 9 ページ上段に記載のとおりです。決算書 65 ページをごらん

ください。

3目保育所等費、支出済額1億9,877万9,953円。保育所等運営補助事業では、南幌いちい保育園と認定こども園みどり野幼稚園に通園している子どもたちの施設型給付や延長保育、一時預かり事業などに係る経費を執行しています。実績については、決算書資料の9ページから10ページに記載のとおりで、増額の主な理由は新型コロナウイルス感染症防止対策や保育所等従事者への慰労金事業、幼稚園・保育所の広域入所にかかる給付費によるものです。決算書に戻り、66ページをごらんください。

4目子育て支援費、支出済額1,231万4,075円。地域子育て支援センター運営事業では、南幌いちい保育園への業務委託料として725万7,000円を執行しています。

子ども・子育て支援事業では、養育支援訪問事業やファミリーサポートセンター事業に係る経費72万1,525円を執行しています。

次の病児・病後児保育事業では、本年4月からの開設にむけた準備経費として43万5,550円を執行しています。次ページにまいります。

5目子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、支出済額890万3,560円。新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する国事業で、0歳から中学生のいる世帯に対して対象児童一人につき1万円を支給したもので、全額国庫補助となっています。実績については、決算書資料の10ページに記載のとおりです。

以上で、民生費の説明を終了します。

熊木委員長 第3款民生費について説明が終わりましたので、質疑を行います。

西股委員 成果説明書の6ページ、避難行動要支援者避難支援事業の関係で、台帳地図システムというものを導入していますけれども、この関係の利用の方法というか、今まではどのような形でやっていたのか。そしてこれを入れることによって、どのような形で利活用をしていくのかということについてお願いいたします。

それともう一つですが、成果説明書の8ページ、障がい児の支援給付事業の関係ですが、若干増えているというような感じですが、これは件数でどのくらい増えているのかという部分と町内の利用、町外の利用と分かれていましたか。あればその利用人数を教えてくださいと思います。

熊木委員長 2点ですね。

福祉障がいG主幹 ただいまの御質問の1点目、避難行動要支援者の避難行動支援台帳システムの関係ですが、今までは、従来事務で活用しているパソコンのエクセルファイルを使って名簿管理。それと地図については、古くから活用している住宅地図などを活用して、避難行動要支援者となる方々の安否確認等に活用していましたが、特に地図情報のほうですけども、現状からかなりかけ離れた古い地図情報となっていて、そのことで最新の地図情報を活用した上での事業を展開したいと考えまして、さらにデータ化したものを活用したいということで、今回のシステム導入ということに至りました。これからは、民生委員さんが安否確認の一翼を担っていただくということをお願いしているところですが、それらの方々がスムーズに避難行動要支援者の安否を確認するなどに活用できるように考えているところです。

また、障がい児支援給付の利用の関係だったかと思いますが、人数の具体的なところ、何人増えたというところまではちょっと今は把握しておりません。増加の状況として年々利用者も増えています、3名ないし4名とそういった範囲ではありますけども増えています。また利用を中止する方も中にはいますので前後はしますが、増えている数のほうが多い状況にあるように認識しています。また町外の利用も、何名の方かいるということで承知しています。以上です。

熊木委員長 町内外の利用については、後日資料などで出すことができますか。

福祉障がいG主幹 資料としてお出しすることはできます。

西股委員 まず1つ目の避難行動要支援者の関係ですが、これについてはこれから活用していくということですか。今はまだ実際にはデータを入力しているけれども、これから民生委員とやっていくというような考え方でよろしかったでしょうか。今は47件ということですが、この47件の支援対象者というのは、支援、要支援というランクはどのくらいの方になるのかというののもちょっと一つ教えてください。

それと障がい児支援の関係ですが、町外の方が増えてくるような要素というのはあるのかなのか、そこも情報だけちょっとお聞かせください。以上です。

福祉障がいG主幹 1点目の避難行動要支援者のシステムの関係ですが、今回導入したシステムによって地図情報を提供するということは今年度から既に始めています。新しい市販の情報データによる情報をお渡しして、災害に備えて民生委員さんにお渡しして用意していただいている状況にあります。また、要支援者の47件の内訳といいますか内容についてですが、この避難行動要支援者となる方については、身体障害で1、2級、3級の一部。あと内部障害の方は除くということに該当する方。あと介護認定要介護3以上の方、それと精神障害者福祉手帳1級の方や療育手帳の交付を受けている方、それと北海道で把握する難病患者、ほかに町長が認めた場合ということで対象者を特定しています。高齢化に伴って介護度の高い方、その中でも単身の方もおりますので、そういった方も中に含めて、ある程度ご自身で災害時に避難することが困難であると思われる方については、保健福祉課の中で所管する情報をもとに、それぞれ該当すると思われる方に面談して、内容を理解していただいた上で、それらの対象になっていただくということにして取り扱っています。以上です。

熊木委員長 ほかに質問ありますか。

加藤委員 成果説明書の10ページ、地域子育て支援センターについてお伺いしたいですが、ホームページで調べたところ、スマイルランドというのがホームページには載っていなかったです。それはどのような事業なのか、利用実績がないですけれどもお聞かせいただきたいと思います。

また、病児・病後児保育事業についてですけれども、全員協だったかと思うんですが、伺ったところ利用者が少ないということで、子どもたちが元気ということは良いことですけれども、今後の維持費と利用者の数が釣り合っていくのか伺いたいと思います。

健康子育てG主幹 まず1点目の地域子育て支援センターのスマイルランドについてということですが、このスマイルランドというのは、地域での出張支援ということで、以前は夕張太地域、ふれあい館のほうで行っていたものです。それで対象がい

なくても夕張太ふれあい館で、町場の人を引き連れてその場所でやっていたわけですが、本来の目的としましては、夕張太地域でのお子さんの交流ということがメインになっておりまして、現在その地域の対象者がいないということで、それでは夕張太のふれあい館でやる意味が感じられないということで、スマイルランドにつきましては対象者が出た時にはまた検討しますけれども、今の段階ではやっていないということになっています。

続きまして、病児・病後児保育事業ですが、以前、病児・病後児保育事業はまだ利用がいないということで説明をさせていただいたところですが、現在のところ、1日1人ずつ、3件の利用があります。そのほかに問い合わせは何件かありまして、問い合わせ中で本当は使いたいということではあったのですが体調が改善して保育所が利用できた。あるいは反対に、医者の方で診察のところでまだ病児・病後児保育の対象にもならないぐらい病状が悪いということでお断りしたというケースもあります。いずれにしても、病児・病後児保育事業は、親御さんの安心ということで仕事と育児を両立していくためには必要な事業と思っています。件数は確かに少ない現状ですが、件数が多いからいいというわけではないと思っています。それで現在の登録数が36名ということで多くの方の登録をいただいています。安心材料としての事業ということで考えていますので、採算が合うかどうかというのはまた別のものございまして、この補助金ですけれども、子ども・子育て支援交付金ということで、国のほうで3分の1、道のほうで3分の1ということで補助をいただいていますので、そちらのほうで対応していきたいと思っています。以上です。

熊木委員長 加藤委員どうですか。

加藤委員 答弁ありがとうございます。自分としても、この事業はひとり親世帯の後ろ盾となる事業と考えて受け取っていますので、今後もこの事業の広報活動や周知を徹底していただきながら継続してやっていってほしいと思います。

熊木委員長 答弁はよろしいですね。ほかに質問ありませんか。

細川委員 成果説明書の6ページにあります、人工透析患者等通院交通費助成について3点質問いたします。まず1点目ですけれども、人工透析患者の患者さんの数ですけれども、町で把握している実際の人数を把握されていれば教えていただきたいと思います。資料のほうには実質14名の方が利用しているということですが、実際の数をお願いしたいと思います。

それから2点目ですけれども、人工透析患者の方の通院の現状ですけれども、これを利用していない方、家族の方や自分で行かれている方もいると思うんですが、最近高齢化に伴って通院のことを悩んで転出されるという方もたまに耳にしますので、その辺は患者さんの通院はどのような状況になっているのか教えていただきたいと思います。

3点目ですけれども、人工透析に関わる予防対策として、何か予防のことをしているのか。また人工透析患者さんに対しての指導等が行われているのであれば、その辺についてちょっと説明をお願いしたいと思います。以上です。

熊木委員長 3点についての質問です。

福祉障がいG主幹 まず、人工透析をされている方の人数ということでしたが、昨

年度の実績で申しまして全体で31名の方が人工透析を受けていらっしゃるということで承知しています。

また、2点目の利用者の通院状況ですけれども、現在町外、江別市や北広島市において民間の医療機関でも通院に際してバスを提供するなどという手段を確保していただいているところも増えてきているというふうに認識していきまして、そういったところを利用される方も若干ですが増えているかというふうに思っております。以上です。

健康子育てG主幹 人工透析の予防対策としましては、主に管理栄養士と保健師で重症化予防として透析患者にならないために糖尿病性腎症を防ぐ対策をとっています。まず病院との連携も含めまして、食事あるいは薬のコントロールなど個別に対応をしていっているところなんです。特に糖尿病成人者につきましては、なかなか薬だけでは予防できるものではなくて、生活習慣、特に食事のコントロールということがすごく重要になってきますので、うちの管理栄養士がかなり細かく予防対策に携わっているところです。ただ、透析患者となりますと、こちらにつきましては医療の範疇となりますので、そちらのほうの業務の管理というのは病院で行っている状況です。以上です。

細川委員 まず1点目の患者数については31名ということでしたんですけども、この数というのはここ1、2年見て増えてきている状況なのではないかというのがまず1点。

それと、通院の現状のところ、病院のほうで送迎していただけたところが出てきているということですけども、そういったことを実際、患者さんに紹介などをされているのでしょうか。3点目のほうは了解しました。

福祉障がいG主幹 人工透析されている方の人数の傾向といいますか、増加しているのかというところの御質問かと思いますが、中にはお亡くなりになっている方もいらっしゃるのでは、そういう数字の部分では横ばい傾向かなというふうに認識しています。

2点目の通院に際して医療機関で送迎するなどの対策をしているところの病院を紹介しているかというようなお話だったかと思いますが、特にこちらではそういった情報を求めている方には話をしていますけれども、おおむね患者さんのほうがそういったところを把握されて、そういった病院にかかっていただく方が多いように思っています。以上です。

細川委員 今の回答で理解できました。2点目の質問の中の送迎に関しての関係ですけれども、不安に思っている患者さんはいると思いますので、できればこういった病院で送迎をしていますなどと何か一覧表にして、相談があった時に回答してあげたら、ちょっと親切かなと思います。以上で私の質問を終わります。

熊木委員長 患者さんに病院のこととかそういうことを知らせるということは検討などをする余地があるのですか。

福祉障がいG主幹 細川議員からおっしゃっていただいたところを今後の業務のほうにも進めていけたらというふうに思っています。患者さんに対して紹介などできる限り努めたいと思います。以上です。

熊木委員長 よろしくお願ひします。それではほかにご意見ありませんか。ありま

せんか。(なしの声)

それでは、ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)
それでは質疑を終了します。

続いて審査順序の4番目、第4款衛生費について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 決算書67ページ下段から68ページをごらんください。4款1項1目保健衛生総務費、支出済額842万3,537円。母子保健事業では、妊婦及び乳幼児の健診や教室事業と、各種助成事業などの経費を執行しています。実績については決算書資料の10ページ中段に記載のとおりで、増額の主な理由は、新型コロナに係る妊婦あんしん支援金事業によるものです。

決算書に戻ります。68ページ下段から69ページにかけて、2目予防費、支出済額3,876万5,145円。成人保健事業では、各種がん検診や健康教育・健康相談事業に係る経費1,385万4,263円を執行しています。

69ページ下段の感染症予防事業では、各種予防接種や感染症予防対策に伴う経費1,683万498円を執行しています。増額の主な理由は、子どもの定期予防接種で新たにロタウイルスが加わったことや新型コロナ感染症防止対策に係る消耗品費などの執行によるものです。

70ページ中段の予防経費では、狂犬病予防対策に係る経費7万9,452円を執行しています。

次の、新型コロナウイルスワクチン接種事業では、ワクチン接種に係る準備費用として800万932円を執行しています。なお、69ページの12節委託料、17節備品購入費の不用額については、主に各種検診や高齢者向けに実施したPCR検査と予防接種事業や新型コロナワクチン接種事業の執行残です。予防費の各事業の実績については決算書資料の11ページから12ページに記載のとおりです。決算書に戻ります。71ページ下段をごらんください。

4目病院費、支出済額3億6,617万7,000円。詳細は、病院事業会計決算で説明させていただきます。72ページをごらんください。

5目保健福祉総合センター管理費、支出済額5,717万9,301円。保健福祉総合センター管理経費では、あいくる全体の維持管理運営に係る経費を執行しています。なお、利用状況等の実績については決算書資料の12ページ中段に記載のとおりで、増額の主な理由としては、中央監視装置設置工事や新型コロナウイルス感染症対策による通信環境整備工事とトイレ衛生設備改修工事等の実施に伴うものです。

以上で、衛生費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川委員 成果説明書の10ページの母子保健に関連したお話としてお伺いします。今コロナ禍にありましていろいろ全国的にもそれに対してのトラブルなどいろいろな事件が起きていますが、先に千葉県の方でも妊婦がコロナに感染をしてしまっとなかなか病院にかかれなかったということで亡くなったというような経緯もあったりなんかして、それがニュースに出ていましたけれども、なかなか妊婦自身がコロナ

にかかるとしてやはり相当リスクや恐怖心があるというふうに捉えられるわけですが、これは令和2年度だけではなくて令和3年度も絡む話かと思うんですが、実際うちの町でも、なかなか結婚して子どもを産みたいけれども今はちょっと避けておこうとか、何かそんな動きみたいなものというのはあるのか。とりわけ保健福祉課は母子手帳を発行しているという立場から見て、出生率など出生のほうは戸籍のほうでしょうけれども、妊娠される方というのが減ってきているのか、どういう動きがあるのか、その辺りについて捉えておられれば教えていただきたいというふうに思います。

健康子育てG主幹 石川議員が言われたとおり、コロナ禍で妊娠、出産に不安を抱えている妊婦は数多くいるとは思われますが、南幌町におきましての出生数ですが令和2年1月から12月の年次で出生数は36名、令和元年が28名ですので、8名増えています。また4月から3月での年度での集計では31名、例年と変わらない出生数です。また、妊娠届出数ですけれども、令和2年度におきましては26名、令和元年度は29名です。若干減ったように思われますが、今年度は9月末で約半年になるわけですが妊娠届出数は15名いますので、単純に倍にすると30名となります。結論から言いますと、南幌町におきましてはコロナの影響での出生数、妊娠届出数の減少はないと思われます。しかしながら不安を抱えている妊娠、出産には変わりありませんので支援をしていくつもりです。以上です。

石川委員 ありがとうございます。細かい数字まで教えていただきました。そんなことでうちの町にはそんなに変動はないというふうなことです。人口を少しでも増やすためにまちづくり課のほうでも頑張っていますし、こちらのほうでもそういった面では支えていただきたいというふうに思うところです。ただ、先ほどもいろいろ母子保健関係の事業で説明がありましたが、実際に妊産婦健診や乳幼児健診などをやる上で、コロナに対しての対策としてはどのような形で実際されておられるのか、その辺りについて何かありましたら教えていただきたいと思います。

健康子育てG主幹 まず、乳幼児健診につきましては、コロナ対策としましては、まずは感染予防のために徹底した時間差での呼出しをしております。また今までコロナではないときには、問診票を当日持ってきていただいてそれを見ながらの説明ということになったわけですが、事前に問診票を送っていただきまして、電話で確認をとって、とにかく健診自体はスクリーニング、短時間で済むような形をとっています。また、間隔を空けてですので、なるべく重ならない人と人との距離をとる、あるいはスタッフ自身毎回消毒をして、もちろんマスクやフェイスシールドをしながらの対応となっています。国、道のほうからも言われていますが、緊急事態宣言があったとしても乳幼児健診はなるべくというか続けるようにという指示がありますので、徹底した感染対策をとって進めているところです。以上です。

熊木委員長 それではほかに質疑ございますか。

西股委員 成果説明書の11ページ、感染症予防対策の関係ですが、昨年からコロナの関係がありまして、例年インフルエンザが猛威を振るっていたところだったんですが、コロナの関係があってか発症が非常に少ないというような話を聞いています。その中であってインフルエンザワクチンの接種の増減というのはどうだったの

かということについてお聞きしたいと思います。

それとちょっと勉強不足ですが、ロタウイルスというものはどのようなものか、ちょっと教えていただければと思います。

健康子育てG主幹 まず、インフルエンザにつきましては、去年はまだコロナワクチンが出ていなかったということで、まずはインフルエンザとコロナの違いがわからないと、症状がとても似ているということで、まずはインフルエンザを防ぎましょうということでワクチンを打った方が多くいらっしゃいました。ですので、昨年度につきましてはインフルエンザの流行は、議員が言うようにすごく少なくて、毎年冬になりますとインフルエンザ患者が出まして注意報が発令されることが多いですけども、去年は発令が1件もございませんでした。

続きまして、ロタウイルスですけども、これは乳幼児の下痢の症状が出るウイルスとなっています。これにつきましては新たに定期予防接種として追加されたことです。以上です。

西股委員 ちょっと聞き方が悪くて申し訳なかったのですが、先ほどの感染症予防対策については、インフルエンザのワクチンの接種が増えたか減ったかということを知りたかったです。その接種件数をちょっと教えていただきたいなと思います。それと、ロタウイルスについてはわかりました。

健康子育てG主幹 例年よりもインフルエンザワクチンを受ける方は270名ほど増えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。

それでは質疑を終了します。

次に行く前に、一部職員の入替えがございます。暫時休憩します。

(午後1時45分)

(午後1時45分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続きまして、審査順序の5番目、介護保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

保健福祉課長 令和2年度介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

初めに歳入の説明をいたします。決算書の169ページをごらんください。1款1項1目第1号被保険者保険料、収入済額1億5,292万8,432円、収入未済額96万1,021円。収納率につきましては、現年分が99.86%、対前年比0.2ポイントの増、滞納繰越分につきましては39.74%、16.24ポイントの増となっています。

2款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億1,830万5,961円。施設給付費の15%、居宅給付費の20%が交付されたものです。

2項1目調整交付金、収入済額4,125万3,000円。給付費及び地域支援事業費の約6%が交付されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額237万5,

000円。事業費の保険者負担分の20%が交付されたものです。170ページにまいります。

3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業、収入済額485万6,775円。事業費の保険者負担分の38.5%が交付されたものです。

4目事業費補助金、収入済額147万6,000円。システム改修に伴う補助で人口規模に応じて交付されたものです。

5目保険者機能強化推進交付金、収入済額139万9,000円。地域包括ケアシステムや介護保険運営の安定化に資する施策の推進状況に応じて交付されたものです。

6目介護保険保険者努力支援交付金、収入済額112万9,000円。令和2年度に創設された交付金で、介護予防・健康づくり事業に資する取り組みの状況に応じて交付されたものです。

7目介護保険災害等臨時特例補助金、収入済額16万4,000円。新型コロナウイルス感染症に伴う収入減に対して保険料を減免したことによる補助金です。

3款1項1目介護給付費交付金、収入済額1億9,174万3,000円。施設給付費並びに居宅給付費の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者が納めた保険料です。次ページにまいります。

2目地域支援事業交付金、収入済額357万8,000円。介護予防・日常生活支援総合事業費の保険者負担分の27%相当が交付されたもので、財源は各保険者の第2号被保険者の保険料です。

4款1項1目介護給付費負担金、収入済額1億161万8,206円。施設給付費の17.5%、居宅給付費の12.5%が道負担分として収入されたものです。

2項1目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額148万4,375円。介護予防事業費の保険者負担分の12.5%が道補助金として収入されたものです。

2目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業、収入済額242万8,387円。事業費の保険者負担分の19.25%が道補助金として収入されたものです。172ページにまいります。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額1,997円。基金の利息でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、収入済額8,289万9,093円。施設給付費及び居宅給付費の12.5%の町負担分です。

2目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業、収入済額127万3,533円。介護予防事業・日常生活支援総合事業費の12.5%の町負担分です。

3目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業、収入済額222万9,254円。事業費の19.25%の町負担分です。

4目低所得者保険料軽減繰入金、収入済額1,110万3,200円。別枠公費による繰入として、令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う保険料減免が追加されたことに伴い前年度より増加しています。次ページにまいります。

5目その他一般会計繰入金、収入済額1,326万22円。歳出の総務費相当額を事務費として町が負担するために繰入をしています。

2 項 1 目介護給付費等準備基金繰入金、予算計上をしていましたが、財源が確保されたことから繰入を行わなかったものです。

7 款 1 項 1 目繰越金、収入済額 5, 6 0 6 万 7, 2 3 0 円。令和元年度からの繰越金です。

8 款 1 項 1 目第 1 号被保険者延滞金につきましては、実績がございません。

2 項 1 目第三者納付金、2 目返納金につきましては、実績はございません。

1 7 4 ページにかけまして 3 目雑入、収入済額 4 万 5, 6 0 0 円。主に地域支援事業に係る利用者負担金です。

以上、歳入合計 予算現額 7 億 8, 5 1 3 万 5, 0 0 0 円。調定額 7 億 9, 2 6 6 万 2, 3 1 4 円。収入済額 7 億 9, 1 6 1 万 9, 0 6 5 円。不納欠損額 8 万 2, 2 2 8 円。収入未済額 9 6 万 1, 0 2 1 円でございます。

次に、歳出の説明をいたします。1 7 5 ページをごらん下さい。1 款 1 項 1 目一般管理費、支出済額 7 5 7 万 9, 4 4 2 円。一般管理費では、介護保険全般に係る事務処理経費を執行しています。

2 項 1 目賦課徴収費、支出済額 5 5 万 8, 5 3 6 円。保険料の賦課等に係る経費を執行しています。

3 項 1 目認定調査等費、支出済額 4 3 1 万 5, 3 0 6 円。介護認定調査を行う会計年度任用職員をはじめ、認定に係る経費を執行しています。

2 目認定審査会共同設置負担金、支出済額 2 1 0 万 1, 6 6 0 円。栗山町、由仁町と共同設置している審査会に係る負担金を執行しています。次ページにまいります。

4 項 1 目計画策定委員会費、支出済額 1 8 万 1, 0 7 8 円。第 8 期介護保険事業計画の策定のために委員会を 4 回開催しており、それに係る経費を執行しています。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費、支出済額 1 億 8, 1 3 2 万 9 0 2 円。訪問介護、通所介護、通所リハビリ等の給付に係る経費を執行しています。

2 目特例居宅介護サービス給付費につきましては、実績がございません。以下、特例の名称が付くものにつきましては、認定前に給付を受けた場合の償還払いでございます。

3 目地域密着型介護サービス給付費、支出済額 1 億 5, 7 9 4 万 3, 6 6 1 円。グループホームや認知症対応型デイサービスなどの給付に係る経費を執行しています。1 7 8 ページにまいります。

4 目につきましては、実績はございません。

5 目施設介護サービス給付費、支出済額 2 億 2, 9 2 6 万 8, 4 6 1 円。食費及び居住費を除く介護老人福祉施設等の入所給付に係る経費を執行しています。

6 目につきましては、実績はございません。

7 目居宅介護福祉用具購入費、支出済額 5 0 万 5, 0 7 6 円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

8 目居宅介護住宅改修費、支出済額 1 5 1 万 1, 2 1 7 円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。次ページにまいります。

9 目居宅介護サービス計画給付費、支出済額 2, 7 8 9 万 4, 7 4 7 円。サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

10目につきましては、実績がございません。

2項1目介護予防サービス給付費、支出済額1,808万4,889円。介護予防における通所リハビリなどのサービスの給付に係る経費を執行しています。

2目、3目につきましては、実績はございません。180ページにまいります。

4目については、実績はございません。

5目介護予防福祉用具購入費、支出済額13万6,638円。福祉用具購入の給付に係る経費を執行しています。

6目介護予防住宅改修費、支出済額98万8,367円。住宅改修の給付に係る経費を執行しています。

7目介護予防サービス計画給付費、支出済額348万9,450円。介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成に係る経費を執行しています。

8目につきましては、実績はございません。

次ページにかけて、3項1目審査支払手数料、支出済額59万156円。9,926件の手数料を執行しています。

4項1目高額介護サービス費、支出済額1,568万5,145円。利用者負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

2目については、実績がございません。

5項1目高額医療合算介護サービス費、支出済額283万5,725円。介護と医療の両方を利用して、自己負担限度額を超えた部分についての、払い戻しに係る費用を執行しています。

2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、実績はございません。182ページにまいります。

6項1目特定入所者介護サービス費、支出済額2,293万8,316円。所得の低い方の食費並びに居住費の自己負担分に係る経費を執行しています。

2目から4目については、実績がございません。

3款1項1目財政安定化基金拠出金につきましては、実績がございません。次ページにまいります。

4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費649万3,284円。訪問型サービス事業と通所型サービス事業に係る経費を執行しています。

2目介護予防ケアマネジメント事業費、支出済額52万8,750円。介護予防・生活支援サービス事業に係る対象者のケアプラン作成にかかる経費を執行しています。184ページにまいります。

3目一般介護予防事業費、支出済額321万6,832円。快足シャキット倶楽部や水中運動教室、ボランティアポイント事業、サロン事業などに係る経費を執行しており、令和2年度から事業の一部を社会福祉協議会に委託をしています。

2項1目包括的支援事業費、支出済額44万4,451円。介護支援専門員の研修等に係る経費を執行しています。次ページにまいります。

2目在宅医療・介護連携推進事業。実績はございません。各職種間の連携を深めることを目的に研修会を予定していましたが新型コロナウイルス感染症により中止しております。

3目生活支援体制整備事業費、支出済額355万6,000円。事業を推進するための生活支援コーディネーター配置などに係る経費を執行しています。

4目認知症総合支援事業費、支出済額16万5,176円。認知症のある高齢者に早期から係わりを持ち、適切な医療やサービスにつなげる事業で、主に認知症サポート医師への謝礼に係る経費を執行しています。

5目地域ケア会議推進事業、支出済額11万1,696円。年2回実施しています地域包括ケア推進会議の委員報酬に係る経費を執行しています。186ページにまいります。

6目任意事業費、支出済額734万8,818円。介護者のつどいや配食サービス、シルバーハウジング生活援助員派遣事業など町の実情に応じて実施している事業の経費を執行しています。

5款1項1目介護給付費等準備基金積立金、支出済額336万9,997円。詳細は備考欄のとおりでございます。

6款1項1目第1号被保険者保険料還付金、支出済額4万9,100円。内訳につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料減免による還付が主なものです。次ページにまいります。

2目償還金、支出済額4,200万2,203円。国費、道費、支払基金の令和元年度精算に伴う償還金です。

7款1項1目予備費、実績はございません。

以上、歳出合計、予算現額7億9,640万9,000円、支出済額7億4,521万5,079円、不用額5,119万3,921円です。188ページにまいります。

実質収支に関する調書の説明をいたします。

1歳入総額7億9,161万9,065円。2歳出総額7億4,521万5,079円。3歳入歳出差引額4,640万3,986円。5実質収支額は4,640万3,986円でございます。

次に、決算書資料の説明をいたします。25ページをごらんください。27ページまで項目ごとに件数並びに支出額を記載しています。令和2年度の介護保険事業の主な概要を申し上げます。25ページ中段の認定結果につきましては合計が170人で、前年度対比でマイナス218人でございます。減少の理由につきましては、認定の有効期間が2年になっていることに伴い、令和2年度は更新対象者が少ない年度のためでございます。25ページ中段の2. 保険給付費につきましては、(1) 居宅サービス給付費で、対前年度比、件数は723件の増であり、給付費は約3,941万円の増加となっています。26ページにまいります。

(2) 施設サービス給付費では、対前年比、件数で64件の減、給付費で約1,082万円の減額。次の、(3) 介護予防サービス給付費では、対前年比、件数で65件の減、給付費では約472万円の減額でございます。保険給付費全体では 対前年度比で約2,216万円の増、3.457%の増加となっています。

27ページの上段をごらんください。③介護予防事業では、一般高齢者等に対する各種介護予防事業を実施しており、通年で実施している事業につきましては、新型コ

ロナウイルス感染予防により事業を休止したため例年より実施回数や参加人数が減少しています。

以上で、介護保険特別会計の説明を終わります。

熊木委員長 それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

次に行くんですけども職員の入替えもありますので、15分休憩を取ります。2時20分からにします。

(午後2時06分)

(午後2時20分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

続きまして、審査順序の6番目、国民健康保険特別会計について審査を行います。説明をお願いいたします。

住民課長 令和2年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

初めに、歳入から説明いたします。決算書の129ページをごらんください。1款1項1目国民健康保険税、収入済額2億309万5,421円、不納欠損額22万686円、収入未済額5,700万5,499円。不納欠損の内訳は、消滅時効6件、1名、収入未済額の内訳は、現年課税分201件、41名、滞納繰越分2,109件、102名となっています。収納率は、現年課税分が98.4%で対前年度比0.3ポイントの増加、滞納繰越分が10.2%で対前年度比0.5ポイントの減少となっています。

次に、2款1項1目手数料、収入実績はありません。

3款1項1目災害臨時特例補助金、収入済額233万5,000円。新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免に対する補助金で、減免額の10分の6が交付されたものです。

2目国保業務システム改修補助金、収入済額335万5,000円。オンライン資格確認等に伴うシステム改修に係る補助金で、10分の10が交付されたものです。

次ページ、4款1項1目保険給付費等交付金、収入済額6億6,827万4,794円。1節普通交付金として5億9,661万6,794円、2節特別交付金として7,165万8,000円がそれぞれ交付されたものです。

2項1目財政安定化基金交付金、交付実績はありません。

5款1項1目利子及び配当金、収入済額8,850円。基金積立金の利子収入です。

6款1項1目一般会計繰入金、収入済額6,940万6,000円。国の基準に基づく一般会計からの繰入金です。内訳は備考欄に記載のとおり、基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、次ページ、出産育児一時金等繰入金、事務費繰入金となっています。

2項1目国民健康保険事業特別会計基金繰入金、予算計上していましたが、財源が確保されたため、基金繰入実績はありません。

7款1項1目繰越金、収入済額2,507万5,998円。令和元年度国民健康保険特別会計からの繰越金です。

8款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目第三者行為納付金、収入実績はありません。

2目過誤払給付費返還金、収入済額337万9,631円。療養給付費の返納18件、14名分です。

次ページ、3目療養給付費等負担金及び4目療養給付費等交付金、収入実績はありません。

5目特定健康診査等負担金、収入済額6万6,000円。令和元年度分の特定健康診査負担金について、過年度精算分として収入したものです。

6目雑入、収入済額43万3,000円。内訳は、備考欄に記載のとおり特定健康診査一部負担金などです。

以上、下段、歳入合計、予算現額10億2,743万円、調定額10億3,265万5,879円、収入済額9億7,542万9,694円、不納欠損額22万686円。収入未済額は5,700万5,499円です。

次に歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、支出済額504万6,263円。国民健康保険全般に係る事務処理経費を執行しています。なお、12節委託料では、オンライン資格確認等に伴う国保業務システム改修委託料が前年度と比較して増加しています。

2目連合会負担金、支出済額89万2,811円。北海道国保連合会への負担金を執行しています。

2項1目賦課徴収費、支出済額55万6,506円。納税通知書印刷や収納手数料などの経費を執行しています。

次ページ、3項1目運営協議会費、支出済額6万3,338円。国保運営協議会委員9名分の報酬、費用弁償などの経費を執行しています。

4項1目医療費適正化対策事業費、支出済額68万6,493円。特定健診受診勧奨や保健指導に係る職員時間外勤務手当、ジェネリック医薬品の利用促進に係る経費などを執行しています。

次ページ、5項1目収納率向上対策事業費、支出済額264万1,676円。一般事務報酬、職員時間外勤務手当などの保険税収納対策に係る経費を執行しています。

2款1項1目療養諸費、支出済額5億1,646万7,024円。北海道国保連合会に対する、被保険者の療養に係る負担金、審査支払手数料などを執行しています。

2目高額療養費、支出済額7,715万959円。次ページ、被保険者の高額療養費に係る保険者負担分の経費を執行しています。

3目出産育児諸費、支出済額332万147円。1件あたりの限度額42万円で8件分を執行しています。

4目移送費、予算の執行はありません。

5目葬祭諸費、支出済額30万円。1件3万円で10件分を執行しています。

6目傷病手当金につきましては、第1号補正予算で追加補正したものです。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、給与等の支払を受けている被保険者が、新

型コロナウイルス感染症に感染したこと、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができず、給与等の支払を受けることができなくなった場合において、一定期間に限り、傷病手当金を支給するものですが、支給実績はありません。

3款1項1目医療給付費分、支出済額2億965万2,040円。次ページ、医療給付費に係る北海道への納付金を執行しています。

2目後期高齢者支援金等分、支出済額5,821万4,980円。後期高齢者支援金等に係る北海道への納付金を執行しています。

3目介護納付金分、支出済額2,187万980円。介護納付金に係る北海道への納付金を執行しています。

4款1項1目共同事業拠出金、予算の執行はありません。

5款1項1目財政安定化基金拠出金、支出済額742円。激甚災害指定の平成30年胆振東部地震により被災した3町への基金交付金に対して、市町村負担分を拠出したものです。

次ページ、6款1項1目特定健康診査等事業費、支出済額1,086万9,871円。特定健診、特定保健指導などに係る経費を執行しています。次ページ、備考欄、特定健診受診率向上支援共同事業は、特定健診等データをAI等により分析し、効果的・効率的な受診勧奨を行い、特定健診受診率向上を目指すものであり、令和2年度から、新規事業として北海道国保連合会と道内市町村との共同事業で実施しているものです。

2項1目保健衛生普及費、支出済額226万5,086円。医療費通知、各種検診などに係る経費を執行しています。

7款1項1目基金積立金、支出済額8,850円。基金利子積立金を執行しています。

次ページ、8款1項1目財政安定化基金償還金、予算の執行はありません。

9款1項1目、保険税等還付金、支出済額83万2,500円。保険税月割の異動などに伴い20件分を還付したものです。

2目保険給付費等交付金償還金、支出済額359万1,972円。令和元年度道補助金、保険給付費等交付金の確定に伴い、超過交付分を返還したものです。

3目療養給付費等負担金償還金から、次ページ、6目その他償還金まで、予算の執行はありません。

2項1目直診施設勘定繰出金、支出済額4,412万5,000円。町立病院における電子カルテなど医療機器整備に係る特別調整交付金分を病院事業会計への繰出金として執行しています。詳細は病院事業会計決算で説明します。

10款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段、歳出合計、予算現額10億2,743万円。支出済額9億5,855万7,238円。不用額は6,887万2,762円です。

次に、次ページの、実質収支に関する調書について説明をいたします。

1歳入総額9億7,542万9,694円。2歳出総額9億5,855万7,238円。3歳入歳出差引額は1,687万2,456円です。4翌年度へ繰り越すべき

財源は、ありません。５実質収支額は１，６８７万２，４５６円です。６については該当ありません。

次に、決算資料 成果説明書の２４ページをごらん願います。国民健康保険特別会計です。令和２年度の国民健康保険事業の主な概要を申し上げます。はじめに、２保険給付費（１）療養給付費の状況です。被保険者数は１，８１５人で、対前年度比３５人の減少となっています。１人あたりの費用額は３８万３，６３１円で、対前年度比１万９，１３０円の減少となっています。１人あたりの受診件数につきましては１５件で、対前年度比１件の減少となっています。保険給付費全体では５億９，７２３万８，１３０円となっており、対前年度比で３，４２０万２，７５９円の減少となっています。新型コロナウイルス感染症の影響により、保険給付費が大きく減少しています。

次に、３国民健康保険事業費納付金の状況です。平成３０年度からスタートした、国保広域化に伴う北海道への国民健康保険事業費納付金は２億８，９７３万８，０００円となっており、対前年度比で３，４２０万２，７５９円の減少となっています。今後においてもこの事業費納付金の推移に留意しながら、国民健康保険事業における財政基盤の安定化を図ってまいります。

次に、４保健事業費の状況です。特定健診受診者数は５２７人で、対前年度比１２６人の減少。受診率は３４．９％で、対前年度比６．７ポイント減少しています。受診者数、受診率ともに新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少していると考えています。

以上で、令和２年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。（なしの声）
ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。
それでは質疑を終了します。

続きまして、審査順序７番目 後期高齢者医療特別会計について審査を行います。説明をよろしくお願いいたします。

住民課長 それでは、令和２年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

初めに、歳入から説明いたします。決算書の１９３ページをごらんください。１款１項１目後期高齢者医療保険料、収入済額７，７０２万５００円。収入未済額２６万６，３００円。収入未済額の内訳は、現年度分１３件、４名、滞納繰越分６件、１名となっています。収納率は、現年度分が９９．９％で前年度と同率。滞納繰越分が２２．１％で対前年度比７７．９ポイントの減少となっています。

２款１項１目督促手数料、収入実績はありません。

３款１項１目事務費繰入金、収入済額５６４万２，０００円。国の基準に基づく繰入金で、内訳は備考欄に記載のとおりです。

２目保険基盤安定繰入金、収入済額２，９６７万２，８６５円。国の基準に基づく繰入金で、後期高齢者医療保険料の軽減額を繰入れしたものです。

４款１項１目繰越金、収入済額３６万３，７８２円。令和元年度後期高齢者医療特

別会計からの繰越金です。

次ページ、5款1項1目延滞金、収入実績はありません。

2項1目雑入、収入済額8万2,400円。後期高齢者医療広域連合からの還付金等負担金です。

6款1項1目高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、収入済額24万2,000円。後期高齢者システム改修に係る補助金で、10分の2が交付されたものです。

以上、下段、歳入合計、予算現額1億1,371万4,000円。調定額1億1,328万9,847円。収入済額1億1,302万3,547円。収入未済額は26万6,300円です。

次に、歳出の説明をいたします。次ページをごらんください。1款1項1目一般管理費、支出済額228万3,218円。電算システム保守などの事務的経費を執行しています。なお、12節委託料では、制度見直しなどに伴う後期高齢者システム改修委託料が前年度と比較して増加しています。

2項1目徴収費、支出済額34万5,010円。保険料の通知・徴収に係る経費を執行しています。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億1,015万8,965円。次ページ、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金、保険料等負担金、保険基盤安定負担金を執行しています。

3款1項1目保険料還付金、支出済額8万2,400円。保険料更正に伴う還付金を執行しています。

4款1項1目予備費、予算の執行はありません。

以上、下段、歳出合計、予算現額1億1,371万4,000円。支出済額1億1,286万9,593円。不用額は84万4,407円です。

次に、次ページの実質収支に関する調書について説明をいたします。1歳入総額1億1,302万3,547円。2歳出総額1億1,286万9,593円。3歳入歳出差引額は15万3,954円です。4翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5実質収支額は15万3,954円です。6については該当ありません。

次に、決算資料 成果説明書の28ページ中段をごらん願います。後期高齢者医療特別会計です。本特別会計は、広域連合の管理のもと、保険料を徴収し、広域連合に対し必要な費用を納付するための特別会計です。ただいま説明したとおりの内容を記載しています。被保険者数は1,327人で、対前年度比7人の増加となっています。

以上で、令和2年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

本日本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。あす9月10日、午前9時30分まで延会といたします。

お疲れさまでした。

(午後2時42分)

決算審査特別委員会会議録

(2日目 R3.9.10 9:30~14:45)

熊木委員長 おはようございます。

昨日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開いたします。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を開会します。

審査順序の8番目、第5款農林水産業費について審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

農業委員会事務局長 決算書75ページをお開きください。5款1項1目農業委員会費、支出済額631万538円。農業委員会運営経費として、農業委員の報酬、旅費。事務局経費として農地台帳システム保守経費の執行となっています。

産業振興課長 決算書は75ページ下段です。主要施策の成果説明書は13ページからとなりますのであわせてごらんください。2目農業振興費、支出済額5億3,233万5,031円。繰越明許費3,830万7,000円。不用額590万5,969円。繰越明許費は、国の補正による農業経営高度化促進事業の鶴城二期地区に係るパワーアップ事業分、同じく国の補正による強い農業づくり事業を翌年度へ繰越して実施するものです。また、不用額の主なものは、有害鳥獣捕獲等業務委託料の減、新型コロナウイルス感染症による食育事業の中止に伴う執行残です。

農業振興経費では、総合農政推進協議会運営経費、関係団体への負担金など139万1,729円を執行しています。

次に76ページ下段です。有害鳥獣対策事業では、有害鳥獣捕獲等業務委託料、狩猟免許取得支援事業助成金など232万839円を執行しています。

次に77ページ中段。経営所得安定対策事業では、農業再生協議会に対する経営所得安定対策事業補助金として272万円を執行しています。

次に、耕地利用高度化推進事業では、農地の良好な生産環境を維持するため、地域での共同利用機具備品購入費として1,222万7,600円を執行しています。

次に、農業振興補助金交付事業では、JAが取り組む農業振興事業の一部助成として364万6,936円を執行しています。

次に、農業経営高度化促進事業では、農地・農業水利施設の整備に伴う農家負担の負担軽減措置と工事に伴う休耕による農家の所得損失の補てんのための負担金として2億7,725万8,278円を執行しています。

次に78ページ。スマート農業推進事業では、RTK基地局光回線利用料として10万1,640円を執行しています。

次に、農業制度資金利子補給事業では、認定農業者や農業後継者が借り入れた、制度資金の利子補給として305万4,979円を執行しています。

次に、担い手育成対策事業では、4Hクラブ活動事業補助金、親元就農者等に対するふるさと就農促進事業給付金など1,375万2,148円を執行しています。

次に79ページ。地産地消活動推進事業では、農産物加工センター指定管理経費、

キャベツキムチ町民還元事業負担金などの経費として２５６万１，２１８円を執行しています。

次に、都市との交流と販路拡大事業では、農業者が実施するグリーンツーリズム事業補助金、北海道日本ハムファイターズ主催ゲームでの本町特産品の提供経費として１８万９，５４４円を執行しています。

次に、食育活動推進事業では、食育推進計画策定委員会運営経費、バケツ稲づくり事業、なんぼろレシピ本の作成、子育て支援米支給事業などの経費として５０７万９，９２５円を執行しています。

次に８０ページ下段になります。多面的機能支払事業では、農業農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域内の３つの地域資源保全協力会への交付金など１億９，７１４万８，６３５円を執行しています。

次に８１ページになります。環境保全型農業直接支援対策事業では、環境保全型農業を推進する生産者への補助金として１，０８８万１，５６０円を執行しています。

続いて中段になります。３目農地費、支出済額７，３０２万３，８１２円。不用額１２７万７，１８８円。不用額の主なものは、換地計画図作成業務委託料の入札減及び農業農村整備事業推進本部負担金の確定による執行残です。

土地改良事業経費では、西幌ほか３地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務等委託料、国営かんがい排水道中央地区及び国営農地再編整備中樹林地区の負担金、国営造成施設管理体制促進事業補助金など６，６１５万８，８１２円を執行しています。次に、８２ページ中段の農業集落排水事業特別会計繰出金については、特別会計決算の中で御説明します。

続いて８６ページ中段になります。２項１目林業振興費、支出済額１０８万１，４７６円。林業振興経費では、防風林監視人に対する報酬、野ねずみ駆除薬剤散布委託料、町有林の倒木等処理経費などを執行しています。

以上で、農林水産業費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

川幡委員 林業振興経費についてお聞きしたいと思います。南１５線の耕地防風林が数年前の台風によって倒木がたくさん出ました。その関係では、あそこを通ってもまだ処理されていない、整理されていない倒木もあります。年次計画で処理されているのか、その辺をお聞きしたいと思います。あと数年かかるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

農政Ｇ主幹 南１５線の防風林の整備ですけれども、現在、北海道の治山事業と町の単独事業を使って整理をしています。治山事業のほうについては、西１３号のほうから西１７号に向かって毎年度、面積にして２反程度ですけれども防風林内の整備をしています。町のほうは、防風林外に張り出した枝や倒木の処理を優先して、防風林内については、根からめくれ上がっているような倒木を選んで処理を進めているというような状況であります。少しずつですけれども、毎年このように進んでいくという予定になっています。以上です。

川幡委員 あそこは被害が酷かった、木が古くなってああいう状況になったと思うんですけれども。ほかにも南幌には耕地防風林がたくさんあるんですけどもそんなに

影響がなかったのか、その辺をしてお聞きしたいと思います。

あと、木の植栽も木も植えなくてはならないと思うんですけど、その辺はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

農政G主幹 町内防風林の被害としては、南15線以外にも結構出ています。特に南15線と川向の南8線、よく目立つところですので被害が大きいと思っています。現在、道の治山事業で保育事業として整備しています。倒木をして追っかけて補植をしていくような小規模な整理を今は続けている状態です。南15線だけではないですけども、防風林のほとんどに北海道の保安林の指定がかかっていますので、治山事業だけではなくて、今国の補助を使って保安林の改良事業として大きく整備していくことができないかということで北海道では今協議を始めているところです。それは南15線だけじゃなくて南8線も含めてになりますけれども、今後は治山事業だけではなくて、国の補助事業を活用できるものは活用して、できない部分を町のほうで整理していくという方向で進めていきたいと思っています。以上です。

川幡委員 ぜひ、そういう方向へ進んでいていただきたいと思います。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに質問ありませんか。

本間委員 成果説明書の13ページ、有害鳥獣捕獲の件ですけれども、鳥獣対策ということで実施隊員などいろいろやっているといます。それと狩猟免許取得支援事業ということで1名の方に狩猟免許。これはどんな内容の狩猟免許なのかちょっと教えていただきたい。

あと79ページの農産加工施設管理に指定管理で出されていますけれども、農産加工施設の中のコロナ対策はどうなっているのかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

熊木委員長 2点ですね。お願いします。

農政G主幹 まず、狩猟免許取得支援事業ですけれども、箱わなの免許を取得していただいて猟友会に入っていて、箱わなの駆除に加わっていただく方を対象に免許の取得費用を補助するといった内容になっています。去年の1名の方については、もともと猟友会に入っている方で銃の免許を持っていた方ですけれども、今回箱わなの免許を取っていただいて、アライグマの駆除に加わっていただくということになっています。

それと加工センターのほうですけれども、感染対策としてはほかの公共施設と同じ扱いになっています。緊急事態宣言中については研修室を閉鎖しています。対策としても通常の対策になっております。マスクとアルコール、換気といった対策になっています。以上です。

本間委員 箱わなの免許ということで、もともと猟友会に入っていたということでわかりました。何とか新たな人、毎回私も言っていますが、箱わなそして狩猟の免許など、いろいろ対策を打っていただけて増やしていただければありがたいなと。去年のアライグマ175頭ですけども、今年も相当やられていますので、農業のほうで相当いっていますので、やっぱりそういう人員を増やしていけないと、やっぱり人海で取らないととれないのかなというふうに思っていますので、そこら辺よろしくお

願います。加工センターのほうはわかりました。どうもありがとうございます。

熊木委員長 回答はいいですか。もし回答があれば。

産業振興課長 今の猟友会のお話ですけども、高齢化が進んでいると。今現在若い方でも50歳代、あとの方は70歳代以上の方ばかりというふうな状況となっていて、担い手の確保をするのがこの事業の目的です。なかなか、なり手がいないのが現状であるんですけども、今後さらに高齢化が進んでいくということは間違いない事実ですので、今後、関係団体、関係機関と連携しながら事業の周知などを含めて担い手の確保に努めてまいりたいと考えています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

内田委員 農業で、コロナの影響が大きかったことあれば教えてください。そしてまた今年もさらにそれが追い打ちをかけるようなことがあれば教えてください。

それと資料の81ページの環境保全型農業対策、このことは質問したこともありますが、その内容と脱炭素型農業で関連したところがあれば教えてください。以上です。

熊木委員長 2点ですね。お願いします。

農政G主幹 まずコロナの影響ですけども、一番大きな影響を受けたのは花農家ということになっています。町内には花農家が専業で3件、兼業で1件ということで、町内としては影響としては限定的かなと思っております。それと米ですけれども、コロナの影響だけではないですけども、コロナの影響も若干受けているとは思いますが、米の価格が下がっているということで、その辺は本年と来年以降もちょっと影響が出るのかなと思います。あと畜産の関係ですと、町内に肉牛がいませんので酪農だけになりますけれども、牛乳の消費が、給食の影響で減ったりずれたりしていますので、影響が出ることを想定していましたけれども、加工用に回すことでそれほど大きな影響は出ていないといった内容になっています。野菜についても、給食の影響を受けて若干時期がずれて安くなった時期があるかもしれませんが、逆に高くなった時期もありますし、野菜のものによっては昨年からずっと高い価格のものもありますので、それほど影響はないのかなと思っております。コロナのほうは以上です。

それと環境保全の事業の内容ですけども、化学肥料と化学農薬を北海道の慣行レベルから5割以上低減する取組にあわせて、緑肥を作付けることや堆肥を投入するなどということに対して交付金が交付されるという内容になっています。事業の内容としては、今国でいっている緑の食料システム戦略の内容と一致しているのかなというふうに思います。以上です。

内田委員 ありがとうございます。商業というかそっちのほうの被害が大きくてちょっと隠れていた面もあったんですけども、花き農家さんでは面積は変わらず今年も続けられているということでしょうか。それと牛乳は被害が少ないということで、そして給食に提供される野菜などにもあまり影響はなかったと、時期はずれていたけれども提供できたということでしょうか。

それとちょっと物議を醸すかもしれませんが、今、新聞等で行われている脱炭素農業というか、そのことについて何か考えがあれば教えてください。以上です。

熊木委員長 先ほどのコロナの説明にさらにもう1点と今の環境のことで、お願い

します。

農政G主幹 まず農業の経営面積ですけれども、今のところ経営面積への影響は出ていません。通常どおり本年は営農できているということになっています。給食の影響ですけれども給食に提供ができなかったという意味ではなくて、給食の影響によって価格の上下が発生しているという意味ですので、供給に問題があったという意味ではありません。

それと脱炭素の関係です。今後農業分野でもこの動きというのは当然必要になってくるかと思いますが、現状のまま単純に化学農薬や肥料を低減するということは作物の収量や品質を下げるということになりますので、それは農業者の所得が下がるということにつながりますので現時点では単純に低減することは推進できないという考え方になります。この後、国のほうでもちょっと示していますけれども、農業所得を確保できるような技術開発や経営対策が出てくれば推進していくことができるかと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

石川委員 先ほどの川幡委員の関連で、防風林についてお聞きしたいと思います。先ほどもいろいろ説明がありまして、道の事業や町のほうでも対応をしているという話ですけれども。3年前にあの大風が吹いた時には相当防風林が倒れたということで、あれに対してもその地先の農家の方から早くよけてくれというふうなことで要請があって、町の職員若手の人たちも総出で対応したということは見ていましたけども、今年も5月に結構強風が吹くなどして何本か木が倒れているものも見ました。それに対しての対応もやはり職員の方がされていたのかなという感じがするんですけども、中でも大きい木が倒れていることに対して、既にもうそこは水田に水が張っていたり、作物が植えられたりということで、大きい木に対しては人間の手ではなかなか対処できないような状況の中では、どういうふうな形で対応されているのかということをもっとお聞きしたいと思います。それと私も南15線の防風林、とりわけ多く通るので見るんですけども、確かにきれいに伐採や植え替えなど、何かしてはあるところもありますけども、どちらかといったらその場所は大した倒木が目立たなかったなど。別なところで相当倒木があるけれども、既に今年の5月も倒れているのにそこにまた風が吹いたからまたさらに広がったような場所もありますけれども、どういうふうな形でその場所を選定されているのか。こっちのほうが優先だったのではないかなというところも見受けられるなどするんですけども、その辺りどういうふうを選定されておられるのか、それについてお聞きしたいと思います。

農政G主幹 まず、大きな木が外へ倒れている状態ですけれども、水田のほうに今作物を植えていますので、収穫までそれ以上動かないような固定をしている状態です。収穫後に速やかに撤去する予定でいます。それと場所の選定ですけれども、治山事業については道の事業になっています。北海道と現場を把握している森林組合と町のほうで立会をして場所を決めているといった状況になっています。以上です。

石川委員 取りあえず作物がなくなるまでは対処しているというふうなことで、あくまで職員のほうで人力でいくらか固定するなど何かされているというふうなことなののでしょうか。作物に完全に触れてしまった状況ならばある程度持ち上げな

くてはいけないでしょうし、危うい場合にもそれ以上下がらないような対処が必要かなと思うんですけども、それについても再度お聞きしたいと思います。選定に関しましても、そこでは町のほうで立会いとか何かされているのか、その辺りについてお聞きしたいと思います。結構太い木や何かが寄りかかっている、それにもたれている木がだんだん悪くなっているというのが見受けられますので、そういったものは十分判断してほしいなというふうに思います。

もう一つ、前にもちょっと聞いてお答えいただいた経緯がありましたけども、例えば晩翠墓地のそばの防風林、伐採はして刻んだけれどずっとそこで積んであると、片付けないのかといったら、そのままで風化させるまで置いてあるという話でしたけれども、風化してその後植えることは計画に入っていないのか。片付けるなり何かの形で処理して次の木を植えるための対処というのは当然考えられてくると思うんですけども、その辺りはどう考えているのかお聞きします。

農政G主幹 まず固定している木ですけれども、固定している木は大きな木になりますので、職員のほうではちょっと対応できませんので、これは業者のほうに発注しています。その分、今回の補正予算の中で追加しているということになっています。それ以外の木については、小さい木、人で処理できるものについては職員が直営で処理をしているということになっています。

それと晩翠墓地の木ですけれども、晩翠墓地の防風林については国有林になりますので、国の所有、管理、伐採した木に関しても国の財産ということになります。国のほうでは、伐採した木については販売はするという言葉方になっています。外へ持ち出すとなると運搬費や手間とお金がかかりますので、基本的には、中に堆積したままにするということになっています。以上です。

石川委員 わかりました。伐採した国有林もそうです。その後植えることについては国としては全然関与していないのか、その辺りどうなのかと思います。それとさっき言いました南15線の防風林のところでも伐採する順番というのは町もいづらか関与はしていないのかどうか。それについてお答えをお願いします。

農政G主幹 まず南15線の場所ですけれども、選定については道と森林組合と町の三者で決めていますので、町のほうも関与はしています。それと国有林のほうですけれども、当然防風林は更新ということになりますので、伐採して追っかけて植えていくという予定はあります。ただ、それがいつになるかというのは今の状況ではわからないということです。以上です。

熊木委員長 ほかにありませんか。

西股委員 先ほど有害鳥獣の関係で質問があったんですがそれに関連で一つだけ質問させていただきます。昨日、道新で、普及センターが中心になって捕獲の試験を昨年からやっているというのが掲載されていましたが、昨年はアライグマが175頭という数字で出ていますが、その効果というのがあったのかどうかということをちょっとお願いいたします。

農政G主幹 新聞に出ていたように、全ての普及センターに窓口を設置するという事で進めてはいますが、南幌の管内については現実的にはまだ町が中心でやっているということで普及センターとしてまだ大きな動きはないという状況です。ですので、

普及センターによる影響というのは今のところほとんど出ていないかなと思います。以上です。

西股委員 捕獲のわなを500メートル間隔というか、それに仕掛けをしたという表記が新聞では出ていたんですが、この普及センター云々ということではなくて、町でそういうことをやったというような感じで捉えていたんですが、普及センターで全部いろいろ調査の対象にはなっているかもしれないけれども、わなの仕掛け云々といったらやはり町でやらなかったらできないのかなと、生産者に頼むなど、そういう部分が多かったのではないかなというふうに思いますが、実際にはわなをどのぐらいかけて、どういう効果があったのかということを知りたいです。

熊木委員長 もう一度そこをお願いします。

農政G主幹 すみません。新聞に出ていたのは、北海道が実施しているアライグマ根絶モデル事業ということで、アライグマの根絶を実際に目指すものではないですけども、生息数の推計や、えさの位置を変えたりわなの位置を変えたりして、効率的な捕獲方法を分析するといったことを目的に昨年から3年間、空知では平地で南幌町、山間部で新十津川町ということで選定されて研究を行っているということです。それによる捕獲の影響というのはそんなに出ていないかなと思います。以上です。

西股委員 その研究の成果というのは町のほうに何か来ているのでしょうか。一つだけ。

農政G主幹 3年間のモデル事業になっていまして、3年間が終わった時に検証をして、それを全道的に広げていくということを目的にしています。昨年の捕獲の実績ですと、年間50機わなを設置して56頭の捕獲をしているという実績になっています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それではほかに質疑ございませんか。(なしの声)
それではないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

次、審査順序9番目、第6款商工費について審査を行います。同時審査として統計調査費の説明についてもあわせてお願いいたします。

産業振興課長 決算書は86ページ下段になります。主要施策の成果説明書は15ページからとなりますのであわせてごらんください。6款1項1目商工振興費、支出済額1億1,123万2,059円。不用額900万7,941円。不用額の主なものは、南幌温泉浴室改修工事の入札減、町民無料入館券配布事業負担金の確定によるものです。

商工会運営助成事業では、商工会が実施する会員への経営相談事業や、地域振興事業に対する助成金として820万4,965円を執行しています。

次に87ページになります。観光協会運営助成事業では、観光協会が実施する観光振興事業、観光総合案内所職員配置経費などに対する補助金として182万1,600円を執行しています。

次に、中小企業資金利子補給事業では、北海道中小企業総合振興資金を活用した商工業28社に対する利子補給助成など179万2,497円を執行しています。

次に南幌温泉経費では、南幌温泉指定管理料、町民無料入館券配布事業負担金、宿泊棟浴室天井改修工事など3,753万300円を執行しています。主要成果説明書15ページ下段の南幌温泉管理運営事業をごらんください。町民無料入館券の利用実績は、5,178人に1万5,534枚の無料券を交付し、利用延べ人数は10,834人で69.7%の利用率となっています。また温泉全体の年間利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、対前年、4万4,911人減の17万9,501人となっています。

次に決算書の88ページになります。地域おこし協力隊設置事業では、報酬や共済費、活動にかかる経費として384万701円を執行しています。

次に、緊急経済支援事業では、町民・事業者への新型コロナウイルス感染症対策事業として、休業協力・感染リスク低減支援金など12事業、5,684万1,096円を執行しています。

次に89ページ下段になります。商工振興経費では、南空知4町連携の消費生活相談や観光連携事業などにかかる経費のほか、空き店舗活用支援事業補助金として120万900円を執行しています。

続いて90ページになります。2目ふるさと物産館管理費、支出済額4,622万8,539円。ふるさと物産館管理経費では、施設の維持及び管理運営に係る経費を執行しています。不用額の主なものは、空調・換気工設備工事などの入札減によるものです。主要成果説明書16ページ、ふるさと物産館管理事業をごらんください。利用状況は、施設全体で4万5,501人、対前年比32.7%の減で、内訳としましては、一般来館者が3万2,121人、会議室利用者は2,259人、観光協会特販所6,566人、軽食コーナー4,555人です。

以上で、商工費の説明を終わります。

引き続き、同時審査 統計調査費を御説明します。決算書54ページ下段をごらんください。2款5項1目統計調査費、支出済額370万7,191円。統計調査経費では、定期的に実施される5つの法定統計調査にかかる経費を執行しています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 商店街では本当に甚大な影響あったんですけれど、最大の減収幅というか、最大の減収といったものがわかれば教えてください。商店街の減収です。

それと、南幌温泉ですけれども、ここもわかります。でもこのコロナによる自助努力というのでしょうか、従業員を削減し、経費を削減したなどといったことがあれば教えてください。

商工観光G主幹 商店街の減収ですけれども、綿密な数値としてはおさえていませんが、補助をしていますので補助した時に収入の部分がマイナスの部分については見えています。しかし全体としての統計はとっていないので申し訳ありません。

それと南幌温泉の削減策については、今現在時間短縮による営業を行ってまして、職員1時間程度ですけれどもその分の削減とあと電気代の関係も、光熱水費のほうもひっくるめてですけれども削減しています。あと利用者が少ない時に、閉館間近ですけれども、ゲームセンター等余計なところの電気を消しています。ちょっと暗いとい

った部分も出ていますけれども、そういった削減方法を行っています。あと職員の数ですけれども、どうしても1、2部屋の宿泊があった場合食堂関係、レストラン関係など全て職員の配置が必要になりますので、なかなか簡単には削減できない状況になっています。以上です。

内田委員 職員を削減していないということによかったです。また、国や道からの補助でそういう従業員を維持するための補助というか、そういったのが出ていたはずなので、利用していただいていると思います。それで、数字ばかり追っていても苦しいだけよね。それで私、すしはんの店長の友達がやっているという温泉、道南のほうですけれど行ってみました。そしたらそこで宿泊者向けのファイルにその町の歴史をファイルしてありました。すごいなと思って、資料館も行ったんですけれども、やっぱり苦しい時ほど、その数字以外の気持ちの面ですか、そういうサービス、ですから写真、何でしたか地域おこし協力隊のとてもきれいな写真を飾るなど癒しになる、そういったちょっと視点を変えた努力というものをこれから考えてみる必要があるのではないかなと思います。そしてやっぱりその温泉では、道路からその施設にまで入るのに4キロあって、きれいに草払いをしてあったので、町がやってくれるのですかと聞いたら、従業員4人で4日間かかってやっていますと、そこからウエルカムというかその思いが表れているので、やっぱりその温泉の周りにもそういったこと。今この苦しいときだからこそ、そんなこととは思わないで、やっぱりやっている姿が誰かの目に留まれば、また温泉を利用することもあると思うので、そういったことについての指導といいますか、あとほかに何か考えていることがあれば聞かせてください。

商工観光G主幹 宿泊者向けのファイルに歴史のパンフレットということで、うちの温泉でいきますと、ロビーのところに史跡標柱のパンフレットのほう、教育委員会ですけれども、こちらのほうで置いています。これを宿泊室のファイルのほうにというのは、ちょっとアンビックスの考え方もあると思うんですけれども、今後ちょっと支配人のほうにお話をしていきたいなというふうに考えております。それとあわせて青木さんの写真関係もありますので、そういったことも検討材料としてお話しできたらというふうに思います。

それと先ほどの草刈りの件ですけれども、南幌温泉の外観回りですね。こちらのほうも幾度か指摘を受けたところでして、支配人が変わって、最近のところをちょっとずつ見ていただければと思うんですけれども、正面玄関の横にタイヤやブルーシートがあったような状況というのは一切片付いています。正面から見て左サイドのほうの奥側にちょっと物があったような状況もあったと思いますけれども、こちらでも支配人のほうで、経費が相当かかっていますが全部撤去しております。近々外回りの木の壁といいますか、そういったものも職員のほうでペンキを塗っていく予定であるというようなことをお聞きしていますので、外観等も少しずつではありますけれども気をつけてやっていっているような状況です。以上です。

内田委員 そういったことはやはり感じます。どこか一つきれいになっていくと続いていくものだなと思っています。また中のお湯も露天もきれいになってきていますから、お客さんに通じるものだと思います。それで一つ聞きたいのが、露天風呂に行く壁、男性の方はわかりませんが、女性の壁に前は蛇みたいのが書いてあったん

ですけれど、それが消えているんですけど消したんですね。それは聞いていませんか。

商工観光G主幹 今の壁の件ですけれども、ちょっと把握していませんので確認したいと思いますし、そういった部分があるのであれば積極的に消していただくようにお話ししていきたいと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

本間委員 10ページの商工費の緊急経済支援の関係ですけれども、今も緊急事態宣言が出ていて、いろんな支援を昨年からやっているんですけども、もう今年で2年目になりますよね。各店からの要望などもいろいろあると思います。そういうことをちょっと聞きたいのと、今年が2年目になると昨年の実績から50%などと言われると、相当苦しい方がいらっしゃるのではないかなとは思っています。それで当然国、道の決め事もあるんですけども、うちの町としてこれから緊急事態が終わるか終わらないかは今の段階で何をなさいとは言いつらいですけれども、その辺ちょっと、もし何かあれば教えていただきたいというふうに思います。

商工観光G主幹 緊急経済支援事業の飲食店からの要望ということですが、今まで行ってきたものに対して、飲食店のほうからは非常に助かっていますというお言葉をいただいています。現状ですぐにどうこうというような要望は特に受けてはいないですけれども、飲食店の方々が心配されているのは、収束後にお客さんが果たして戻ってきていただけるのだろうかというところが今心配されている内容なのかなというふうに理解しています。以上です。

本間委員 要望はたぶん出しづらいと思ってしていないと思うんですけども、あとお客さんが戻るかどうかという心配もすごくわかります。それで、今たぶんこれがあけたらいろんな応援チケットなど商工会もいろいろ考えて今やって動いていると、要望はこちらにも来ていると思うんですけども、そういった意味でやっぱり相当な手を入れていくというか、そういったこともやってほしいと思うので、国の予算も当然来ているので、そこら辺も見据えてやっていただければありがたいなと思うので、何か今、目ぼしいものがあればちょっとお願いしたいと思います。

商工観光G主幹 先ほどの質問でお答えできなくて申し訳ありませんでしたが、昨年との比較というところは確かに本当に厳しいと思いますので、今後行っていく事業、まだこれからですけれども、行っていく際には、平常年だと思われる2年前との対比で本当に困っている方に対して一番支援が行くような形の制度設計を目指していきたいなというふうには考えていますので、御理解いただければと思います。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

西股委員 本当は温泉のことを聞こうと思ったんですが先に言われたところがあって重複するので、私は予算書54ページの統計調査の関係でちょっとお聞きしたいですが、統計調査の関係で最近回答をインターネットでお答えくださいというような形に変わってきていると思うんですが、そういう中で、今その普及というのが進んでいるのかどうかという点について質問させていただきたいと思います。回答のほうをよろしくをお願いします。

商工観光G主幹 統計調査のインターネットの利用ですけれども、こちらのほうは回を重ねるごとに増えていっているような状況です。それと最近多いものは郵送で戻

ってくるというものも多いと思います。以上です。

西股委員 細かい数字は別として、今までですと調査員の方が回ってまた回収していたというような形でやっているんですが、インターネットだとかそういうような郵送でやっていて、回収率というのは上がってきているのでしょうか。今まで調査員の方が手で集めるよりもインターネットと郵送をあわせた回収率というのはどのようなになっているかということです。

商工観光G主幹 数としては綿密にはおさえていませんが、忘れている方々がいらっしやって、今までだと調査員が回っていますのでわかるというような状況がありますけれども、現在では忘れている方に対して催促のはがきを入れています。それによって遅れてですけれどもインターネットなり郵送なりで帰ってくるというような形になっています。総数はそれほど変わっていないのかなというふうに思っています。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

それでは、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

職員の入れ替えがありますので、10時30分まで休憩にします。

(午前10時20分)

(午前10時30分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

審査順序の10番目、第7款土木費について審査を行います。同時審査として機場施設管理費の説明についてもあわせてお願いします。

都市整備課長 決算書91ページをお開き下さい。決算書資料は16ページから18ページになりますのであわせてごらんください。7款1項1目土木総務費、支出済額62万936円。土木積算システムなどに係る経費の執行となっています。

2項1目道路橋梁総務費、支出済額139万7,700円。道路台帳修正に係る経費、次ページにかけて、道路、治水など関連7団体の負担金の執行となっています。

2目道路維持費、支出済額3億6,034万3,846円。町道管理経費は、町道及び排水路の維持管理経費、道路橋梁の長寿命化計画に基づく改修工事等に係る経費として、修繕料、委託料、工事請負費、原材料費など2億1,535万1,305円の執行となっています。

決算書資料の17ページをごらんください。橋梁長寿命化修繕事業は、補修設計と補修工事をそれぞれ1橋行っています。決算書にお戻りください。

93ページ下段です。町道除排雪事業は、町道及び公共施設などの除排雪業務にかかる経費として、燃料費、修繕料、委託料など1億4,392万8,975円の執行となっています。令和2年度は、降雪量が過去10年平均より30センチメートル以上多かったため、委託料は当初予算より約700万円の増額となりました。不用額は、除排雪事業の追加補正後の降雪量が少なかったことによるものです。

次に94ページ中段、総合保安センター管理経費は、施設の維持管理に係る経費として106万3,566円の執行となっています。

3項1目都市計画総務費、支出済額4万9,906円。都市計画審議会運営経費、及び関係団体の負担金の執行となっています。

2目公園費、支出済額1億2,086万1,026円。公園施設管理事業は、96ページにかけて、公園及び緑地帯などの維持管理に係る経費及び公園施設長寿命化計画策定などの委託料、原材料費などの執行となっています。不用額の主なものは、入札減による執行残によるものです。決算書資料17ページには、公園の利用状況等を記載していますので参照してください。

次に96ページ下段。3目公共下水道費、支出済額5,519万7,000円。下水道事業特別会計繰出金です。後ほど特別会計決算にて説明いたします。

4目街路事業費、支出済額357万8,532円。街路事業経費は、街路灯の電気料等の経費の執行となっています。

次に97ページ、4項1目住宅管理費、支出済額5,988万6,315円。建築事務経費は、建築業務の設計積算に必要な経費として14万2,741円の執行となっています。

町公営住宅管理事業は、町公営住宅の維持管理、栄町公営住宅改修工事に要する経費として4,936万6,613円の執行となっています。

栄町公営住宅改修工事は、1棟12戸の給排水施設の改修を行っています。これで栄町団地6棟中、6棟の全ての改修を終えています。

次に98ページ、道公営住宅受託管理事業は、道営住宅の維持管理にかかる修繕料、委託料等に要する経費として480万4,961円の執行となっています。決算書資料17ページには、公営住宅管理事業として、道公営住宅、町公営住宅の管理内容、年度末の入居状況などを記載しています。

住宅リフォーム等助成事業は557万2,000円の執行となっています。決算書資料18ページ中段をごらんください。住宅リフォーム事業は6年目となりますが、申請件数27件、申請額557万2,000円で申請者に助成しています。

以上で、土木費の説明を終わります。

引き続き、同時審査の機場施設管理費の説明をいたします。決算書82ページ下段をごらんください。5款1項4目機場施設管理費、支出済額1億4,426万2,412円。機場基幹水利施設管理事業は、5つの排水機場、4つの揚水機場の維持管理及び機場の運転に必要な経費として、電気料、点検整備に要する修繕料、委託料などの執行となっています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を受けます。質疑ございませんか。

内田委員 1点目、町道の草刈りについてですけど、これもちょっと寄せられた苦情だったんですけど8号道路と東町に入る橋のところだそうです。そしてあそこは運河があって草刈りをしていて、国道ですか道道ですか、そこにイタドリがすごく生い茂って、ついでにちょっと草刈りをしてくれませんかと言ったら、そこは開発だからできないという返事をもらったということで、何年も前からそういう交差点の角の草刈りについて話はあったと思うんですけども、各交差点なんかはどうされているのかなということです。除雪になれば絶対、何と言いますか町道と国道、道道の交差

点はもちろんきれいにするんですけれども、草刈りについてはそういう住み分けをしてしまうのかなということが1点です。

それと公営住宅14区の空き状態を知りたいのと、改修したことで入居率というか、そういうことに反映されているのか。お風呂を付けたところが埋まっているのか。これは14区の公営住宅に住んでいる方からの要望ですけれども、高齢化率が上がってごみ出しや除雪が大変になってきているので、入居の時点でバランスの取れたような入居を進めてほしいと、そういうことはできないかというのが要望でありました。

あと住宅リフォームです。申込みが27件ということだったんですけれども、これも寄せられた意見では2回落ちましたと。それで申込者全てにプールしてはどうだろうかということが寄せられていました。以上、お願いいたします。

熊木委員長 3点ですね。お願いします。

土木G主幹 まず1点目の、道道と国道の草刈りについてご説明をさせていただきます。道道、国道は草刈りのみならず、道路の維持管理につきましてはそれぞれ道路管理者が行うということになっていますので、当然道道につきましては道道の管理者、国道につきましては国道の管理者が行うということですので、回数などは我々が聞いているのが年に1回程度ということで聞いております。ただ、そのほかにも、我々のほうにも道道などの草刈り、伸びていますよという話をいただいています。そういった部分につきましては直接道路管理者のほうにお電話させていただいて対応をお願いしているところです。以上です。

都市施設G主幹 公住の空き状況についてですが、お風呂を付けた部屋の状況ということですが、今の公住の来月の公募の状況ですけれども、お風呂付の改修が3戸終了しましたので、3戸分を新たに公募で出す形になっています。そのほか元町の公住、夕張太の公住が各1戸ずつ。道営住宅につきましては3LDKが1戸、あと子育て住宅もまだ1戸空いています。あわせまして7戸の公営住宅の公募を出す予定ですが、現状の入居状況ですけども、子育て住宅の方たちという部分でいいですと、なかなか入居のほうはないような形になっています。最近は風呂付の部屋につきましてはしっかり入っていただいています、入居される方につきましては高齢の60歳以上の独居の方が最近に入居されて、また軽い身障の方が入られているというような状況になっていまして、一応部屋の内装、混合栓の取付け等々、状況的には十分満足していただいているような話を聞いています。2点目の高齢化のためバランスの取れた入居ということでございますが、なかなか公営住宅につきましては、住宅に困っている方に対しまして住居を提供するというような考えで行っています。今現在は栄町の入居者につきましては、確かに昔からの方が多くなってございまして、高齢化が進んできているという状況もありますが、申込みの段階で、部屋の空き状況にもよるものですから、どこの棟に対してどのように振り分けるといえるのはなかなかちょっと難しいような状況で今現状ではその辺につきましては考えはありません。ただ、公営住宅というのは、共用通路の除雪など基本的に公住の敷地内につきましては入居者の皆さんで対応していただいているという原則がありますので、各棟におきましては、入居の方々で自治会ではないですが班のような形をつくっていただいております。各問題等も対応していただいているところですが、なかなか対応し切れないような部

分につきましては町のほうでも全体に対して啓発文書を出すなど、できるだけサポートするような形ではやっているところです。

もう1点、住宅リフォームですが、この事業につきましては、平成27年度から令和3年度で7年目という形になっています。町民のほうからは今現在も大変申込の多い事業となっていますが、なかなかこの助成金は、落ちた方、助成金をプールして皆さんに要望のほうを聞いてあげるといふ形のことも検討を考えていたこともありますが、なかなかこの助成金をプールするというやり方になると、助成金額がやはり低くなってしまいまして、そうすると住宅リフォームをやろうとした時に目的といたしましたのは、町内建設業者の育成ということもありまして、やはりある程度の助成金額があるということで指定業者制度をひいておりますが、それで町内の建設業者にお願いをして、町内の住宅建設に対して活性化を図るといふ部分もあるものですから、これがなかなかプールして助成金額が低くなるという形になると、知り合いの町外の業者をお願いしようかなと、なかなかそういう町内業者の育成という部分ともちょっと目的が違ってきてしまうものですから、これからの事業につきまして、今年度は第6期の後期総合計画の見直しを実施している最中ですが、その際に住宅リフォーム事業についても事業のあり方や助成率等について検討のほうは進めていくんですが、現担当課としましては、定住促進に関わる重要な事業であるというふうに位置付けていることから、できるだけ現制度も維持した形で、現行予算の範囲内で事業を実施していきたいと考えています。また令和2年度事業におきましては38件の申込みがございました。実質事業を実施した方は27件ですから11件の抽せん漏れがありましたが、申請受付時において、対象者のほうにはしっかり抽せんの形になるということで御理解をいただいて事業のほうをやりましたが、落選された方のほうからは特に原課のほうには苦情等大きなものはなかったという形になっているものですから、その辺につきましては御理解していただけているのではないのかなというふうに考えています。以上です。

内田委員 リフォームの件ですけれども、やはり何ていうかもう町外の業者をお願いするというのは全くないんですね。そしてやっぱり町内の慣れた業者で、そして公費をいただいとお得感を味わうというか、そういった感覚なのかなと。そしてまた、ほかの方も代弁したのではないかなと思うんですね。やっぱり町外の業者さんで、これぐらいの補助を受けられるからこれぐらいちょっとサービスしてと、それではまた満足はいかないんだと思います。見直しの機会があれば、そういったこともよくよく検討していただいて、そしてその30何人の中の、何人ぐらいが再度何回目かわかりませんが、そういったことまで聞くにいたらないのかどうなのか。その辺をお聞きます。

それで公住の入居率、お風呂があることでよかったと思うんですけども、何年も前のお風呂を付ける前の答弁では、ふれあいの湯があるからということもあったんですけど、そちらの兼ね合いもあるし、お年寄りのアンケートみたいなものをとられたことはあるのでしょうか。お風呂はあったほうがいい、なくても大丈夫というのは、そういうものの聞き取りなど何かあったのかお聞きます。それとこの除雪、ごみは今後もすごく大きな問題だと思います。それでどのように、間に何と言いますか、歩

道ロータリーあたりが入って飛ばすこともできるかや、貸出しなんかも除雪機が借りられるのだったら借りて、今の60歳代というのは若いですから、公営住宅の中ではね。だから農家のほうから引っ越されてきた方なんか見ていると70歳代ぐらいかなと思うんですけど、一生懸命除雪をしたりごみをやったりなど、やっぱり60歳代、70歳代が若いなという感じはします。それで、共にこのごみ出し、除雪。今後もずっと考えていただきたいですし、また相談にもものっていただきたいと思います。

それと町道、道道の交差点の草刈りですけど、やっぱり安心・安全な生活をするためにももう少し角を譲り合うぐらいの気持ちで、ちょっとサービスでイタドリなんかは倒していただくとありがたいなと思うんですけども、そういったところまで可能性としてはあるのかなのか。一応そういう訴えもあったものですからお聞きします。以上です。

都市施設G主幹 まずはリフォームについてですが、リフォーム事業はこの現計予算600万円という形のは令和2年度から行っています。これにつきましては、第2次南幌町行財政改革の実行計画加速化プランというものに基きまして、今後の事業のあり方というものを十分検討した結果、なかなか補助財源もないという部分もあって、それ以前につきましては補正対応で青天井のような形では行っていましたが、なかなか財源を単独費の中で賄い続けるというのはなかなか難しいということから、現状は600万円という範囲の中でやっていこうという形で上限が決められているような事業で進めているところですので、先ほど議員のほうからおっしゃったように、今年度見直しについて考えていくという部分もありますので、その辺のことも十分踏まえながら、新たな事業の概要というものを考えていきたいというふうに考えています。

2点目の公住のアンケート等の話ですが、これにつきましてもお風呂を付ける、付けない、あいくるのお風呂などという部分のお話の時に、どれだけ希望者がいるのだろうかということで3回ほどアンケートをさせていただきました。今お風呂が付いていない部屋を重点的にピックアップしまして、そこでお風呂を付けることによって改修の家賃計算の係数が入るものですから若干高くなってしまいます。家賃が上がってもお風呂付きがいいですか。また今後どうしたらいいですかなどというアンケートをとらせていただいています。現状は、お風呂が付いてない方で付けたいという方の部屋につきましては全戸付きました。空き部屋に関しましても一応全戸に付きました。今後においては、現居住でもともと自分でお風呂を付けて古くなっているような方たちにもアンケート等を実施して、どれだけ希望者がいるのかというふうに確認して、こういった形で事業のほうを展開していくかを考えていきたいというふうに考えています。

都市整備課長 先ほど今言っていた除雪やごみの関係ですけど、これは今、当然公営住宅だけではなくて、ほかの市街地でもそれぞれ班を組んでごみステーションの当番、また入り口の除雪などというのは、特に公住ではやられているということです。その中で班、多いところは12戸ということになっていますけれども、当然高齢の方で対応が厳しいという人はおそらく飛ばしたりということで、それぞれ工夫されてやっているといますので、当然どうしたらいいのかというところがあれば役場へ相談

をいただきながら、より良い方法を検討していただいたり、隣の班のやり方も聞いてもらって、やはり早く順番が回ってくるというのはどうしても仕方がないことはあると思います。当然皆さんは隣の班の方々の年齢構成や身体状況などというのは十分理解していると思うので、お互いの中でやっていただくことが一番いいですけども、確かに限界はあると思いますので、その辺含めて。公住でしたらうちのほうに、ほかの班はどうやっているのか、何かいい方法ありますかということがあれば、班長さん含めて相談をいただいて、いろいろと相談に乗っていきたいと思っていますので、その辺は御理解いただきたいと思います。以上です。

土木G主幹 先ほどありました安全、安心の目線での維持管理ということですが、道道、国道。本町だけではなく大きな広域の部分で道路管理をしているものですから、なかなか町道の管理で目が行き届かない部分が当然あるかと思っています。その部分については、我々がパトロール等で気がついた部分については、要望、要請も行っているところですし、あと町民の方などからそのような要望があればお伝えして、対応していただけるものは対応していただくというような運びになっています。また現在、年に数回ほど国道、道道の管理者とは意見交換という場を設けて、その際もそういった維持に関する要望についてはお伝えしているところです。引き続きそういうような形で維持管理が少しでも向上するような形でお願いしていききたいというふうに思っています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。それでは次に質疑ございませんか。

川幡委員 都市公園の指定管理について、公園整備事業などいろいろあると思いますが、この辺は地元の土木に関わる業者にある程度仕事がいっていると思いますが、入札または随契でやっているのか。そして仕事は固定されているのか、年度ごとで回っているのか。その辺をお聞きします。

土木G主幹 公園の指定管理について御説明をさせていただきます。まず公園の指定管理につきましては、通常の都市公園ということで25の公園と町営球場を含めての管理を南幌町建設業協会のほうで行っていただいています。三重湖公園のほうは三重湖管理組合さん。それとカートコースにつきましては南幌カートスポーツクラブの団体さんをお願いしているところです。この業者の決め方につきましては、指定管理という制度の中で公募を募りまして選定しているという運びです。公園の作業につきましては、それぞれ指定管理の業者の方に草刈り、あと例えばキャンプ場などの受付などの業務、そのほか電気等光熱水費の支払いなどといった部分、一切合切の公園の管理にかかわる部分を業務としてお願いしているところです。以上です。

川幡委員 金額については。お金の動きについてはどういうやり方でやっているのか。入札でやっているのか。それとも随意契約。それとも一括で建設業協会に委託をしているのか。

土木G主幹 指定管理の業者を決定いたしまして、その業者さんと随意契約という形で契約をさせていただいて、それぞれの金額につきましては、年度協定というものをまた新たに結びますので、その中で金額を決めまして、それで指定された期日にお支払いしているというような運びです。以上です。

川幡委員 仕事の中身はちょっと私たちもわからないですけども、ある程度積算を

きちっとした中での金額の設定だと思うので、その辺は信用しています。そのやり方でいいのであればそれでいいと思っています。この件に関してはよろしいです。

もう一つ、町道除排雪事業ですけども、冬は大変お世話になっていますが、この除排雪事業の地区というのは固定されているのか、それともローテーションで回っているのか。その辺をお聞きしたいです。

土木G主幹 除雪につきましては、短い時間の中でスムーズに除雪をしなければいけないということもありますので、その年に業者さんが決めた路線を受け持ってもらって、固定で例えば北町だったらA社、西町であればB社というようなことで、そのシーズンは固定で除雪をしていただいているような運びです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

加藤委員 成果説明書の17ページ、都市公園指定管理、キャンプ場のことについて、質問というより少しちょっと要望に近い発言になってしまうかと思うんですけども。コロナ禍の中でもキャンプ場に、リバーサイド公園と三重湖公園あわせて1万8,000人以上の利用者に來ていただいているということはすごく望ましいことでもあります。やはりちょっと治安の悪化というのが聞こえてきているので、常に御尽力いただいているかとは思っていますけれども、さらにまた徹底して管理をお願いしたいというところで、もし把握しているのであれば、キャンプ場利用者の町内と町外の内訳などがわかれば教えていただきたいです。

土木G主幹 御質問のキャンプ場の町内、町外の利用区分ですが、申し訳ございません、三重緑地公園の内訳はお伝えできまして、町内の方が135名、町外の方が1万865名ということで、昨年度はトータルで1万1,000人の方に利用をしていただいたというところです。今、三重湖のほうの数字はないですけども同じような形態で、だいたい9割方が町外の方に利用していただいているというような状況です。以上です。

加藤委員 ありがとうございます。ほぼ想定どおり、町外の方の利用ということで。やはりコロナ禍ということで感染対策。外なので密には判定しづらいかなとは思いますが、やはり人が集まる場所ですのでどのように感染対策をしているのか。あと、これだけ人が集まる場所ですので、南幌町をPRするにはとても良い場所かと私自身は考えていますけれども、施設管理としてどのように今後キャンプ場を考えているのか教えていただきたいと思います。

土木G主幹 まず、感染対策ということで、昨年はたくさんの施設が休止になるなどがありまして、特に南幌町のキャンプ場を多くの方が利用していただきました。その中で先ほど議員からお話があったとおり、一部マナーの悪いキャンパーがいるということで、そういった分も踏まえまして、今年度につきましてはまず感染対策という部分もありますので、おおむね昨年の最大の1日の利用人数から7割程度という形で三重緑地公園については200張まで、三重湖公園については80張までという形で利用していただくということで感染対策をとりました。そのほか、受付の際に、我々のほうで作成しました利用心得を配布させていただきまして、現在北海道で取り組まれている感染対策や、通常あります他人には迷惑かけないでください、路上駐車をやめてくださいなど、そういったような啓蒙になるようなプリントをキャンパーの方に

お配りをさせていただいております。そのほか、パトロールのほうも我々のほうで今年度につきましては土日で当番を組んで、混雑状況なども把握をしながら、指定管理者とも連携しながら管理に努めているような形です。あと議員のほうからお話ありました、たくさんの方が集まるということで、観光などの交流人口、観光の部分の増加というような形の話ですけれども、まず、例えばそこで何か商売などをされるというふうになりますと、当然その指定管理者のほうで取り組んでいただくという形になっています。それで指定管理者さんでは今のところは取り組まれてないですけども、そういった部分で多くの方が来るのでどうですかということで我々も話をさせていただいているのと、現在でいうと南幌温泉のほうで割引券を置いていただいて、それで多くの方に南幌温泉を利用していただくということで取り組んでいただいているところです。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

志賀浦委員 関連して聞きます。今の三重緑地公園のほう、時間的にいつて8時5時なのか、9時5時なのかはわかりませんが、人数の把握というのはかなり難しいかと私は思っています。昨年度は本当に酷かったですよね。違法駐車や張数は倍以上で、今年はロープを張って感染で使っていないということもあって、なかなか少ないとは思っているけれど去年は酷かったなと思って。その中で本当に料金収入などそういうのはしっかり把握できているのか。だいたい1万1,000人と聞いていない数字がちょっと気に入らないんだよね、私としては。その中で今年はテントの張数も制限されているから良いかなと思うんですけども、その辺で管理というのはどのぐらいまでできるのか。5時過ぎに来て、ロープ際に車をとめてどんと張ってしまっちは管理にならないですよ。そういうのはどういう対策をとっているのか。あと、苦情もあるのかないか、苦情は結構あると思うんだよね。あとごみの苦情は最近少なくともなっているけれども、帰りに団地内に捨てていく人がいっぱいいるんだよね。しまいには、同じ指定ごみ袋を買ってくれてやってくれている人がいいけれど、ちゃんと分けをしないで置いていくのが本当に目立つ。だからそういうところの指導というのはどういうふうにやっているのか。その辺を教えてください。

土木G主幹 まず管理体制ですけれども、まず8時30分から17時までの間に管理人さんが常駐してまして、その中で利用者の方に受付をしていただいて、料金をいただいて、キャンプをしていただくというような運びで行っています。先ほど議員からお話あったとおり、当然5時以降に来た場合はどうなのかという話があると思うんですけども、翌日に管理人さんが来て、キャンプの受付をしていただいた時に目印になる札を渡していてテントに付けていただいています。それで目印がない方については、当然受付していないですねということで受付をしていただいてという形で料金を支払いして、利用していただいているという運びです。ただそういいながらも5時以降に来られて管理人が来る前にいなくなる方もいらっしゃるかもしれませんので、そういった方の部分を踏まえると、もしかすると昨年多かったのではないかといいところがあるのかもしれません。それで日中の苦情めいたもの、昨年も多くの方にも御利用していただいたので、我々のほうにも警察のほうを通じてということで何件か苦情も来ていました。今年になってからは直接我々のほうに苦情めいたものがなか

ったですけれども、先日警察のほうから1件だけ、夜に騒がしい方がいて、警察が来て出動したという話を聞いています。それで、我々の対策といたしましては、先ほどもご説明しましたが、その受付の際に、例えばごみは持ち帰ってください、ですとか当然周りの方に迷惑にならないような時間帯で飲食や騒がしくしないでくださいですとか、路上駐車はしないでくださいなどということでお知らせをして、少しでも多くの方が快適にキャンプを利用していただくような形で取り組んでいるところです。以上です。

志賀浦委員 一生懸命取り組んでもらっているのはわかっているけれど、今年は少なくていいですけど、去年は本当に酷かったと。要は河川敷側の道路、あそこは本当にとめるところがないくらい車がとまっていましたよね。あれで事故が起きないほうが不思議なぐらいだけど、事故件数というのはあったのかないのか。きっともって、あれだけ駐車しているところで子どもが飛び出したら絶対避けられないのかなという状況が見受けられたので、交番に届けている事故件数があるのかないのか、その辺を教えてください。

土木G主幹 事故の件ですけれども、我々のほうに事故があったということで報告は受けていません。それと議員御存じのとおり、今年からは荷下ろしなどといった部分で使われるということが予想されるので、堤防敷については約1メートル程度緑地側のほうに、芝生側のほうに停車スペースを設けまして、そこで荷下ろしなどをしていただくような形で取り組んでいます。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいですか。(はいの声)

それでは質疑を終了いたします。

それでは、審査順序の11番目、下水道事業特別会計について審議いたします。同時審査として合併処理浄化槽整備事業費と上水道費についても説明お願いいたします。

都市整備課長 それでは、下水道事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。歳入の説明をいたします。決算書の147ページをごらんください。1款1項1目下水道事業負担金、収入済額939万9,190円。1節受益者負担金、収入済額11万9,500円。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者負担金です。2節管理費負担金、収入済額927万9,690円。北海道住宅供給公社からの南幌及び江別市に対します起債償還負担金です。

2款1項1目下水道使用料、収入済額1億1,578万5,324円。1節現年度分使用料、収入済額1億1,528万3,749円。収入未済額42万5,266円です。2節滞納繰越分、収入済額50万1,575円。不能欠損額8万5,993円、対象者は3名です。収入未済額39万2,007円です。収納率は、現年度分が99.6%で対前年と同率で、滞納繰越分が51.2%で2.9ポイントの減となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額5,519万7,000円。一般会計より公債費の不足分として繰り入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額740万8,994円。前年度決算により繰り越したものです。

次に148ページ、5款1項1目延滞金、収入金はありません。

2項1目雑入、収入済額813,068円。内訳として、807,200円は消費税額確定による過年度還付金です。

6款1項1目下水道事業債、収入済額1,880万円。江別市の南幌関連事業の負担額及び公営企業会計移行にかかる経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計、予算現額1億9,985万5,000円。調定額2億830万6,842円。収入済額2億740万3,576円。収入未済額81万7,273円でございます。

次に歳出の説明をいたします。149ページをごらんください。1款1項1目総務費、支出済額8万6,590円。日本下水道協会の負担金の執行となっています。

2目管理費、支出済額1億1,266万9,613円。149ページから151ページになりますが、管理費では、管理業務職員の給与、ポンプ場及び下水道施設の維持管理に係る経費、使用料徴収業務及び公会計移行業務などの委託、江別市に対する汚水処理に要する施設維持管理負担金、施設整備に借入した起債償還負担金及び消費税等の執行となっています。

次に151ページ、3目建設費、支出済額1,682万857円。江別市において本町が関係します、汚水処理施設の改修に係る工事負担金などの執行となっています。

次に152ページ、2款1項1目元金、支出済額5,880万8,296円。2目利子、支出済額730万8,405円。下水道事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入を行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額1億9,985万5,000円。支出済額1億9,569万3,761円。不用額416万1,239円でございます。

次に153ページをごらんください。実質収支に関する調書の説明をいたします。歳入総額2億740万3,576円。歳出総額1億9,569万3,761円。歳入歳出差引額1,170万9,815円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は1,170万9,815円となります。

続いて、決算書資料28ページをごらんください。公共下水道事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は99.80%となっています。続きまして、決算書資料52ページをごらんください。下水道事業特別会計では、公営企業会計適用債で200万円の借入れを行い、下水道事業債及び臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

以上で、下水道事業特別会計決算の説明を終わります。

次に、同時審査の合併処理浄化槽整備事業費及び上水道費の説明をいたします。決算書74ページ中段をごらんください。4款2項3目合併処理浄化槽整備事業費、支出済額273万1,000円。合併処理浄化槽設置補助金で、設置戸数は7戸でございます。設置戸数の内訳は、決算書資料13ページに記載していますので、御参照ください。

続いて74ページ下段をごらんください。3項1目上水道施設費、支出済額3億5,

869万4,140円。19節負担金補助及び交付金、支出済額3,899万7,640円は、第1浄水場及び第2浄水場の施設改修事業に係る起債負担金、企業長の給与費の一部を負担する運営負担金です。23節投資及び出資金、支出済額3億1,969万6,500円は、第2浄水場改築整備に係る、南幌町負担分の出資金となっています。内訳は決算書資料13ページ上段に記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

石川委員 決算書74ページの合併浄化槽についてお聞きします。合併処理浄化槽を設置している人たちには毎年定期的に検査という、法定検査といいますか、されているんですけども、検査料は8,000円ぐらいかかりましたか。そういった形で、あれは義務だというふうな形で言われていて浄化槽をいろいろ検査するんですけども、あれを拒否される方もいるというふうに聞いています。実際その件数というのはこちらでも抑えているのでしょうか。また、それに対して何らかの指導やアプローチなど何かをこちらでされているのかどうか、それについてお聞きしたいと思います。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

都市施設G主幹 合併浄化槽、毎年の検査ということで、設置した時には7条検査という形で受ける形になっています。毎年、検査されるというのは11条検査になるかと思いますが、確かに議員おっしゃるとおり、この受検をやられない方もいます。ちょっと件数につきましては、今ちょっと把握していないものですから、後ほどお伝えしたいと思います。対応につきましては、浄化槽協会のほうから受検拒否等の資料のほうが出て、私たちのほうで11条検査の受検に対しましての啓発の文書等を発送させていただいて、浄化槽を設置するにあたってこのような義務がございますということを重々わかっていただいて、受検率の向上という形で取り組んでいるところですが、なかなか100%受検していただけるという形にはなかなかならず、粘り強くやっているところです。以上です。

石川委員 わかりました。私もある1件の方が拒否したという話を聞いたことがあるんですけども、やっぱり相当な、ちゃんと使っているんだから必要ないのではないかと、ちゃんと水道屋さんがちゃんと見てくれているからというような言い方もされたりしていますが、やはり環境の汚染を防止するための行為というふうなことがあるんですよね。そしたら粘り強くということやって、それによっていくらか改善されているのか、理解していただけているのか、その経緯についてお聞きしたいと思います。

都市施設G主幹 確かにおっしゃるとおり、改善はしてきています。今までやられていなかった方も、やってくれた方も増えてきてはいます。ただ、なかなかやってくれていました、またやめられたという事例もありまして、なかなかこれが難しく、北海道、空知総合振興局のほうに確認して、強制的な罰則の法などがないかということも考えましたが、なかなか道内市町村で強制的な罰則をやっているところがなくて、皆さんしっかりと啓発文書等を出して促しているというような状況でして、近年では合併浄化槽整備事業の申込みの段階でしっかり7条検査、11条検査はやってくださいということで制約的なものも一緒に申込みの段階で受けていますので、最近の方は

そういうことはないですが、平成11年から合併浄化槽整備事業をやっていますが、当初がちょっとそういう制約の形などという状況になっていなかったものですから、当初のほうに設置された方がなかなかちょっと、普段の維持管理をやっているからいいのではないのかというような考えの方もいらっしゃるのは事実ですが、少しずつですがしっかり成果が出ているということがありますので、その旨で頑張っているということをお伝えします。以上です。

石川委員 特に農村部の方が付けているところが多いと思うんですけども、実際に建てたところ、例えば、家族がいっぱいいるからと言いながら7人槽を付けたところが、もう家族が減ってしまって今は2人や3人しかいない中で7人槽を付けていたら絶対まず余程のことがない限りは汚れることはないはずですよ。ですから、そういったことも十分加味した中で、例えば毎年ではなくて2年に1回やるだとか、そんな柔軟な対応もしてくれたらまだ理解されていくのではないかなというふうに思いますが、そんな働きかけもできたらお願いしたいなというふうに思います。以上です。

熊木委員長 要望ですか。ほかに質疑ございませんか。(なしの声)

ないようですので、これで質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

それでは午前中の最後です。審査順序の12番目、農業集落排水事業特別会計についてを審議いたします。説明よろしくお願いします。

都市整備課長 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の説明をいたします。

歳入の説明をいたします。決算書159ページをごらんください。1款1項1目農業集落排水事業分担金、収入済額34万3,100円。1節受益者分担金、収入済額34万3,100円。新たに1件の下水道の接続があったことによる受益者分担金です。2款1項1目下水道使用料、収入済額726万9,713円。1節現年度分使用料、収入済額725万4,488円。収入未済額2万76円です。2節滞納繰越分、収入済額1万5,225円。収入未済額はありません。収納率は、現年度分が99.7%で対前年度比0.1ポイントの減、滞納繰越分が100%で対前年度比と同率となっています。

3款1項1目一般会計繰入金、収入済額686万5,000円。一般会計より管理費並びに公債費の不足分として繰り入れられたものです。

4款1項1目繰越金、収入済額103万931円。前年度決算により繰り越したものです。

5款1項1目延滞金の収入金はありません。

次ページにかけて、6款1項1目下水道事業債、収入済額150万円。公営企業会計移行に係る経費を起債により借り入れたものです。

以上、歳入合計、予算現額1,656万1,000円。調定額1,702万8,820円。収入済額1,700万8,744円。収入未済額2万76円でございます。

次に歳出の説明をいたします。161ページをごらん下さい。1款1項1目管理費、支出済額1,086万9,371円。管理費では、浄化センター及び下水道施設の維持管理に係る経費、及び使用料徴収業務及び公会計移行業務などの委託に要した費用

などの執行となっています。

下段、2款1項1目元金、支出済額467万3,307円。

続いて162ページ、2目利子、支出済額62万3,243円。農業集落排水事業の整備に要しました費用の一部について、起債の借入れを行いました下水道事業債などの償還費の執行となっています。

以上、歳出合計、予算現額1,656万1,000円、支出済額1,616万5,921円。不用額39万5,079円でございます。

次のページの実質収支に関する調書の説明をいたします。歳入総額1,700万8,744円。歳出総額1,616万5,921円。歳入歳出差引額84万2,823円。翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は84万2,823円となります。

続いて、決算書資料28ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計における下水道普及率を記載しており、水洗化率は98.60%となっています。次に決算書資料52ページをごらんください。農業集落排水事業特別会計では、公営企業会計適用債で150万円の借入れを行い、下水道事業債及び臨時財政特例債も含めた年次償還を行っており、状況は記載のとおりでございます。

以上で、農業集落排水事業特別会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。
(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、終了いたします。

午前中の審議が全て終わりました。午後1時まで昼食休憩にします。

(午前11時36分)

(午後 1時00分)

熊木委員長 それでは、休憩を閉じ会議を再開します。

審議に入る前に、昨日の西股委員の質問したことに対する追加資料が出ていますので、説明をお願いします。

福祉障がいG主幹 御手元に昨日の西股議員からの質問に関してのお答えということで資料を出しています。障がい児通所給付利用状況ということで、放課後等デイサービス事業の利用状況について記載しています。まず、町内事業所の受入れ状況についてはかざみどり、ルカノア、たけのこランドの3施設がありまして、それぞれ定員は10名ずつ。登録者について、町内はかざみどりで18名、ルカノアは現在0名、たけのこランドは4名の方が利用されています。町外から来られている方につきましては、かざみどりが4名、ルカノアが9名、たけのこランドは15名の町外からの利用者ということで確認しています。町外者の内訳、来られている町については右に記載のとおりです。それぞれ施設の定員というところにつきまして10名とありますのは1日の受入れ人数ということです。受入れについては月曜日から土曜日ということで3施設とも同様の運営をしています。また参考としまして、南幌町民が町外の放課後等デイサービス事業所を利用している方の人数ということで14名の方がおられ

まして、行き先については記載のとおりです。重複している方もいまして9月現在の数字となっています。以上です。

熊木委員長 これについて何か質問ございますか。(なしの声) ありがとうございます。

もう1点です。先ほどの最後のほうで質問があったことについても追加で回答があります。お願いします。

都市施設G主幹 先ほど石川議員のほうから質問がございました合併浄化槽の法定検査の未受検者の数ですが、参考までに令和元年と令和2年度の2か年分についてお知らせします。令和元年度につきましては浄化槽協会のほうから28名の未受検者の報告が来まして、10月の段階で全ての設置者に対しまして啓発文書のほうを送付しています。令和2年度につきましては20名の報告がございまして、同様に10月の段階で20名全員に対して文書を送付させていただいています。以上です。

熊木委員長 これについて何か質問ございますか。

石川委員 検査の全体数はどれくらいなのか。何割ぐらいが未受験者なのか。

都市施設G主幹 ちょっと明確な件数までは把握していなかったんですが、実質未受検者に対しましては約1割から2割程度というふうに考えています。以上です。

熊木委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

職員が退席しますので、少々お待ちください。

それでは、審査順序の13番目、第9款教育費について審議をいたします。説明をお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、教育費について御説明いたします。決算書99ページ中段をごらんください。なお、決算書資料主要施策の成果説明書につきましては、19ページ中段からとなりますのであわせてごらんいただきたいと思います。

9款1項1目教育委員会費、支出済額191万2,886円。ここでは、教育委員会運営経費として、教育委員4名分の報酬、旅費、負担金などの経費を執行しています。

次に2目事務局費、支出済額70万1,367円。ここでは、学校運営協議会委員などの報酬、旅費ほか、教育委員会事務局に係る経費を執行しています。

次に100ページ中段、3目教育振興費、支出済額1億1,592万6,540円。ここでは、外国語指導助手招致事業、南幌高等学校支援事業、特別支援教育推進事業、高等学校等通学費補助事業など教育振興に係る経費を執行しています。

主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書104ページの大学生等生活支援給付事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症の影響を受け、世帯収入やアルバイト等による収入が減少し、経済的な影響を受けている大学生等の学びの継続を支援することを目的に、自宅又は自宅外で生活している区分ごとに支援金を給付しています。

次に、学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業では、新規に小中学校における児童生徒一人一台の情報端末の整備のほか、校内LAN等の環境整備を実施しています。

決算書105ページにお戻りください。上段、4目教育財産管理費、支出済額4,840万112円。ここでは、教職員住宅など教育財産の維持管理に係る経費を執行しています。

次に106ページ、5目通学バス運営費、支出済額1,734万1,061円。ここでは、通学バス運営事業として、スクールバス3台分の運行経費を執行しています。

次に、2項1目学校管理費、支出済額6,016万7,255円。ここでは、小学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。なお、小学校における新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液などの校舎消毒に必要な経費、情報端末を活用した遠隔事業に係る研修費用、飛沫防止パーテーションなどの備品購入費、あわせて100万円を令和3年度への繰越明許費としてございます。主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書106ページにあります小学校運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液、非接触型体温計、マスクなどの消耗品や、扇風機、サーモカメラ、飛沫防止パネルスクリーンなどの備品を整備しています。また、小学校校舎管理事業では、保健室の仕切りカーテンの設置、水栓ハンドルの交換、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備改修工事などを実施しています。

次に、決算書108ページにお戻りください。下段、2目教育振興費、支出済額1,537万7,918円。ここでは、小学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、ことばの教室事業、教育振興経費として要保護及び準要保護児童の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に、109ページ下段、3項1目学校管理費、支出済額4,021万9,248円。ここでは、中学校の学校運営及び校舎管理に係る経費を執行しています。なお、ここでも小学校同様、新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液などの校舎消毒に必要な経費、情報端末を活用した遠隔事業に係る研修費用、飛沫防止パーテーションなどの備品購入費、あわせて100万円を令和3年度への繰越明許費としています。主要施策の成果説明書20ページをごらんください。決算書109ページの中学校運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、消毒液、非接触型体温計、マスクなどの消耗品や、学校祭用屋外ステージの設置経費、扇風機、サーモカメラ、飛沫防止パネルスクリーンなどの備品を購入しています。また、中学校校舎管理事業では、水栓ハンドルの交換、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備改修工事などを実施してございます。

次に、決算書112ページにお戻りください。2目教育振興費、支出済額924万130円。ここでは、中学校の総合的な学習事業、教育コンピュータ施設整備事業、教育振興経費として要保護及び準要保護生徒の就学援助に係る経費などを執行しています。

次に、113ページ。4項1目社会教育総務費、支出済額51万5,484円。ここでは、社会教育審議会委員12名の報酬、旅費ほか、社会教育総務全般に係る経費を執行しています。

次に、2目社会教育振興費、支出済額122万5,418円。ここでは、社会教育振興事業として、放課後子ども教室、ふるさと南幌みらい塾、成人式などの運営に係

る経費のほか、子ども会育成連絡協議会、青年団体協議会などの社会教育関係団体への支援に係る経費を執行してございます。

次に、114ページ下段、3目子ども未来費、支出済額8万2,190円。ここでは、すくすく広場などの子育て支援事業に係る経費を執行しています。

次に、4目文化振興費、支出済額153万5,585円。ここでは、芸術鑑賞会の開催や読み聞かせ業務の委託など芸術・文化推進事業及び読書活動推進事業に係る経費のほか、文化協会に対する支援に係る経費を執行しています。115ページ中段の読書活動推進事業では、新型コロナウイルス感染症の影響で家庭で過ごす時間が多くなった児童生徒に対し読書時間を増やすため、図書カードを440人の児童生徒に配布しています。

次に、5目社会教育施設費、支出済額217万9,728円。ここでは、社会教育施設管理経費として、三重レークハウスの管理経費を執行しています。

次に、6目生涯学習センター管理費、支出済額4,639万3,410円。ここでは、生涯学習センター運営に係る経費を執行しています。主要施策の成果説明書22ページをごらんください。決算書105ページの生涯学習センター運営事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事、網戸設置工事、トイレ衛生設備・照明設備改修工事、通信環境整備工事、図書室の除菌ボックスなどの整備を行っています。

次に予算書118ページにお戻りください。5項1目保健体育総務費、支出済額488万876円。ここでは、スポーツ推進委員8名に対する報酬、旅費や各種スポーツ大会、スポーツ教室の運営に係る経費、スポーツ少年団などの社会体育関係団体に対する支援に係る経費のほか、スポーツ振興に係る経費を執行しています。

次に、119ページ中段、2目体育施設費、支出済額217万8,000円。ここでは、町営野球場の内野グラウンド改修工事の経費を執行しています。

次に、3目スポーツセンター管理費、支出済額4,571万8,731円。ここでは、町民プールを含むスポーツセンターの維持管理に係る経費を執行しています。主要施策の成果説明書23ページ中段をごらんください。決算書119ページのスポーツセンター管理事業におきましては、新規に新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事、トイレ衛生設備・照明設備改修工事を実施しています。また、トレーニングルーム整備事業では、ステップマシン1台とランニングマシン2台などを整備しています。

次に、決算書121ページにお戻りください。中段、4目給食センター運営費、支出済額9,516万9,224円。ここでは、新型コロナウイルス感染症対策として、トイレ衛生設備改修工事112万2,000円を含む、給食センターの管理運営及び給食賄材料などに係る経費を執行しています。

最後に、同時審査分として、決算書の84ページをごらんください。5款1項5目農村環境改善センター管理費、支出済額1,976万577円。ここでは、新型コロナウイルス感染症対策として、空調・換気設備設置工事費429万円。トイレ衛生設備改修工事費261万8,000円を含む改善センターの維持管理に係る経費を執行してございます。

以上で、教育委員会関連の決算内容についての説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。

内田委員 今説明をいただいて、改めてこのコロナを乗り越えた1年というものを十分感じました。いろんなことをしていただいて感謝です。成人式もまた時期がずれて感染することもなく良かったなど、改めて今思うところでした。

そういう中で給食についてお聞きします。昨年、確か他市町村の特産品で、流通の関係上滞ったというんですか、そういったものを子どもたちが給食でいただけたという説明を聞きました。今年はそういったことがあったのか。また南幌町の食材については、学校休みがあったりしたと思うんですけれども、十分消化できたのか。前に使っていた食材の説明をお聞きしましたけれども、変わらずそれを使っていたのか確認したいと思います。また、厳しいこのコロナ禍の中で、やっぱりおいしいというか、そういう南幌の食材を使ったおいしい料理でもあれば、またそのコロナとともに心にしっかり残って、生きる力を育むことになるだろうと思うんですけれども、そういったアイデアというか、やっておられるのかお聞きします。以上です。

熊木委員長 給食についてですね。お願いします。

生涯学習課長 ただいまの給食についての昨年度の状況ですけれども、南幌産の食材については、常日頃、できるだけ多く取り入れるように、地元の業者さんと契約を結びまして取り入れるように努力をしているところです。昨年度については、お米については、例年どおり100%南幌産のお米を使用しています。また、小麦粉につきましては、うどんについては「きたほなみ」、ラーメンやパンについては「ゆめちから」などの小麦粉を使いまして、昨年度については全体の約80%使用をさせていたしています。また、野菜やきのこ類などにつきましても、できるだけ南幌産のものをということで、農協さんを通じて情報提供をいただきながら、できるだけ地元のものを使うということで努めています。昨年度についてはいも・野菜・きのこ類全体を含めまして、全体の21%南幌産を使用しています。内訳については、いも類が3.45%、野菜については約24%、きのこ類については50%ということでの内訳になっています。また、例年ですけれども、南幌の特産品の規定がどのようなことになるのか判断が難しいところですが、従前から南幌においてはキャベツキムチなどが南幌の特産品として町内外に認知されているのかなというところで、そういったものを年に1回ですけれども給食週間にあわせて提供しているというところです。また南幌のたもぎ茸については、カレーライスにその食材を使用させていただいていて、カレーについてはだいたい月1回、メニューを出させていただいていますので、南幌産のものをを使ったカレーですというようなことをお知らせしながら、給食を提供させていただいています。以上です。

内田委員 ありがとうございます。給食についてはおいしいということをよく耳にします。ありがたいなと思うんですけれども、ずっと以前ですけれども、なかなか南幌の食材を使っていかなかった時期がありました。ずっと以前です。その時の説明によると、その時期と野菜のそういう収穫があわなくてなかなか使えなかったというお話を、私、記憶しているんですけれども、その時から私ずっとと思って、その特産品というのを見て

いてトマトジュースというのは、1回加工すると1年中あるんですけど、その量が子どもたちが飲むだけあるかどうか、私もすみません確認はしていないんですけど、使っていただければいいかなと、私個人でずっと思っていたことですが、トマトジュース、シソジュースなど、子どもたちは嫌いかもしれませんが、そういったことで使っていただくというお考えはどうでしょうか。

生涯学習課長 南幌の野菜それぞれ作っている時期と、給食センターでつくっている献立との時期がうまく合うかどうかというのがあります。ただ、先ほど申し上げましたように、農協さんのほうからはだいたいこの時期にはこういう農産物が出ますということの情報をいただいているものですから、なるべくそれに合うような形で献立も栄養教諭のほうで作成していただいています。ただ献立をつくるのはだいたい今は一月半ぐらい前に献立を出さなくてはいけないものですから、それにうまく合えばそういう形で南幌産のものを使っていけるのではないかなというふうに思っています。それから、トマトジュースなどの使用の関係ですが、確かに南幌産のそういったものを使って加工されているということで、そういったものを使っていきたいと思っはいるんですけど、ただ実際、配膳などのことを考えますと、どうしても今市販されているものが大きな瓶で市販されているものですから、実際は配膳をする際には小分けにしなくてはならないという部分もありますので、そういった部分を考えてなかなか特に低学年あたりはそういった部分で配膳が難しいのかなということがありますので、できれば個包装などになってくれば、もっと使いやすい場面が出てくるのではないかなというふうには思います。以上です。

内田委員 ありがとうございます。生産者の思いも伝えられて、また教育委員会のほうの新たなお考えも聞いてよかったと思います。これからも合えば何とか使っていただけるような方向性といいますか、そういうことも考えていただければなと思います。ありがとうございます。

熊木委員長 ほかに。ございませんか。

西股委員 新型コロナの関係で、昨年臨時休校を行ったり、いろんな事業が中止や延期になったというようなところで、子どもたちに心の影響等がなかったのか。もう一つ、学力の低下というのは見られないのかというのがあります。

それと、今までない特殊な環境の中で、先生をはじめ児童生徒たちのメンタル面でカウンセリングが必要なケースはあったのかというような点についてお聞かせ願いたいと思います。

熊木委員長 2点についてお願いします。

学校教育G主幹 ただいま御質問がありました。まず昨年度の臨時休校中によります生徒たちの心の影響部分と学力低下の部分ということです。心のほうにつきましては2点目のカウンセリングのほうとあわせた回答をさせていただきたいと思います。学力のほうですが、なかなか比較するのが難しい部分ですが、昨年はちょっと中止になっていますが、毎年小学校6年生と中学校3年生を対象に全国学力学習状況調査というものが行われています。その中で、今年はまず点数までして分析はこれからになりますが、それで一昨年の点数と比較しますと当然受検している児童生徒も変わっていますので単純比較というわけではありませんが、その比較をしますと今年につい

てはそのときの点数といいましようか上がっているという状況です。その中で、学力の低下の部分については抑えられたのかなという形で考えています。その要因としても前半部分の臨時休業がありまして、6月1日から再開をしていますが、その後、先ほどありました行事等の中止、夏休みを9日に短縮したという部分で授業をした中で時数を確保できたという部分がありますので、学力低下の部分につきましては抑えられたのかなということ考えています。

次の、先生や児童生徒のカウンセリングの形ですけれども、カウンセリングにつきましては、まず道教委のほうから中学校が配置校ということでスクールカウンセラー1名配置をされています。昨年につきましては、小中学校あわせて年間76時間ということで配当をされているところです。昨年のカウンセリングの実績というところでは、まず児童生徒への個別のカウンセリングにつきましては、昨年実人数で9人、そのうち、好転が見られた児童生徒につきましては7人ということで実績が出ているのかなと思っています。そのほかで小中学校合わせて実人数の実績でいきますと、教員への助言という部分の実績につきましては20人、保護者への助言につきましては昨年度は3名ということになっています。それぞれで多かった相談内容ということで詳しい内容につきましてはそれぞれ個人情報的なものが全てありますので、スクールカウンセラーと個人の中の共有という形になっていまして、教育委員会につきましては、どういう項目かという形での報告が来ています。まず、多かった相談としまして、児童生徒の部分につきましては、件数でいきますと45件ございましたが、うち21件については家庭環境についての相談ということでカウンセリングを行っているということです。次に、保護者のほうにつきましては全体件数として59件ありましたが、こちらも同じく家庭環境の相談ということで24件という内訳になっています。教員のほうにつきましては全部で5件という形になっていますが、こちらは、生徒等の家庭環境、また心の健康などの相談がそれぞれ2件ずつということになっています。それで昨年コロナがあったということですので、前年度の比較という部分につきましますと、実人数という部分につきましては前年は児童生徒が13名だったということで実人数としては減ってはいますけれども、それぞれ1件1件が重いといいましようか、なかなか難しい問題だったということで件数としては増えているということで児童生徒につきましては令和元年が17件だったものが、先ほど言った45件に増えているというような形で、件数としてはそのほか、保護者も10件から59件になっています。ただ教員のほうにつきましては、前年の15件から5件に減っているということにはなっていますが、全体としてスクールカウンセラーの活用によりまして、皆さんカウンセリングを行って、ストレスを若干低減していただいているのかなということ考えています。それに加えて、教員のストレスチェックというものも行っていますので、これにつきましては例年10月、11月にウェブによるストレスチェックを行っています。結果につきましては、あいくるから教育委員会に本人の同意があったものについては届いています。それで結果の全体的な判定の一覧につきましては校長先生へのみに配布をしているという状況です。その中で、高ストレス者の方については、あいくるを通して学校医等の面談という形を希望される方については行うということになっています。昨年につきましてはそのような中でカウンセリングを

行っているというような形になります。以上です。

熊木委員長 ほかに質疑ございますか。

志賀浦委員 スポーツセンター管理、23ページかな、その辺についてちょっと伺います。プール、スポーツセンター等の令和2年度までの数字は出ているんですけども、最近はまだどうなっているかちょっとわからないですけど、利用が増えることは良いことだとは思っているんですけども、町内外の分け方というか、確認の仕方が不完全なのかなという声が結構出ています。例えば、券売機で購入して入るだろうと思うんですけど、その分け方や確認の仕方というのはどういうふうにしているのか。逆に、町外から来てもらって利用してもらうことは悪いことではないですけども、町外から来て町内料金で入って、公に公言しているような話も聞こえているんですよ。そういうことを放置するとはいかななものかなと。その対応の仕方をちょっと教えてほしいです。

あと、スポーツセンター、前に課長には一度伝えてあるのでこれ確認ですけど、例えばスポーツセンター内に伝言をしたくて入ったのに料金を払いなさいと言われた事例がありました。それは相談してお話ししているからいいんですけど、その対応の後はどうなったのか。どういう指導をされたのか。その辺をちょっとお知らせください。

熊木委員長 1点ですね。お願いします。

社会教育G主幹 スポーツセンターの受付の方法についてですけども、券売機では町外、町内の分けで本人さんがそれを選んで押していただくというのが前提ですけども、券売機で買った券をお持ちいただいて受付の際に小さな申請書を書いていただいています。お名前と住所と連絡先を書いていただいたものを券売機で買った券と一緒に出してもらって受付は完了という流れになっていますので、町内、町外はその小さな受付票で確認しているところです。ただ、スポーツセンターだけではなく公共施設については身分証明書などの提示というのは行われていませんし、実は担当のほうとしても、そういった町内、町外を偽って使用しているということを初めて聞いたところですので、現状が把握できていないというのは正直なところです。そういった状況の中で、身分証明書の提示を常に行うということになると、町内で今までご利用された方が、持って来ていないとか、お忘れになったということで使えないということ。また顔見知りだから、町内の方だとわかるから使ってくださいといったような、使う使わないの判断でまず難しい部分が出てくるだろうということが予想されます。また、午後5時以降は管理人さんのみになってしまいますので、そういった時になかなか自分で判断できないということになってしまいますと、あの時は使えた、この時は使えないといったケース・バイ・ケースが出てくるのも不公平な部分が考えられます。ですので、我々としては現状を把握していませんので、そういった現状を改めて把握するべく情報提供などをしていただくとともに、今度は受付の際に住所の書き方が疑わしくないかというところを職員と管理人にお伝えして未然に防止したいと思っています。以上です。

生涯学習課長 2点目のスポーツセンターに伝言を伝えるだけで使用料を払ってくださいということの指導があったということの関係ですけども、それにつきまし

ては、以前志賀浦議員さんのほうからそういうお話を伺いまして、担当のほうにそういう状況があったかどうかの確認をさせていただきました。確かにそういうことがあったということで、たまたま対応した受付については委託の方だったものですから、その辺についてもう一度丁寧に説明をして、齟齬のないようにしていただきたいということで私のほうから申し伝えています。以上です。

志賀浦委員 2点目は確認ですのでわかりました。そういうようなことがないようにしっかりしていただければと思います。

1点目の町外利用者かどうか見分けるのはかなり難しいと思います。ただこれからの方針をしっかり決めていただいて、例えば身分証明書の提示をお願いしますということの周知期間を何か月か置いてやっていけば、きっともって3か月ぐらいのスパンで周知期間を設ければ、皆さん持ってこられるのではないかな。免許証ぐらい皆さん持っていますよね。女性で持っていない人もいるだろうけども。そういうこれからの方針をしっかり決めてほしいです。ということは、今コロナ禍で、確かに都市部から南幌は安くいいねと来てくれるのもよし悪しで、まあ良いとしますけれど、ただどその中で不正を働いて公に公言するなんてことはもってのほかだと私は思うんだよね。そんな高い料金ではないのにしっかり払ってくださいと言えるようにならないと。それを何とかそういうことが漏れ聞こえて皆がやってしまうということになるのは良いことではないですよ。だから周知期間を設けてもいいから、身分証明書の提示なり年間パスポートなどをつくるなり、そういう方法が考えられないかなと思って、それにちょっともし対応できるのであればお答えください。

生涯学習課長 ただいまのスポーツセンターにおいてはそういう状況で見受けられるということで、先ほど担当からも話がありましてとおり、我々として初めてそういうことを把握したわけです。ただ、これそれで申し上げましたように、そうすると公共施設全体のこともありますので、これは庁舎内全体でそういうことを検討していかなければならないのかなというふうに思います。それともう一つ、どうしても懸念するのは、町外の方についてもそういったことの取って手間をとらせるといいますか、そういったことにつながるということで、なかなか利便性という部分では難しいのかなというような形もありますので、これについては先ほど申し上げましたように、全町的な施設の考え方ということで今後検討させていただきたいなというふうに思います。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。ありませんか。(なしの声)

ないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

職員の入替えがありますので、暫時休憩します。

(午後1時40分)

(午後1時40分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

次は、審査順序の14番目、第8款消防費についてです。説明をお願いいたします。

総務課長 それでは決算書99ページをお開きください。8款1項1目消防費、支

出済額3億1,849万3,000円。南空知消防組合負担金事業では、本部費負担金、南幌支署費負担金、南幌消防団費負担金、南幌支署施設費負担金を執行しています。成果説明書の18ページをごらんください。消防支署運営事業では、救急隊員等新型コロナウイルス感染防止対策事業として、記載の備品を購入しています。なお、火災・救急件数、火災出動の内訳、救急出動の内訳につきましては、19ページにかけて記載のとおりです。

次に、消防団運営事業では、消火栓1基の新設経費を執行しています。

次に、施設・資機材更新事業では、消防団小型動力ポンプ付積載車3台の更新経費を執行しています。

以上で、消防費の説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは終了いたします。

次に、審査順序の15番目、第10款公債費です。公債費についての説明をお願いします。

総務課長 それでは決算書の123ページをごらんください。123ページ中段、10款1項公債費1目元金、支出済額5億5,452万944円。地方債元金の償還金でございます。令和2年度末の地方債残高につきましては、前年度と比較して7億7,922万円増加し、64億6,979万3,000円となります。

次に2目利子、支出済額1,984万7,583円。ここでは地方債の償還金利子、一時借入金利子、基金繰替運用利子を執行しています。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑ございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは終了いたします。

次に、審査順序の16番目、第11款予備費について説明をお願いします。

総務課長 それでは決算書123ページ下段をごらん願います。11款1項1目予備費、予算の執行はありません。

最後に123ページ下段、歳出合計、予算現額87億6,142万7,000円、支出済額82億1,847万9,211円、翌年度への繰越明許費3億5,710万7,000円、不用額は1億8,584万789円です。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようなので、終了してよろしいでしょうか。(なしの声)

それでは終了いたします。

職員の入れ替えがありますので、１０分休憩を取ります。次は２時からにします。

(午後１時５０分)

(午後２時００分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは審査順序の１７番目、一般会計歳入について説明をお願いいたします。

課税Ｇ主幹 それでは決算書の７ページをお開き下さい。１款１項１目個人、収入済額３億３，７４０万６，６４２円。不納欠損額２２万９，０９０円。収入未済額１，２５４万８，３５４円。不能欠損の内訳は、消滅時効２５件、７名でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分１２７件、５０名と２社、滞納繰越分５３３件、８５名と３社でございます。

次に２目法人、収入済額５，１８７万４，５００円。収入未済額５６万５，９２０円。収入未済額の内訳は、現年課税分７件、５社、滞納繰越分４件、２社でございます。

次に２項１目固定資産税、収入済額３億１，５６９万７，５０５円。不納欠損額１３１万３，８０７円。収入未済額５７３万６，３４４円。不納欠損の内訳は、消滅時効３４件、４名と３社でございます。収入未済額の内訳は、現年課税分６９件、２４名、滞納繰越分３８９件、４４名でございます。

次に２目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、収入済額２６８万３，０００円。北海道と国が所有する町内の固定資産に対して、交付金として交付されるものです。

次に３項１目環境性能割、収入済額１１３万２，５００円。軽自動車の取得に対しかかるものです。

次に２目種別割、収入済額２，４６９万９，２００円。収入未済額１１万６，４００円。収入未済額の内訳は、現年課税分４件、４名、滞納繰越分６件、４名でございます。

次に８ページ、４項１目町たばこ税、収入済額５，６４６万４，７７７円。売渡し等にかかるたばこの本数に基づき納付されるものです。

次に５項１目入湯税、収入済額１，３３０万９，２００円。南幌温泉の入湯行為にかかるものです。

次に決算書資料の１ページをお開き下さい。決算書資料の数値は、過去３か年分の決算数値を記載しております。なお、各調書は右側の令和２年度で御説明いたします。はじめに、町税に関する収入調書につきましては、現年課税分と滞納繰越分を合算したものでございます。上段の町民税、個人、収入済額前年比１，７４２万４，０００円の増。主な要因は給与所得及び農業所得の増によるものです。法人、収入済額前年比３３２万６，０００円の減、主な要因は工業団地の法人税割の減によるものです。次に固定資産税、土地、収入済額前年比１７８万円の増。主な要因は工業団地売却の増によるものです。家屋、収入済額前年比６３１万８，０００円の増。主な要因は新築住宅の軽減終了と新築家屋の増によるものです。償却資産、収入済額前年比１２２万円の増。主な要因は課税免除終了によるものです。交付金、収入済額前年比４万７，０００円の減でございます。次に軽自動車税、環境性能割、収入済額前年比９６万４，

000円の増。主な要因は環境性能割が令和元年10月に創設されたことからの増によるものです。次に種別割、収入済額前年比31万1,000円の増。主な要因は重課車両の増によるものです。次にたばこ税、収入済額前年比78万1,000円の増。主な要因は税率の増によるものです。次に入湯税、収入済額前年比445万8,000円の減。要因は宿泊・日帰り利用者数の減によるものです。以上、町税の収入済額合計額は8億326万8,000円、収入済額前年比2,096万7,000円の増でございます。

続きまして、左下の納税義務者等に関する調書について御説明いたします。数値は現年課税分を記載しております。町民税、個人、前年比3人増の3,710人。法人、前年比7件増の201件でございます。次に固定資産税、前年比12人増の3,433人でございます。次に軽自動車税、前年比24台減の4,270台でございます。次に入湯税、前年比5万1,518人減の17万1,396人でございます。続きまして、新築住宅評価件数の推移でございます。前年比21件増の37件でございます。内訳は、町内15件、町外からの転入22件、うち、きた住まいるヴィレッジ3件でございます。最後に、法人町民税の納税状況でございます。法人全体で、前年比7件の増。納税額は324万6,000円の減で、201件、5,187万5,000円でございます。

以上で、1款 町税の説明を終わります。

続きまして、別途配布しております、町税等の収納対策関係資料につきましては、収納対策グループ主幹より説明いたします。

収納対策G主幹 私の方からは、最初に町税等収納対策関係資料について御説明させていただきます。1ページから5ページまでは、過去5年間の町税及び国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の収納状況について載せております。最初に令和2年度の現年度課税分の収納率についてですが、個人町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料の5つの税目につきましては、前年度より微増ではありますが収納率は上がっております。収納率が上がった一つの要因としましては、昨年度は年度末のいわゆる4月から5月の出納整理期間中に新型コロナウイルス感染症拡大により緊急事態宣言が発令され、収納率向上に向けた最後の重要な時期に預金調査や差押えなど思うような取り組みができなかったところですが、令和2年度においては、引き続きコロナ禍という状況ではありましたが最後の出納整理期間中まで徴収業務を継続して取り組むことができたのが要因と考えられます。

それでは、税目ごとに御説明いたします。1ページ目は個人と法人の町民税についてです。上段の個人町民税の令和2年度の現年度分につきましては、収納率99.25%で前年度より0.14%増となっております。未納者は52名で、その約半数の方が分納誓約による分割納付を行っており、年度内での完納ができない状況となっております。収入未済額は収納率が上がったことから前年度より32万円程減少しております。なお、滞納繰越分を含めた収納率でも前年度を上回っており、96.35%となっております。下段の法人町民税の現年度分につきましては、収納率99.29%で前年度より0.8%下がっております。未納者は5社で、うち1社は徴収猶予の特例が適用されており納期限が1年延長されています。収入未済額は前年度より44万

円ほど増加しております。次のページになります。

2 ページ目は固定資産税と軽自動車税についてです。上段の固定資産税の現年度分につきましては、収納率99.69%で前年度より0.09%増となっております。未納者は24名で、うち3名が分納誓約による分割納付を実施しております。なお、収入未済額は収納率が上がったことから前年度より26万円程減少しております。下段の軽自動車税の現年度分につきましては、収納率99.79%で前年度より0.02%増となっております。未納者は4名で、前年度より2名減少しております。結果、僅かですが収入未済額は4,000円ほど減少しております。次ページになります。

3 ページ目は入湯税とたばこ税についてです。共に収納率100%ですが、上段の入湯税につきましては、コロナ禍の影響により収納額が前年度より大きく445万円程減少しております。次ページになります。

4 ページ目は国民健康保険税と介護保険料についてです。上段の国民健康保険税の現年度分につきましては、収納率98.41%で前年度より0.36%増となっております。収入未済額は収納率が上がったことから前年度より70万円程減少しております。下段の介護保険料の現年度分につきましては、収納率99.86%で前年度より0.2%増となっております。収入未済額は前年度より31万円程減少しております。次ページになります。

5 ページ目は後期高齢者医療保険料についてです。現年度分につきましては、収納率99.75%で前年度より0.13%下がっております。結果、収入未済額は前年度より11万円程増加しております。なお、資料には記載がありませんが、町税と保険料を合わせた全体の現年度分の収納率は99.39%となり、前年度より0.10%上がっております。結果、収入未済額は104万円程減少しております。また、同様に、滞納繰越分の収納率は12.75%となり、前年度より0.31%上がっております。結果、収入未済額は423万円程減少しております。次ページになります。

6 ページ目は滞納処分の状況について載せております。滞納処分については、納期限到来後、未納者に対し督促状を發布し、その後、納付や相談がされなかった方に対し、差押を前提とした文書催告や財産調査を実施後、随時滞納処分の執行を行っているところです。最初に、差押執行状況についてですが、預貯金の差押を行ったのが23件、403,898円となっております。他に、給与の差押と国税還付金の差押を含め、合計で31件、527,411円執行しております。次に、差押事前通知書の送付については85件、財産等把握調査においては預貯金調査で456件、各自治体への実態調査では63件実施しております。また、納期どおり納めることができない方については、納付相談により分納誓約書を徴収しておりますが、今年度は87件となっており、前年度より64件増加している状況となっております。次ページになります。

7 ページ目は不納欠損について載せております。上段が税目別の内訳ですが、令和2年度は町民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料で不納欠損処理を行っており、合わせて17人、1,845,811円となっております。前年度より70万円程多い額となっております。下段は根拠法令別の内訳ですが、地方税法第18条第1項による納期限から5年経過し、時効となったものが14人で、176万3,58

3円となっております。また、介護保険法第200条第1項による納期限から2年経過し、時効となったものが2人で、8万2,228円となっております。次ページになります。

8ページ目は町税等滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例に係る納税確認同意書の提出件数について載せております。提出件数は合計で889件となっており、前年度より79件減少しております。項目別集計を見ると、提出が一番多かったのは、25番の高等学校等通学費補助で284件、次いで17番の福祉ハイヤー利用料助成事業で122件となっております。また、昨年よりも特に提出が増えたのは、26番の住宅リフォーム等助成金交付で26件の増、逆に、提出が大きく減少したのは、19番の除雪サービス事業で49件の減となっております。なお、納税確認の結果、滞納により納税相談を要すると判定された件数は6件ありましたが、下段の表にその内訳を記載しております。この6件のうち5件は納税相談がされた、もしくは相談前に納付確認ができたことにより特例措置としてサービスを受けられておりますが、うち1件は納税相談の求めに応じなかったことから、結果的にサービス制限が適用された状況となっております。以上で町税等収納対策関係資料の説明を終わります。

次に、別冊となります、町税等収納状況【平成24年度～令和2年度】の資料について御説明いたします。こちらの資料は、表紙に記載がありますとおり町民税からたばこ税までの9つの税目について、過去9年間の推移を棒グラフと折れ線グラフで表示したものとなっております。1ページをごらんください。町民税になりますが、上段が現年度分と滞納繰越分の合計、中段が現年度分のみ、下段が滞納繰越分のみということで、それぞれ調定額、収納額、収納率の9年間の推移を表示していますので、参考にごらんいただければと思います。説明については割愛させていただきます。

次に、コンビニ収納の状況について御説明いたします。表紙に【平成31年度・令和2年度比較】と記載の資料の方をごらんください。なお、資料は各年度の4月1日から3月31日までの現年度分と滞納繰越分の合計で表示したものとなっております。1ページは、税目別に曜日別の利用件数を示したものです。令和2年度は月曜日、金曜日、水曜日の順で利用が多くなっています。また、中段の件数の表を見ていただきますと利用件数の合計は1万169件で、前年度より629件増えており、全ての曜日で利用が増加しております。なお、金融機関が休日の土日の利用件数は2,209件あり、前年度同様、全体の2割以上の利用があります。

次に2ページ目は、税目別に曜日別の納付金額を示したものです。前年度と同様、令和2年度も月曜日、金曜日、水曜日の順で納付金額が多くなっております。また、中段の金額の表を見ていただきますと、納付金額の合計は1億1,465万515円で、前年度より約768万円増加しており、全ての曜日で前年度の納付金額を上回っております。

次に3ページ目は、税目別に1日の時間帯別の利用件数を示したもので、続いて4ページ目は、1日を6時間ごとに分けて集計した利用件数を示したものとなっております。3ページの下段のグラフをごらんください。11時から12時の時間帯が一番利用が多く、次いで10時から11時の時間帯となっております。この2時間で2,

186件の利用があり、全体の2割以上の利用があります。なお、金融機関が閉店している15時から翌朝9時までの利用件数は4,727件であり、全体の半数近い利用があることから、24時間いつでも納付可能なコンビニ収納の利便性が大きいことが伺えます。

次に5ページ目をごらんください。税目別に1日の時間帯別の納付金額を示したもので、続いて6ページ目は、件数と同様、1日を6時間ごとに分けて集計した納付金額を示したものとなっております。グラフの計上は、先程の利用件数とほぼ同様の状況となっております。

次に7ページから8ページは、税目別にコンビニ別の利用件数と納付金額を表示したのになります。7ページ目の中段のグラフをごらんいただきますと、平成26年度の開始当初から変わらず、ローソン、セブンイレブン、セイコーマートの順で利用が多くなっています。この3つのコンビニの合計で9,885件となり、全体の約97%の利用があります。

最後に9ページから10ページにつきましては、コンビニ収納を開始した平成26年度から令和2年度までのコンビニ収納の状況を棒グラフで示したのとなります。9ページの上段をごらんいただきますと、グラフは右肩上がりです。毎年、利用件数が増加しているのがわかります。令和2年度と開始年の平成26年度を比較しますと約2,000件増加しており、収納額では約1,662万円増加している状況です。

続きまして、同じくコンビニ収納状況に関する資料で、もう一つ別冊で表紙に【納付地域別】と書かれた資料の方をごらんください。こちらの資料は、1ページから2ページは、令和2年度のコンビニ別の町内、町外、道外の区分による納付地域別の件数と納付額について示したのとなっております。3ページから5ページは、平成31年度と令和2年度の税目別の納付地域別及びコンビニ別の件数と納付額について示したのとなっております。6ページから9ページは、南幌町内におけるコンビニの利用件数と納付額をコンビニ別に示したのとなっております。最後10ページから11ページは、市町村及び都道府県別の利用件数、利用店舗数、納付額について示したのとなっております。

それでは1ページをごらんください。上段1の表になりますが、利用件数の合計1万169件のうち、町内のコンビニで納付された件数が6,771件で全体の66.6%を占めております。また、町外と道外のコンビニで納付された件数が3,398件あり、約3分の1の方が町外のコンビニを利用されていることがわかります。

4ページをごらんください。下段の前年対比となります増減の表になりますが、セブンイレブン、ローソン、セイコーマートの3つは、いずれも町内においては同程度の件数で増加しておりますが、町外においてはセブンイレブンだけが他の2店に比べ、114件と大きく増加しているのが特徴です。

6ページをごらんください。町内におけるコンビニ別の収納状況になりますが、令和2年度に初めてセブンイレブン、ローソン、セイコーマート以外での納付があり、下段に記載がありますエムエムケーで1件の納付がありました。納付店舗はツルハドラッグ南幌店となります。なお、エムエムケーとは、8ページの下段をごらんください。米印で記載しておりますが、株式会社しんきん情報サービスが全国展開しており

ますスーパーマーケットやドラッグストア、薬局、病院、大学内の売店などに設置されているマルチメディアキオスク端末の設置店舗となります。

10ページをごらんください。道内市町村及び道外における納付状況ですが、道内では札幌市からむかわ町までの50市町村、544店舗で納付されております。また、道外では東京都から沖縄県までの19都府県、145店舗で納付されております。

最後になりますが、令和2年度は例年以上に利用件数が増えたわけですが、その要因としましては、コロナ禍という状況の中、外出する機会や人との接触する機会を極力減らすなどの理由から、通勤途中での納付や金融機関に行くよりも買い物と納付を一緒に出来る手軽さから、身近なコンビニでの納付を選択された方が多かったのではないかと推測されます。なお、当町ではなかなかコロナの収束が見込めない状況の中、より自宅で過ごす時間が増えることが想定されることから、町民の方の納付方法の拡大と利便性の向上を図るため、本年4月よりスマートフォンを利用した電子決済を導入したところです。スマホにPayPayまたはLINE Payのアプリをダウンロードしていただき、納付書のバーコードを読み取って簡単に納付することができます。また昨日、志賀浦委員より御質問のありましたクレジット決済につきましては、まだまだ道内において導入している自治体は少なく、管内では岩見沢市のみという状況ではありますが、スマホ決済の利用状況や導入経費なども含め考慮し、今後検討してまいりたいと思います。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷、経営の悪化などにより、今後、徴収業務においても厳しい状況が想定されますが、町民の皆さんが少しでも納付しやすい環境整備に努め、収納対策を推進してまいりたいと思います。

以上で、説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。(なしの声)

質疑がないようですので、終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは質疑を終了します。

税務課の職員が退席しますので、暫時休憩とします。

(午後2時28分)

(午後2時28分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

それでは、一般会計の歳入について説明をお願いいたします。

総務課長 それでは、以降の歳入につきましては、主な項目のみの説明とさせていただきますので御理解をお願いいたします。決算書8ページ中段になります。2款1項1目地方揮発油譲与税、収入済額2,212万3,000円。国税として揮発油に課税された地方揮発油税のうち、ルール分により市町村に交付されるものです。

2項1目自動車重量譲与税、収入済額6,437万1,000円。国税として徴収される自動車重量税の3分の1が市町村に交付されるものです。

3項1目森林環境譲与税、収入済額63万4,000円。国税として徴収される森林環境税の一定割合分が交付されるものです。

次ページにかけまして、3款1項1目利子割交付金、収入済額71万2,000円。道に納付された利子割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

4款1項1目配当割交付金、収入済額172万円。道に納付された配当割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

5款1項1目株式等譲渡所得割交付金、収入済額208万5,000円。道に納付された株式等譲渡所得割額のうち、5分の3が市町村に交付されるものです。

6款1項1目法人事業税交付金、収入済額346万9,000円。道に納付された法人事業税のうち、一定割合分が交付されるものです。

7款1項1目地方消費税交付金、収入済額1億7,313万8,000円。消費税のうち2.2%が都道府県に配分され、その2分の1が市町村に交付されるものです。

次ページにかけまして、8款1項1目ゴルフ場利用税交付金、収入済額468万3,228円。リバーサイドゴルフ場利用税の70%が市町村に交付されるものです。

9款1項1目環境性能割交付金、収入済額603万5,000円。道に納付された自動車税環境性能割のうち、一定割合分が交付されるものです。

10款1項1目地方特例交付金、収入済額572万6,000円。この交付金は、住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う減収分を補てんするために交付されるものです。

11款1項1目地方交付税、収入済額24億3,661万7,000円。内訳につきましては、普通交付税20億7,758万3,000円、特別交付税3億5,903万4,000円です。前年度と比較しますと、普通交付税は4.9%の増、特別交付税は1.6%の増となっています。

12款1項1目交通安全対策特別交付金、収入済額87万1,000円。交通違反の反則金を原資に、交通安全施設整備費に充てるための財源として交付されるものです。次ページになります。

13款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金、収入済額289万6,950円。排水路整備分担金及び道営土地改良事業分担金として収入したものです。

2項1目民生費負担金1節老人保護措置費負担金、収入済額103万8,900円。老人保護措置費用徴収金です。2節児童福祉費負担金、収入済額180万7,200円。なんぼろ児童会に係る学童保育料です。3節保育所費負担金、収入済額430万9,900円。南幌いちい保育園に係る保育料です。4節滞納繰越分、保育所保育料の過年度滞納繰越分ですが、本年度収入額はございません。少し飛ばしまして次ページになります。

14款1項4目土木使用料3節住宅使用料、収入済額2,451万7,616円。公営住宅及び子育て支援住宅使用料で、収入未済額は27万1,900円、滞納件数は公営住宅分6件です。4節滞納繰越分、収入済額32万3,600円。収入未済額は90万5,087円で、公営住宅使用料7件の過年度滞納分です。

5目教育使用料、2節スポーツセンター使用料、収入済額186万800円。町民プール使用料50万8,150円が含まれています。次ページになります。

15款国庫支出金、16ページにかけまして、法令等に基づきます事務事業に対する国からの負担金、補助金及び委託金です。それぞれ歳出と連動しており、各制度に

基づく国の負担割合に応じて措置されているもので、内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に、16ページ下段、16款道支出金、21ページにかけまして、国庫支出金と同様、法令等に基づいた事務事業に対する道からの負担金、補助金及び委託金です。内容の説明は省略いたしますが、各項目とも調定額どおりの収入済額となっています。

次に、21ページ下段、17款2項1目不動産売払収入、収入済額1億9,019万9,702円。南幌工業団地工業用地2件、国の河川改修等に伴う町有地4件の売却によるものです。

次に、18款1項1目一般寄附金、収入済額138万円。個人7名、法人2社から寄附金を受けたものです。

次ページ、3目ふるさと応援寄附金、収入済額1億1,519万2,484円。日本各地の方々より8,776件のふるさと納税をいただきました。前年度と比較しますと、件数で81%の増、納税額では120.1%の増となりました。主な要因としては、特別栽培米の返礼品の追加、トウモロコシの先行受付方法の拡大によるものと分析をしております。

次に、19款1項1目財政調整基金繰入金、収入済額9,011万2,000円。歳入財源不足を補うため基金から繰り入れを行ったもので、令和2年度末の基金残高は7億9,532万566円です。

2目減債基金繰入金、収入済額1億5,000万円。歳入財源不足を補うため基金から繰り入れを行ったもので、令和2年度末の基金残高は2億7,943万4,481円です。

3目南幌温泉ハート&ハート基金繰入金、収入済額1,580万円。南幌温泉指定管理料などの管理運営経費に充てるため基金から繰り入れを行ったものです。

4目ふるさと応援基金繰入金、収入済額4,470万円。子どもの医療費助成、少年団活動、高校生通学費補助や高齢者世帯の除雪支援など、寄附指定事業を行うため基金から繰り入れを行ったものです。

次ページにかけまして、20款1項1目繰越金、収入済額1億1,210万2,569円。令和元年度一般会計からの繰越金で、うち、強い農業づくり事業及び農業経営高度化促進事業の明許繰越一般財源分10万円が含まれています。

次に、23ページ下段、21款4項1目北海道住宅供給公社受託事業収入、収入済額1,721万9,000円。住宅供給公社が所有する用地の草刈りなど町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

3目土地改良事業調査受託事業収入、収入済額408万100円。西幌ほか3地区の道営経営体育成基盤整備事業換地業務を町が受託するための事業収入です。次ページにまいります。

上段、5項4目給食費収入1節教育関係給食費収入、収入済額2,365万8,487円。収入未済額は12万1,503円で、滞納件数は8件です。2節滞納繰越分、収入済額23万4,069円。収入未済額は77万9,768円で、過年度分の滞納件数は9件です。

次に、27ページ中段、22款1項1目総務債1節公用施設改修事業債、収入済額

3億2,720万円。役場庁舎改修事業に係る起債です。2節防災対策事業債、収入済額2億6,710万円。北海道総合行政情報ネットワーク更新事業ほか3事業に係る起債です。3節高度無線環境整備推進事業債につきましては令和3年度への繰越事業です。

次ページにかけまして、2目衛生債1節保健衛生事業債、収入済額2,340万円。南空知葬斎組合伏古斎苑改修事業に伴う南幌町負担分、ほか1事業に係る起債です。2節清掃事業債、収入済額4,110万円。南空知公衆衛生組合破砕処理施設改修事業に伴う南幌町負担分に係る起債です。

3目公営企業債1節一般会計出資債、収入済額3億1,960万円。長幌第2浄水場改築事業に伴う南幌町負担分に係る起債です。

4目農林水産業債1節土地総合整備事業債、収入済額3,770万円。農業競争力基盤強化特別対策事業に係る起債です。2節農業施設整備事業債、収入済額270万円。農業水路等長寿命化整備事業に係る起債です。

5目土木債1節道路整備事業債、収入済額1億3,830万円。町道長寿命化整備事業、ほか2事業に係る起債です。3節公営住宅改修事業債、収入済額1,610万円。栄町公営住宅改修事業に係る起債です。

6目消防債2節消防設備購入事業債、収入済額4,270万円。小型動力ポンプ付積載車購入事業に係る起債です。

7目臨時財政対策債、収入済額1億61万4,000円。地方の財源不足を補うための起債です。

8目教育債1節教育施設整備事業債、収入済額930万円。学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に係る起債です。

9目減収補填債、収入済額792万7,000円。新型コロナウイルス感染症の影響により、国が減収補填債の対象税目を拡大したことを受けて、税収減を補うための起債です。なお、5目土木債及び6目消防債において節番号が飛んでいるのは、地方債の補正により廃止したことによるものです。次ページにまいります。

以上、歳入合計、予算現額87億6,142万7,000円。調定額84億316万5,327円。収入済額83億8,057万7,154円。不納欠損額154万2,897円。収入未済額は2,104万5,276円です。次に124ページをお開きください。

最後に、実質収支に関する調書について説明をさせていただきます。1 歳入総額83億8,057万7,154円。2 歳出総額82億1,847万9,211円。3 歳入歳出差引額は1億6,209万7,943円です。4 翌年度へ繰り越すべき財源のうち、(2)繰越明許費繰越額128万1,000円。これは農業経営高度化促進事業のほか事業に係るものです。5 実質収支額は1億6,081万6,943円です。6については該当ございません。

以上で、説明を終わりますが、お配りしております南幌町決算資料の29ページ以降には、町有財産としての土地、建物並びに有価証券や出資金、各基金の現在高、又、各会計の決算比較表など、参考として添付させていただいておりますのでお目通しをお願いいたします。

以上で、全ての説明を終わります。

熊木委員長 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。
(なしの声)

質疑がないようなので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了します。

本日予定しておりました審査項目が終了いたしました。9月13日月曜日、午前9時30分まで延会といたします。

(午後2時45分)

決算審査特別委員会会議録

(3日目 R3.9.13 9:30~10:07)

熊木委員長 おはようございます。

金曜日より延会となっておりました決算審査特別委員会をただいまから再開します。本日の出席人員は9名全員であります。直ちに会議を再開します。

それでは、令和2年度南幌町病院会計事業決算の審査を行います。それでは説明をお願いいたします。

町立病院事務長 決算を説明する前に、毎年度お配りしてございます各項目別の3年度対比表を記載してございます資料を本日御手元にお配りしております。特に説明は行いませんので御了承のほどよろしくお願いいたします。

それでは令和2年度南幌町病院事業会計決算を説明します。決算書1ページをごらんください。(1)収益的収入及び支出です。初めに、収入です。

1款病院事業収益1項医業収益1目入院収益、決算額2億5,002万7,559円です。

2目外来収益、決算額9,172万2,054円です。15ページをごらんください。

(1)業務量、イ患者数及び料金収入です。入院の状況です。令和2年度入院患者数11,708人、1日平均32.1人、平均単価が21,355円で、いずれも次の段にあります前年度実績を上回っています。外来の状況です。令和2年度外来患者数12,931人、1日平均53.2人、平均単価が7,093円で、延べ人数及び1日平均人数は前年度を下回っていますが平均単価は上昇しています。入院は10月からの病床転換により平均単価が6,660円上昇しています。また外来は新型コロナの影響などで受診控えもあり、延べ人数とあわせて1日平均人数も減少しましたが、単価が高い訪問診療やPCR検査の実施などにより、こちらも平均単価の上昇に伴って収益は前年度より933万円程度増収しています。1ページにお戻り願います。

3目その他医業収益、決算額7,207万4,841円。主に健康診断料、予防接種料及び救急告示病院の交付税算入分に係る一般会計からの繰入れです。

2項医業外収益1目受取利息配当金、決算額714円。預金利息です。

2目患者外給食収益、決算額98万8,800円。職員の給食費です。

3目他会計負担金、決算額1万9,000円。企業債償還利息の3分の2を一般会計から繰り入れたものです。

4目他会計繰入金、決算額2億6,156万8,000円。普通交付税の病床割分、特別交付税の不採算地区病院分など、資金不足分などに係る一般会計からの繰入れです。

5目その他医業外収益、決算額867万4,711円。病院職員寮の家賃、おむつ等の取扱手数料などのほか、町民の方からいただいた御寄付です。

6目長期前受金戻入、決算額716万7,415円。減価償却費の補助金等見合い分です。

7目補助金、決算額2,910万5,000円。新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業、地域医療介護総合確保事業及び病床機能再編支援事業に係る補助金でございます。

3項特別利益1目その他特別利益、決算額1,500万円。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金です。

以上、収益的収入の合計は、この表の1段目、1款病院事業収益、決算額7億3,634万8,094円です。

続きまして2ページをごらんください。支出です。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費、決算額4億2,981万1,446円。職員の給料、手当、共済費及び医師の報酬などの人件費でございます。

2目材料費、決算額3,868万5,114円。主に薬品費、診療材料費などです。

3目経費、決算額1億5,037万6,392円。光熱水費や燃料費、病院施設の維持管理費など病院運営にかかる固定的な経費です。

4目減価償却費、決算額3,739万9,515円。建物、医療機器などの減価償却でございます。

5目資産減耗費、決算額205万9,303円。医療機器等の更新による機器の残存額の除却処分、期限切れ医薬品の処分などにかかるものです。

6目研究研修費、決算額46万3,041円。参考図書の購入費や研修会への参加費等です。

2項医業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、決算額2万7,023円、企業債8件の支払利息分などです。

2目患者外給食材料費、決算額73万3,216円。職員の給食材料費です。

3目雑損失、決算額124万6,000円。消費税納付額です。

3項特別損失1目過年度損益修正損です。未納医療費にかかる特別損失処理はございませんでした。

2目その他特別損失、決算額1,500万円。新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金の収入と同額を支出しています。

4項予備費1目予備費は執行がありませんでした。

以上、収益的支出の合計は、この表の1段目、1款病院事業費用、決算額6億7,597万1,050円です。3ページをごらん願います。

(2) 資本的収入及び支出です。はじめに収入です。

1款資本的収入1項出資金1目出資金、決算額2,228万1,000円。企業債償還元金の3分の2を一般会計から出資されたものです。

2項繰入金1目繰入金、決算額7,876万5,000円。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と国民健康保険調整交付金をそれぞれ一般会計と国保会計から繰り入れたものです。

3項企業債1目企業債、決算額2,500万円。医療機器等の購入に伴い、企業債を借入したものです。

4項補助金1目補助金、決算額274万5,000円。在宅医療提供体制強化事業及び病床機能分化事業に係る補助金です。

以上、資本的収入の合計は、この表の1段目、1款資本的収入、決算額1億2,879万1,000円です。

続きまして支出です。

1款資本的支出1項建設改良費1目固定資産購入費、決算額9,757万4,235円。電子カルテシステムの導入や医療用電動リモートコントロールベッドの購入などです。それぞれの内容は14ページに記載のとおりとなっています。

2目病院事業整備費、決算額1,157万2,000円。隔離病室衛生工事、ボイラー用軟水器更新工事です。

2項企業債償還金1目企業債償還金、決算額3,342万1,044円。企業債7件の償還元金です。

以上、資本的支出の合計は、この表の1段目、1款資本的支出、決算額1億4,256万7,279円です。

続いて4ページからの損益計算書、6ページからの貸借対照表、8ページの剰余金計算書、そして9ページの欠損金処理計算書につきましては、今申しあげました収支やこれまでの累積などを踏まえて仕訳したもので記載のとおりとなっています。

10ページです。事業決算報告書に入ります。11ページをお開きください。

1概況、(1)総括事項を読み上げます。令和2年度は、国民健康保険町立南幌病院改革プランに基づき、地域に貢献できる医療体制の確保を図り、病院事業が安定した経営の下で役割を継続的に担うため取り組んできました。南空知構想区地域医療構想推進シートにおいて、急性期病床及び慢性期病床は余剰となり、回復期病床が不足することが見込まれる中、急性期病床26床・慢性期病床54床を削減し、回復期病床60床への病床機能転換をするとともに、2病棟から1病棟への病棟削減、さらに総病床数を80床から60床へ減らすダウンサイジングを行いました。また、全病床を地域包括ケア病床とすることにより、急性期治療後の患者の入院受入、自宅での急性増悪患者の入院受入、入院患者の在宅復帰支援を行い、専従職員の配置による地域医療連携室の拡充の結果、他医療機関等との連携強化が図られ、入退院支援が充実することとなりました。地域の医療体制の充実を図るため、内科医師3名、小児科医師1名の常勤医師4名体制とし、令和2年8月から在宅療養支援病院となったことにより、従前からの訪問診療が深化し24時間、365日体制での電話での指示・往診等が可能な在宅医療の提供も可能となりました。このことにより、南幌町地域包括ケアシステムの一環として「ときどき入院ほぼ自宅」の実現を支援する病院としての取り組みが可能となり、町民が安心して暮らせるよう、身近なかかりつけ医としての機能を基本に病院づくりを進め、各種健康診断・予防接種を行い、保健・医療・福祉の地域連携を図りながら、町民の健康管理に努め、あわせて町内唯一の病院として救急医療も維持しています。医療機器等整備・工事としては、経営の効率化と医療安全の向上のため、電子カルテシステムの導入、医事システム・医用画像管理システム・超音波画像診断装置等の更新、新型コロナウイルス感染症対策のための遺伝子解析の購入、感染症専用診察室の設置、隔離病室衛生工事の実施、在宅訪問診療のためのポータブルエコー・訪問診療用車両の購入等を行いました。病院の経営状況としては、患者数は、入院患者は対前年比6.6%増の11,708人、外来患者は対前年比8.8%

減の12,931人となり、入院収益は対前年比55.0%増の2億5,002万7,559円、外来収益は11.3%増の9,172万2,054円となりました。この結果、収益的収支は6,037万7,044円の純利益となりました。資本的収支については、収入額1億2,879万1,000円。支出額1億4,256万7,279円となり、不足額1,377万6,279円は損益勘定留保資金で補てんしました。

続きまして12ページです。(2) 議会議決事項です。令和元年度の決算認定を含めて8件となっています。

(3) 行政官庁届出事項等です。新型コロナ対応や病床転換などに伴う病院開設許可の一部変更申請で6件となっています。

13ページです。(4) 職員に関する事項のイ、職種別職員数は記載のとおりです。ロ、給与改定はありませんでした。

続きまして、2資産の取得状況(1) 工事費等の概要です。ボイラー設備の更新と隔離病室衛生工事を施工しています。14ページに入ります。

(2) 資産です。上段の輸液ポンプから一番下の点滴チェアベッドまで、記載のとおり医療機器や設備などを取得しています。15ページです。

3業務(1) 業務量、イ、患者数及び料金収入です。主な内容は先ほど申し上げたとおりです。ロ、病床利用率です。一般病床が54.4%、療養病床が31.3%、合計で48.1%となっています。なお、10月以降の地域包括ケア病棟につきましては一般病棟に区分しています。次にハ、科別状況の延べ患者数です。内科は入院1万1,708人、外来1万1,299人、合計では2万3,007人です。なお、今年の6月から、特にこれまでと診療体制は変わっていませんが、よりいっそう身近なかかりつけ医として地域の皆さんに寄り添ってまいりたいという意味を込めて、診療科目を内科から内科・総合診療科という表記に変更しています。外科は、外来で116人です。7月までの間、月2回の出張医による整形外科診療分を計上しています。小児科は外来で554人です。眼科は、毎週火曜日に出張医が外来に当たっておりまして、962人です。16ページに入ります。

(2) 事業収入に関する事項と、次の(3) 事業費に関する事項は、記載科目における前年度対比を掲載しています。全般的に収支状況が改善されていることがわかりかと思えます。

(4) その他主要な事項は、ございません。

17ページです。4会計の(1) 重要契約の要旨は、700万円以上の業務契約です。

(2) 企業債及び一時借入金の概況です。イ、企業債の年度末残高は2億733万1,906円です。ロ、一時借入金の借り入れはなく、年度末残高は0円です。

18ページに入ります。令和2年度キャッシュ・フロー計算書、19ページの注記事項、そして20ページからの収益費用明細書、23ページの資本費用明細書までは、これまで説明した収支科目の明細で記載のとおりとなっています。

続きまして24ページに入ります。固定資産明細書です。(1) 有形固定資産、(2) 無形固定資産と、それぞれ記載のとおりです。このうち(1) 有形固定資産における車両につきましては、町民の方からいただいた御寄付を基に購入した訪問診療用の自

動車です。

25 ページは、企業債明細書で企業債 9 件の内訳となっています。この表の一番下の企業債につきましては、医療機器の購入に伴い、令和 2 年度中に借入したものです。その他、別に決算資料をお配りしていますが、説明は省略をさせていただきます。

以上で、令和 2 年度病院事業会計決算の説明を終わります。

熊木委員長 それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございませんか。

西股委員 昨年電子カルテを導入したんですが、それによって事務の効率化などが図られたというような形で聞いているんですが、具体的にどのような形になっているのか。数的にそういうのが表れているのであれば、それをお聞かせ願いたいと思います。

熊木委員長 1 点ですね。お願いします。

町立病院事務担当主幹 昨年 8 月よりカルテを電子化いたしまして、今までの紙カルテから電子カルテということで展開しています。主な電子カルテの効用としましては、前よりも情報共有が早くなったこと。ドクターのみならず看護師、あと医事課のスタッフが同じ患者さんのカルテを同時に見ることによって非常に話が早くなり、業務の効率化が図られました。また、ドクターの指示、検査等の指示がその場で電子カルテに反映されまして、検査などの部分で確認できると。確認が終わった後はチェックするという機能もありまして、指示漏れ、指示受け漏れなどの減少にも役立っています。また、患者 ID により電子化されていますので、患者さんについての患者の取り違い等の危険性も減っています。また数値的なことですが、今まで申し上げたことは数字には表しにくいですが、数字としてもし表すのであれば、今回電子カルテを入れたことによりまして、データ提出加算という診療報酬が取れることになりました。こちらにつきましては、収益の中に含まれているものですから、いくらという金額は今ここで出てこないですけども、診療報酬、つまり病院の収入として、こちらのほうも収益として上がっていると。これが今のところが電子カルテを入れたことによるメリットです。

西股委員 今聞いた範囲はだいたいわかりましたが、データについて今は既に全部移行されたという形になるのですか、今まで既存のデータは。

町立病院事務担当主幹 データはカルテを移行する際の方法といたしまして、過去の紙カルテのデータを新しい電子カルテに入れるという方式はとっていません。8 月 1 日から新たに電子カルテに診療したものを載せていくと。ただ当然、当院に通院されている患者さんにつきましては過去のデータが必要なものですから、最初の 1 年間分、だいたい半年か 1 年間、今年の夏ぐらいまでは紙カルテを併用しながら電子カルテを見て、電子カルテに記載するけれども過去の情報については紙カルテを参照して。どんどん新しい情報がいきますので、おおよそ 1 年を通したところで、だいたいの患者さんにつきましては電子カルテのデータで十分まかなえるというふうになっています。

熊木委員長 ほかに質疑ございませんか。

内田委員 決算の項目ではないですけども、医療従事者としてワクチンが全て終

えられていると思うんですが、定期的なPCR検査などをされる予定というのはあるのでしょうか。

それとよそから南幌に引っ越してきた場合に、2週間というんですか、そういう期間を置かないと受診できないとか、そういったことがあるのでしょうか。2点です。

町立病院事務長 まずPCR検査の関係ですけれども、当院といたしましては、基本的に当日中で判明する自前の検査につきましては1日12検体まで、また翌日以降に判明します外注検査、業者のほうに出すほうですけれども、こちらにつきましては外来看護師が検体採取できる範囲までとなっています。そこでPCR検査の対応ですけれども、基本的に院内では当然万全のコロナ対策を期すために、風邪などの症状があった職員スタッフにつきましてはPCR検査をあわせて行っています。また、町外から本町に来られた方に対する検査等々につきましては、当院では特に実施はしていません。以上です。

内田委員 ありがとうございます。やはり病院、みどり野医院も近いものですからその辺は十分に注意されてお願いしたいと思いますし、また、よそからいらした方、その病院によって2週間はだめですというところもあるようですから、そういうことがないということで大変ありがたいなと思っています。今後ともよろしく願いいたします。以上です。

町立病院事務長 説明が不足しました。当院に新たに入院される方につきましては2週間の隔離はございませんが、当然、事前にPCR検査を実施して陰性が判明してから受け入れをさせていただいています。説明が漏れていました。よろしく願いします。

熊木委員長 よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

志賀浦委員 コロナ対策でいろいろ大変だったと思うんですけれども、外来の人数、コロナ関係で入ってきた人数をわかれば教えていただきたいなと思います。逆に言うと、外来が減になっているのに、それ以上にまたコロナ対策でそれを抜くとまた減になると。将来的な経営安定のためには、外来患者の増が見込まれないとまずいかなと思うんですけれども、その辺の差の人数、それも教えてもらって、あと、次年度以降、今年度もそうですけど、どのように対応していくのか、その辺わかったら教えてください。

町立病院事務担当主幹 コロナで当院に受診された患者さんという定義が、コロナ患者さんの場合は、検査を受けている陽性の方は岩見沢市立等に転院するものですから、それでいうとうちでコロナを治療した患者さんというのはいないですけれども、例えばPCR検査の件数は、例えば令和2年度ですと病院で行った件数が429件というふうな数字が出ています。この方々は基本的には風邪の症状があってコロナの疑いを持っているので、外来を受診されたという人数として算定していいと思っています。コロナによる受診控えですが、確実に外来患者さんは減っていますが、今後うちの病院が、当然コロナが収束して、当院としては外来患者さんに来てもらえるような診療体制を築いていかなくてはならないと。そのためには病院スタッフ一丸となって、患者さんに来ていただくような体制をつくっていく、これは院長共々常に考えていることです。コロナ患者さんで外来患者さんが増えてきますと、当然症状の重い方につ

いては当院に入院していただくということで、当院の病院事業全体としても経営が改善していくというふうに考えていますので、今後も外来患者さんが増えるように努めてまいりたいと考えています。

志賀浦委員 だいたい429件ということで、PCRその他で外来扱いになってくるのかなと思うんですけど、それを引いてしまうと外来分がもっと減が増えるのかなと。今年度、令和2年度、令和3年度とこの状況が続くのかなと思って、なかなか外来が戻ってこないのが事実ですけども、それをもうちょっと何かいい方法とかその取組があって、うまくやってほしいなと思います。

その中で、コロナ患者が例えば岩見沢管内かなとは思いますが、コロナで受入れられた後、要は退院時期になって南幌町で入院受け入れるなどという事例はあるのかなのか、その辺ちょっともしあるのであれば。コロナは治ったけれどもまだ入院しなくてはならないという人方が南幌町であったかどうか、その辺を教えてください。

町立病院事務担当主幹 結果を申し上げますと事例はあります。当院でコロナの判定が出まして岩見沢市立病院へ転院されましたが、その後岩見沢市立では一定期間が終了したということでコロナの治療も終わったということで退院するけれども、その患者様につきましては家へ帰られる状態ではないという患者さんにつきましては、当院で受け入れて治療が終わるまでいてもらった経緯があります。実績数は1件ないし2件というふうに考えています。

熊木委員長 ほかに質疑はございませんか。それではないようですので、質疑を終了してよろしいでしょうか。(はいの声)

それでは、質疑を終了いたします。

説明員が退席するまで暫時休憩といたします。

(午前10時00分)

(午前10時00分)

熊木委員長 それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

9日から審査を行っておりました認定第1号 令和2年度各会計決算認定について並びに認定第2号 令和2年度南幌町病院事業会計決算認定についての審議が終了いたしました。初めに3日間の質疑の状況を事務局長が記載しておりますので、その中で説明員の答弁漏れなどについて確認をお願いいたします。

議会事務局長 3日間で質問の数としては31人の方、45件の質問という状況になっています。あと、即答できなかった部分については、件数や人数の部分、例えばそれから町外、町内の内訳などということにつきましては、日程が終了した後、次の日程の前に各担当に来ていただいて資料等を配布して、説明をしていただいたということで、答弁漏れは結果的にはないと思います。以上です。

熊木委員長 ありがとうございます。今局長が報告したとおりですけども、特別委員会の意見について、特に付すべき事項があるかどうかお諮りいたします。

西股委員 統計調査の回答というのはまだいただいてないと思います。あの時は担当者がいないということで、まだその分がいただいていないというふうに思います。

議会事務局長 後日確認して御報告いたします。

熊木委員長 今、西股委員のほうから統計調査の質問についての回答がなかったということで、後日、資料を出してもらおうということでよろしいですか。

それでは、特別委員会の意見について特に付すべき事項があるかどうかをお諮りいたします。ありませんか。ないようですので、意見を付さないとして報告することに御異議ございませんか。（なしの声。）

それでは御異議なしと認めます。よって、意見を付さないことに決定いたしました。

本特別委員会に付託されました認定第1号及び認定第2号の2議案の審査が終了いたしましたので、採決をいたします。採決は議案ごとに起立採決といたします。

お諮りいたします。決算審査特別委員会に審査付託されました認定第1号 令和2年度各会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により意見を付さないで、認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席0名）

起立全員であります。よって、令和2年度各会計決算認定については、意見を付さないで認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

続きまして、決算審査特別委員会に付託されました認定第2号 令和2年度病院事業会計決算認定について、南幌町議会会議規則第77条の規定により意見を付さないで認定すべきものと決し、第3回議会定例会に報告することに、賛成の議員の起立を求めます。

（起立9名、着席0名）

お座りください。起立全員であります。よって、令和2年度病院事業会計決算認定については、意見を付さないで、認定すべきものとして、第3回議会定例会に報告することに決定いたしました。

採決のとおり本委員会に審査付託された2議案については、規則第77条の規定により、本日付けをもって全員賛成により認定すべきものとして議長に報告書を提出いたします。そのほかで皆様から何かあれば賜ります。ございませんか。（なしの声）

それでは、以上で決算審査特別委員会の議事全てを終了いたしました。本日まで3日間、委員各位のご協力をいただきありがとうございました。また私、初めての委員長で、議員の皆さん各位に本当に協力いただきありがとうございました。また説明する職員の方も丁寧に説明をいただいたと思っています。それから、事務局にもお世話になりました。1日目に時計が目の前にないものですから休憩の時間などを取るのにうろうろしていました。そしたら局長が2日目にテーブルにこの時計を持って来て置いてくれました。そういう皆さんの協力のもと無事終わらせることができました。本当にありがとうございました。ただいまをもって決算審査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前10時07分）